

住民監査請求に係る監査結果

令和3年12月20日付け監査監第1258号で受け付けた職員措置請求書（以下「請求書」という。）について、地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第242条第5項の規定により、監査を行ったので、その結果を次のとおり通知します。

なお、監査の実施に当たり、さいたま市議会議員のうちから選任された傳田ひろみ監査委員及び神坂達成監査委員については、法第199条の2の規定により除斥しました。

第1 請求の要旨

監査に当たり、請求人が提出した請求書及びその事実証明書から、請求人が主張する要旨を次のように解した。

令和2年度に●●●議員（以下「X議員」という。）に交付された政務活動費のうち123万1,456円（※1）は、政務活動費の使途運用指針（以下「使途運用指針」という。）に違反して使用されたものです。そこで123万1,456円（※1）をさいたま市に返還するよう、清水勇人市長はX議員に要求することを、監査委員が勧告することを求めます。

1(1) X議員は令和2年度上期に、事務所の家賃、警備保障契約代、ガス代、電気代、水道代として計68万8,957円を支出し、按分なしとして68万8,957円を政務活動費から事務所費として使用した。（第1号証）

同様に、令和2年度下期に、事務所の家賃、警備保障契約代、ガス代、電気代、水道代として計69万2,120円を支出し、按分なしとして69万2,120円を政務活動費から事務所費として使用した。（第2号証）

(2) しかし昨年、X議員の事務所には村井英樹衆議院議員のポスターが掲示され、事務所は政党活動にも使用されていたことは明白である。（第3号証）

(3) したがって、X議員の事務所費は、使途運用指針「3運用の基本指針 (3)按分支出の原則（※2）」による「対外的に明確に説明できることが必要です」に違反していることから、2分の1を上限として按分すべきであり、上期は34万4,478円、下期は34万6,060円を上限とすべきである。（第4号証）

(4) よって、令和2年度にX議員が政務活動費から事務所費として支出した額との差額69万539円（※3）をさいたま市に返還するよう勧告することを求めます。

2(1) X議員は令和2年度上期に給与としての人件費を計上し、計27万5,868円を政務活動費から支出した。（第5号証）

- (2) X議員は令和2年度下期に給与としての人件費を計上し、計26万5,049円を政務活動費から支出した。（第6号証）
- (3) しかし、X議員は給与について労働保険料を納付していない。パート・アルバイトを含めた労働者を1日でも雇っていれば、その事業主は労災保険と雇用保険の加入手続を行い、労働保険料を支払わなくてはならない。（第7号証）
- (4) 使途運用指針（※4）「5使途に関する指針(4)人件費」には「<備考>法令の定めのあるものについては、法令を遵守する」とあり、「雇用保険…ハローワーク」「労災保険…労働基準監督署」「源泉徴収…税務署」が挙げられており、X議員による政務活動費からの給与支払いは使途運用指針（※4）にも違反する。（第8号証）
- (5) したがって、X議員が支払った給与計54万917円をさいたま市に返還するよう勧告することを求めます。

上記のとおり法第242条第1項の規定により別紙事実証明書を添え、必要な措置を請求します。併せて、請求人による意見陳述の機会を求めます。

- ※1 請求書上、「123万1,455円」と表記されているが、「123万1,456円」の誤りであると解した。
- ※2 請求書上、「3運用の基本原則 (2)按分支出の原則」と表記されているが、「3運用の基本指針 (3)按分支出の原則」の誤りであると解した。
- ※3 請求書上、「69万538円」と表記されているが、「69万539円」の誤りであると解した。
- ※4 請求書上、「運用指針」と表記されているが、「使途運用指針」の誤りであると解した。

別紙事実証明書（第1号証～第8号証）は、省略

追加提出された証拠（令和4年1月24日提出）は、省略

第2 請求の受理

本請求について、法第242条第1項及び第2項の要件審査を実施したところ、要件を具備しているものと認め、令和3年12月23日付けで本請求の受理を決定した。

第3 監査の実施

1 対象事項

請求人が提出した請求書及び事実証明書等から判断して、令和2年度にX議員に交付された政務活動費のうち、請求人が本請求において主張する、事務所費として計上された69万539円及び人件費として計上された54万917円が違法又は不当な支出であるか、その結果、さいたま市長（以下「市長」という。）がX議員に対する返還請求

権の行使を怠っていると認められるかを監査対象とした。

2 対象所管

議会局総務部秘書総務課

3 監査方法

次の方法により監査を行った。

(1) 法第242条第7項の規定により、令和4年1月25日に請求人の陳述を聴取した。

請求人4名が出席した。令和4年1月24日に追加提出された証拠があった。

なお、令和3年12月20日付けで受け付け、令和3年12月23日付けで受理を決定した監査監第1238号から1286号までの同一請求人からの住民監査請求について、一括して行った。

(2) 令和4年1月25日に関係職員の陳述を聴取した。

「2 対象所管」から、秘書総務課長、秘書総務課長補佐及び総務係長の計3名が出席した。

なお、令和3年12月20日付けで受け付け、令和3年12月23日付けで受理を決定した監査監第1238号から1286号までの同一請求人からの住民監査請求について、一括して行った。

(3) 「第4 事実」に掲げる事項等について、事実関係の調査を実施した。

第4 事実

調査の結果、以下の事実が認められた。

1 関係法令の内容

(1) 労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）

第3条 この法律においては、労働者を使用する事業を適用事業とする。

(2) 雇用保険法（昭和49年法律第116号）

第4条 この法律において「被保険者」とは、適用事業に雇用される労働者であつて、第6条各号に掲げる者以外のものをいう。

第5条 この法律においては、労働者が雇用される事業を適用事業とする。

2 適用事業についての保険関係の成立及び消滅については、労働保険の保険料の徴収等に関する法律（昭和44年法律第84号。以下「徴収法」という。）の定めるところによる。

第6条 次に掲げる者については、この法律は、適用しない。

一 一週間の所定労働時間が20時間未満である者（第37条の5第1項の規定による申出をして高年齢被保険者となる者及びこの法律を適用することとした場合において第43条第1項に規定する日雇労働被保険者に該当することとなる者を除く。）

二 同一の事業主の適用事業に継続して31日以上雇用されることが見込まれない者（前2月の各月において18日以上同一の事業主の適用事業に雇用され

た者及びこの法律を適用することとした場合において第42条に規定する日雇労働者であつて第43条第1項各号のいずれかに該当するものに該当することとなる者を除く。)

三 季節的に雇用される者であつて、第38条第1項各号のいずれかに該当するもの

四 学校教育法(昭和22年法律第26号)第1条、第124条又は第134条第1項の学校の学生又は生徒であつて、前三号に掲げる者に準ずるものとして厚生労働省令で定める者

五 船員法(昭和22年法律第100号)第1条に規定する船員(船員職業安定法(昭和23年法律第130号)第92条第1項の規定により船員法第2条第2項に規定する予備船員とみなされる者及び船員の雇用の促進に関する特別措置法(昭和52年法律第96号)第14条第1項の規定により船員法第2条第2項に規定する予備船員とみなされる者を含む。以下「船員」という。)であつて、漁船(政令で定めるものに限る。)に乗り組むため雇用される者(一年を通じて船員として適用事業に雇用される場合を除く。)

六 国、都道府県、市町村その他これらに準ずるもの事業に雇用される者うち、離職した場合に、他の法令、条例、規則等に基づいて支給を受けるべき諸給与の内容が、求職者給付及び就職促進給付の内容を超えると認められる者であつて、厚生労働省令で定めるもの

(3) 労働保険の保険料の徴収等に関する法律(昭和44年法律第84号)

第2条 この法律において「労働保険」とは、労働者災害補償保険法(昭和22年法律第50号。以下「労災保険法」という。)による労働者災害補償保険(以下「労災保険」という。)及び雇用保険法(昭和49年法律第116号)による雇用保険(以下「雇用保険」という。)を総称する。

2 この法律において「賃金」とは、賃金、給料、手当、賞与その他名称のいかんを問わず、労働の対償として事業主が労働者に支払うもの(通貨以外のもので支払われるものであつて、厚生労働省令で定める範囲外のものを除く。)をいう。

3 賃金のうち通貨以外のもので支払われるものの評価に関し必要な事項は、厚生労働大臣が定める。

4 この法律において「保険年度」とは、4月1日から翌年3月31日までをいう。

第3条 労災保険法第3条第1項の適用事業の事業主については、その事業が開始された日に、その事業につき労災保険に係る労働保険の保険関係(以下「保険関係」という。)が成立する。

第4条 雇用保険法第5条第1項の適用事業の事業主については、その事業が開始された日に、その事業につき雇用保険に係る保険関係が成立する。

2 使途運用指針における政務活動費の概要

政務活動費は、法第100条第14項、第15項及び第16項の規定に基づき、さいたま市議会議員の調査研究その他の活動（以下「政務活動」という。）に資するため必要な経費の一部として交付されるもので、法、さいたま市議会政務活動費の交付に関する条例（平成25年さいたま市条例第1号。以下「交付条例」という。）及びさいたま市議会政務活動費の交付に関する条例施行規則（平成25年さいたま市規則第6号。以下「交付条例施行規則」という。）が根拠となっている。

さいたま市議会では、交付条例及び交付条例施行規則に基づき、使途運用指針を定めており、令和元年度改訂版においては、その主な概要は以下のとおりである。

(1) 交付対象（交付条例第2条）

ア 会派

2人以上の議員で構成される会派で、会派結成の届出が受理されたもの

イ 議員

月額として14万円の額を選択した会派に所属する議員及びいずれの会派にも所属しない議員（以下「交付対象議員」という。）

(2) 交付額（交付条例第4条及び第5条）

ア 会派

月額34万円又は月額14万円のうちから会派が選択した額×会派所属議員数

イ 交付対象議員

月額20万円

(3) 請求方法（交付条例第8条）

会派の代表者及び交付対象議員は、各半期の最初の月の7日までに、市長に対し当該半期分の政務活動費の交付を請求する。

(4) 運用の基本指針（使途運用指針「3 運用の基本指針」）

ア 政務活動費支出の原則

- (ア) 政務活動が目的であること。
- (イ) 政務活動の必要性があること。
- (ウ) 政務活動に要した金額や態様等に妥当性があること。
- (エ) 適正な手続がなされていること。
- (オ) 支出についての説明ができるよう書類等が整備されていること。

イ 実費弁償の原則

政務活動は、会派又は議員の自発的な意思に基づき行われるものであり、政務活動費は、「社会通念上妥当な範囲のこと」を前提に、原則として政務活動に要した費用の実費に充当する。

ウ 按分支出の原則

議員の活動は、議会活動、選挙活動、政党政治活動、後援会活動等と多様であり、各々の活動を明確に区分することは困難である。そのため、活動に要した費用の全

額に政務活動費を充当することが明らかに不適切であると認められる場合は、活動の実態に応じて費用を按分することになる。

したがって、全ての活動のうち政務活動に要した時間や事務所における占有面積の割合等に応じて費用を按分する必要がある。（対外的に明確に説明できることが必要である。）

エ 説明責任

政務活動費を支出したときは、交付条例により、会派及び交付対象議員には、議長に対し収支報告書を提出し、また市長に対して実績報告書を提出することが義務付けられている。

政務活動には、会派全体で行う活動のほか、複数の議員及び議員個人による活動があるが、いずれの場合でも、会派及び交付対象議員は、政務活動費の使途に関して、透明性を確保する必要がある。交付条例施行規則においても、会計帳簿及び領収書等は収支報告書等を提出すべき期間の末日の翌日から起算して5年を経過する日まで保存することが義務付けられており、これを整備保存し、市民に対する説明責任を果たさなければならない。

なお、更なる透明性の向上を目的として、令和元年度（改選後）交付分より領収書等の写しをインターネットにおいて公開する。

(5) 共通事項（使途運用指針「4 共通事項」）

共通事項として、次の6項目について定めている。

- ・「領収書等について」
- ・「交通費等旅費について」
- ・「備品の取扱いについて」
- ・「年度をまたぐ支払いについて」
- ・「長期前払費用について」
- ・「親族への支払いについて」

(6) 使途に関する指針（使途運用指針「5 使途に関する指針」）

ここでは、具体的な使途項目の内容、主な計上例及び考え方を記載し、共通事項を参照のうえ、実際の計上に当たっての参考とするよう明記されている。

本件政務活動費に関する部分については、次のとおりとなっている。（一部抜粋）

ア 人件費

内 容	政務活動を補助する職員の雇用に要する経費
主 な 計上例	給料、賃金、交通費、各種手当、社会保険料、人材派遣委託料、社会保険労務士・税理士等に係る費用
考 え 方 ・ 取 扱 い	① 補助職員に係る交通費については、「共通事項」を参照すること。

	<p>② 補助職員を雇用する場合は、雇用条件がわかる雇用契約書（参考様式8号等）、補助職員の氏名等が記載された雇用台帳（参考様式7号等）、及び給与台帳（源泉徴収簿又は賃金台帳）並びに勤務実態が分かる書類（出勤簿等）を作成し、保存する。</p> <p>③ 配偶者や扶養親族等、生計を一にする親族又は3親等内の血族及び2親等内の姻族を補助職員として雇用することはできない。</p> <p>④ 補助職員が政務活動の補助以外の業務（政党活動、後援会活動等の事務）を兼務している場合には、政務活動に要した時間の実数で計上し、按分はしない。</p> <p>⑤ 視察研修時の介助同行費用は政務活動費で計上することができる。</p> <p>⑥ 政務活動員とは会派及び会派に所属する議員の政務活動のみを補助する補助職員である。補助職員がその勤務時間内において政務活動の補助以外の業務（政党活動、後援会活動等の事務）を兼務している場合には政務活動員として届け出なければならない。</p> <p>なお、政務活動員については、政務活動員届出書を議長に提出し、政務活動員証の交付を受けることとする。</p> <p>※ 政務活動員として届出ができるのは、議員数10名までは2名までとし、以後、議員が5名増えるごとに1名増員できる。</p> <p>※ 政務活動員に係る経費については、按分することなく計上することができる。</p> <p><備考></p> <p>法令の定めのあるものについては、法令を遵守する。</p> <p>(行政機関)</p> <p>雇用保険…ハローワーク</p> <p>労災保険…労働基準監督署</p> <p>最低賃金…労働基準監督署</p> <p>源泉徴収…税務署</p> <p>個人情報の保護…個人情報保護委員会</p>
--	--

イ 事務所費

内 容	政務活動のために必要な事務所及び附帯施設・設備の賃借料、維持管理等に要する経費
主 な 計上例	事務所及び附帯施設・設備の賃借料、維持管理費（清掃委託費・警備委託費・修繕費等）、光熱水費、保険料、駐車場代等

考え方・取扱い	<p>① 事務所とは、政務活動の拠点として利用されている場所で、次の要件をいずれも備えていることとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・事務所としての形態を有していること。 ・事務所としての機能(事務所スペース、応接スペース、備品等)を有していること。 ・事務所を賃借する場合は、議員個人が契約者となること。 																
	<p>【事務所形態による賃借料の計上基準】</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>賃借料</th> <th>維持管理費 光熱水費</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>自宅の一部又は自宅敷地内の建物又は土地を事務所又は駐車場とする（第三者所有を除く）</td> <td>×</td> <td>○</td> </tr> <tr> <td>自己所有又は3親等内の血族及び2親等内の姻族が所有する建物又は土地を事務所又は駐車場とする</td> <td>×</td> <td>○</td> </tr> <tr> <td>自己の会社又は3親等内の血族及び2親等内の姻族が支配する会社を事務所とする。又はその会社が所有する土地を駐車場とする</td> <td>×</td> <td>○</td> </tr> <tr> <td>第三者が所有する建物又は土地を事務所又は駐車場とする</td> <td>○</td> <td>○</td> </tr> </tbody> </table>				賃借料	維持管理費 光熱水費	自宅の一部又は自宅敷地内の建物又は土地を事務所又は駐車場とする（第三者所有を除く）	×	○	自己所有又は3親等内の血族及び2親等内の姻族が所有する建物又は土地を事務所又は駐車場とする	×	○	自己の会社又は3親等内の血族及び2親等内の姻族が支配する会社を事務所とする。又はその会社が所有する土地を駐車場とする	×	○	第三者が所有する建物又は土地を事務所又は駐車場とする	○
	賃借料	維持管理費 光熱水費															
自宅の一部又は自宅敷地内の建物又は土地を事務所又は駐車場とする（第三者所有を除く）	×	○															
自己所有又は3親等内の血族及び2親等内の姻族が所有する建物又は土地を事務所又は駐車場とする	×	○															
自己の会社又は3親等内の血族及び2親等内の姻族が支配する会社を事務所とする。又はその会社が所有する土地を駐車場とする	×	○															
第三者が所有する建物又は土地を事務所又は駐車場とする	○	○															
<p>※維持管理費＝清掃委託費・警備委託費・修繕費(小規模修繕)等 ※3親等内の血族及び2親等内の姻族が支配する会社＝3親等内の血族及び2親等内の姻族が、その経営を支配している会社（実質的な経営者）</p>																	
<p>※自己所有又は3親等内の血族及び2親等内の姻族が所有する建物を事務所として使用する場合には、使用貸借契約書等を作成する必要がある。</p>																	
<p>② 会派又は議員が事務所を設置した場合は、事務所名、所在地、床面積、利用状況、按分割合等を記載した「事務所台帳」</p>																	

	<p>(参考様式第6号)を作成し、保管する。その他、事務所の見取図、内部及び外観の写真、賃貸借契約書等についても整理し、保管する。</p> <p>③ 自宅の一部又は自宅敷地内の建物又は土地や、自己所有又は3親等内の血族及び2親等内の姻族が所有する若しくはそれらの者が支配する会社の所有する建物や土地を事務所又は駐車場とする場合の賃借料については、原則として計上できない。ただし、それらの者以外からは調達できない場合においては、賃借料を計上することができるものとする。その場合には理由及び支払相手との関係を明記する書面を作成保管するものとする。</p> <p>また、光熱水費、維持管理費等については、使用実態に応じ按分して政務活動費で計上することができる。</p> <p>④ 事務所に付隨する駐車場の賃借料については、政務活動を目的とするもの又は来客用であれば計上することができる。</p> <p>⑤ 事務所の維持管理に必要な修繕に係る計上は、最小限かつ小規模なものに限る。</p> <p>したがって、建物の改築等大規模な修繕は、私的な資産形成と見られるおそれがあるため、政務活動費で計上できない。</p> <p>⑥ 事務所等の賃借契約に係る敷金は本来預け金的性格を有する一時金であり、不動産、特に家屋の賃貸借に際して賃料などの債務の担保にする目的で、賃借人が賃貸人に預けておく保証金である。賃貸借契約が終了する場合に賃借人に債務不履行がなければ明け渡し時に返還される。</p> <p>政務活動費は、原則交付を受けた年度内に精算することから、敷金を政務活動費で計上することは適切ではない。</p> <p>なお、契約解除時に事務所の修繕が必要な場合、その費用は本人が相当な注意を怠らない限り政務活動費で計上することができる。</p> <p>⑦ 事務所移転費用については、貸主都合（建物老朽化等）での移転等、合理的理由があるときに限り計上することができる。</p>
--	---

3 請求人の陳述

請求人の陳述の要旨は、次のとおりである。

昨年も4人で同様の住民監査請求を行い、監査委員から色々意見がつき、正された部分もあるが、そうでないものも多いので今回改めてチェックしたところ、多数のおかしな点があり、今回の住民監査請求を出した。

その一つが、チラシや広報紙の印刷に関してであり、名称・部数を領収書に記載すると使途運用指針にある。今回提出したうち、下半期はわりと守っているが、上半期は守っていない。監査委員からの意見により、問題があったと直した気持ちが各会派・議員にあったかもしれないが、それであれば上半期も直すべきである。

もう1点、資料購入費に関して、使途運用指針では、自宅で新聞等を定期購読して政務活動費で購入する場合、議員であるなしに関わらず、最低1紙は新聞を必ず自宅で取るものだから、1紙除いて2紙目からを請求するとある。

しかし、多くの議員が、新聞の購読料の領収書をそのまま請求しており、1紙自宅で取っているという証明がない。

今回新たな資料として提出したものは、自宅で朝日新聞と埼玉新聞の2紙を購読しているが、実際請求しているのは補記している朝日新聞だけで、埼玉新聞は自費で購読している。

他の議員もこういうかたちでやれば、1紙は自宅で取り、他の新聞に関して請求し、使途運用指針に基づくとはっきりする。

何も私たちは無理なものを求めているわけではない。1紙目は自宅と証明し、2紙目とはっきりと証明すべきである。

住民監査請求結果を出す場合に、監査委員から意見を付けることがありうると思うが、前回も誤解を招くことがないようにと意見が出ていたが、誤解を招くことがないよう、市民にはっきりわかるかたちで領収書を出すべきだというのを強く言っていただきたいと思う。

それが明確でないと他の議員の資料購入費に関しては、使途運用指針に反している疑いがあると言わざるを得ない。

今回、監査請求した金額は昨年より増えている。その主たる要因として人件費の問題があった。

昨年はチェックしなかったが、源泉徴収と労働保険料については、会派で行っている政務活動費ではしっかりとやっているが、議員個人では、やっている議員とそうでない議員に分かれている。

会派支給分はやっているので、どういう注意をしておかないといけないか、会派に相談するであろうし把握していくおかしくない。これは悪質性が高いと考え監査請求した。

国會議員の文書通信費が昨年からクローズアップされ、コロナ禍で市民国民の生活が苦しいということもあり、より一層しっかりと使い方が問われている。

こうした中で議会のお金の使い方について、予算を審議してもらう市議会に対して市執行部が色々文句を言うのは難しい。チェック機能となるのは監査委員なので、昨今の税金をしっかりと適正に使うという風潮を重ね合わせて適切な答えをいただきたい。

3件について非常に悪質だと思った事例を強く述べたい。

議員3人が、群馬県川場村の道の駅を視察した。一人あたり3,000円視察料として請求している。

請求書の6号証で「視察代」として3,000円を株式会社田園プラザ川場に支払いしている。何の根拠で3,000円という数字が出たか調べたところ、7号証にあるように、道の駅のホームページで視察について書いてあった。「なお、参加者全員に1,000円分の田園プラザ商品券を差し上げます。」

3人は誰も1,000円の商品券を挙げていない。事前に3人で示し合わせ、商品券を貰ったことを内緒にしようと、非常に悪意に満ちた請求と考える。もしかすると事前に認めて返還しているかもしれないが、過剰請求の事例である。

議会事務局の委託契約でチェックしている人がいながらこのような事態になり、チェック体制の仕様書についても疑問に思うので、それについては今後考えようと思っている。

換金性があり、これはポイントと同様の扱いなので、強く意見を申し上げたい。

昨年同様、今回も事務所費について監査請求したが、法律的には正しいとしても、グレーゾーンの運用は直していただきたい。

4 関係職員の陳述

関係職員の陳述の要旨は、次のとおりである。

なお、本請求に係る内容以外は除外した。

平成12年の法の一部改正により制度化された政務調査費は、平成25年3月1日に施行された法の一部改正により、その名称を政務活動費に改められた。

改正前の政務調査費は、議会における会派等への調査研究費等の助成を制度化し、情報公開を促進する観点から、その使途の透明性を確保することの重要性に鑑み、交付の対象、額及び交付の方法を条例で定めることとされており、さらに平成25年3月の法改正により、政務活動費を充てることができる経費の範囲については条例で定めること、議長は政務活動費の使途の透明性の確保に努めることとされている。

さいたま市においても、この法改正を受け、議員提出議案により従前の条例を全部改正し、現行の交付条例を制定し、交付条例施行規則を制定し、交付条例の運用上必要となる様式を整備している。

交付額については、交付条例第4条第1項、及び第5条第1項にあるように、会派支給分は月額34万円または月額14万円の一方を選択、月額14万円を選択した会派の議員及び、いずれの会派へも属さない議員への議員支給分は月額20万円となっている。

政務活動費の支出については、交付条例第10条には、市の事務及び地方行財政に関する調査研究、国、他の団体等に対して行う要請、陳情等のための活動その他の市民福祉の向上と市の発展のために行う活動に必要な経費で、別表に定めるものに充てなけれ

ばならないとある。

交付条例第11条第2項には、政務活動費の交付を受けた交付対象議員は、政務活動費の経理を適正に行わなければないとある。

政務活動費は、会派及び議員の調査研究その他の活動に資するために必要な経費であることを要し、個々の経費の支出は、使途運用指針に準拠する必要がある。

しかしながら、その活動は多岐多様にわたり、支出の対象となった活動に調査研究その他の活動の実態があり、市政との関連性等の合理性を欠くことが明らかである場合以外は、政務活動か否かの判断は、会派及び議員に委ねられることによって、会派及び議員の自律的判断が尊重されるべきものと考える。

本市議会では、継続的に議会改革に取り組んできた経緯があり、政務活動費についても、収支報告書には、全ての領収書等の写しを添付することとし、さらに閲覧規程を制定、また、その使途をより明確にするため、配布の使途運用指針を作成し、その後も必要に応じて改訂しているところである。

加えて、使途運用指針に適合しているか、支出内容を調査するために議会局で契約した調査機関を導入するほか、令和元年5月分以降の領収書等の写しをインターネットで公開するなど、使途の一層の透明性と適正な支出を図ってきたところであるが、これまで以上に政務活動費の使途の適正化と透明性の確保に取組んでいくよう努めていく。

昨年度の住民監査請求に際し、監査委員から「市民に対する説明責任を十分果たすことができる、より透明性の高い制度運用のための取組を強く望むものである」と意見があったことから、令和3年3月18日に各派代表者会議を開催し、使途運用指針を遵守し、交付条例及び交付条例施行規則に基づき、適正な取扱いを行うよう、改めて周知を行ったところである。

使途運用指針は改訂を重ねているため、令和2年度支出分については、令和元年度改訂の使途運用指針に準拠する必要がある。

議会局及び調査機関では、領収書等の確認時に関係書類により、使途運用指針に基づき支出されていることを確認している。

交付条例第16条第1項の規定において閲覧に供されるものは、交付条例第12条第1項に基づき議長に提出された収支報告書と、当該支出に係る領収書その他の当該支出の事実を証する書類の写しとなっている。

請求人の主張する事項に関しては、政務活動費の返還請求の必要の有無を判断するため、交付条例第12条第5項に規定される議長の調査権に基づき、対象議員に対して、当該政務活動費の使用の状況について調査を行ったので、その結果を含め意見を述べる。

なお、今回の住民監査請求は、昨年度に提出された住民監査請求と同種同様の内容や、令和3年7月に東京高裁において判決が出た訴訟で争われた内容と同種同様の内容が多数含まれていたことから、それらについては、それぞれ昨年度の内容と同様の陳述内容としている。

今回の意見陳述においては、定められた時間内において全ての案件を取り扱わなければ

ばならない事情等を鑑み、陳述における意見の詳細については、配付した陳述「別紙資料」をもって代えさせてもらいたい。

議会局及び調査機関では領収書等の提出を受けた際に、関係書類により使途運用指針に基づき支出されていることを確認しているが、今回の請求に係る部分については、議会局及び調査機関により、使途運用指針に基づき支出がなされていることを改めて確認している。

調査結果からも、使途運用指針に基づき適正に処理をしていると判断できることから、請求人の使途運用指針に反しているとする主張には、いずれも根拠がなく、請求人が求める措置は必要ないと考える。

※本請求に係る陳述「別紙資料」の要旨は、次のとおりである。

監査監第1258号、X議員の事務所費の支出に関してであるが、請求人が主張する「X議員は、令和2年度上期に「事務所の家賃、警備保障契約代、ガス代、電気代、水道代」として計68万8,957円を、令和2年度下期に「事務所の家賃、警備保障契約代、ガス代、電気代、水道代」として計69万2,120円を支払ったとする領収書を事務所費として提出している。」という件については、X議員より「当該金額を事務所費として計上したことは事実である。」との回答を受けている。

続いて、請求人からの「昨年、X議員の事務所には村井 英樹衆議院議員のポスターが掲示され、事務所は政党活動にも使用されていたことは明白である。したがって、X議員の事務所費は、使途運用指針の「3運用の基本指針 (3)按分支出の原則」にある「対外的に明確に説明できることが必要です。」に違反する。」との主張について、X議員に確認したところ、「ポスターが掲示されていた時期があることは事実であるが、事務所を政党活動には使用していない。また、ポスターの掲示をもって、政党活動に該当するとは考えていない。」との回答を受けており、政務活動の拠点として利用されている事務所において、当該主張のポスターを掲示することのみをもって、「政党活動に該当するため使途運用指針に反した不正な支出である」と断ずることはできないと考える。

次に、X議員の人事費の支出に関してであるが、請求人が主張する「X議員は、令和2年度上期に「給与」として計27万5,868円を、令和2年度下期に「給与」として計26万5,049円を支払ったとする領収書を人事費として提出している。」という件については、X議員より「当該金額を人事費として計上したことは事実である。」との回答を受けている。

続いて、人事費の件について、X議員に確認したところ、「使途運用指針にするとおり、雇用契約書、雇用台帳、源泉徴収簿、勤務実態が分かる書類を保存している。また、生計を一にする親族又は3親等内の血族及び2親等内の姻族を補助職員として雇用していない。」との回答を受けている。

人件費の計上については使途運用指針19ページの(4)人件費の考え方・取扱いに基づいた書類の整備がされていることを議会局、調査機関で再度確認していることからも、X議員の人件費の計上については使途運用指針上問題ないと考える。

【議会局において、原本及び関係書類を改めて確認している。】

5 関係職員の陳述に対する請求人の意見

請求人の意見の要旨は、次のとおりである。

なお、本請求に係る内容以外は除外した。

人件費の源泉徴収・労働保険について、「使途運用指針にあるとおり、雇用契約書、雇用台帳、源泉徴収簿、勤務実態が分かる書類を保存している。また、生計を一にする親族又は3親等内の血族及び2親等内の姻族を補助職員として雇用していない。」とあり使途運用指針上問題がないと書いてあるが、書類が揃っているから問題がないではなく、労働保険料等を払っているかを確認していないことになる。

法律できちんと義務付けられている。それを守っているか、確認されてないし触れていない。法令に違反しているのに支出を認めて問題ないとするのは納得できない。

人件費の件で、書類が存在していると言っているが、それぞれ国の機関に相談したほうがいいのかなと思ってしまう。議会局が確認しているのだから、国の機関が調査を行っても問題ないか。

6 関係職員の陳述に対する監査委員の質疑

関係職員の陳述に対する監査委員の質疑の要旨は、次のとおりである。

なお、本請求に係る内容以外は除外した。

(1) 今回の住民監査請求を受けて、対象会派、対象議員に対して調査を行った旨の説明があったが、調査の日程、どこで調査をしたかといったことはまとめているかとの質問に対し、次のとおり回答を得た。

(秘書総務課長回答)

原本・関係書類の確認行った日付、職員の一覧を表にしたもののが残っている。

議員控室において、職員が二人一組で、議員と対面で原本・関係書類の確認を行った。一部の議員にはオンラインで実施した。

(2) 使途運用指針の人件費に「備考」があり、「法令の定めのあるものについては、法令を遵守する」として税金や社会保険関係があるが、「備考」の位置付けはとの質問に対し、次のとおり回答を得た。

(秘書総務課長回答)

特別に定めている使途運用指針とは区別し、「備考」という表記にしている。

人件費として支出を行う際は、関連している項目と行政機関を、参考に近いかたちで記載している。

- (3) 交付条例第10条関係別表中、人件費において「社会保険料等の経費」とあるが、社会保険料等の経費が政務活動費で支出されていなければ、使途運用指針の対象外となるのか。政務活動費から支出されていないものは、使途運用指針の対象外となるのかとの質問に対し、次のとおり回答を得た。

(秘書総務課長回答)

政務活動費から支出されているもの以外は使途運用指針の対象外となる。

- (4) 昨年度の監査委員からの意見「政務活動費の使途が使途運用指針に違反しているとの疑念を抱かれる余地があり、事実として住民監査請求に至った事例が多数あることから、今後においては、市民に対する説明責任を十分果たすことができるよう、より透明性の高い制度運用のための取組を強く望むものである」について、各派代表者会議で使途運用指針の適正な取り扱いについて周知をしたと聞いたが、具体的にはとの質問に対し、次のとおり回答を得た。

(秘書総務課長回答)

令和3年3月18日に各派代表者会議を通じて監査結果を報告し、また、監査委員の意見についても協議を行った。

新聞購読料の質問書の提出、領収書等貼付用紙への補記の徹底などを行うこととし、会派を通じて各議員に周知した。

7 法第199条第8項の規定による調査事項

法第199条第8項の規定により、次のとおり関係職員に対して調査を実施した。

なお、令和3年12月20日付けで受け付け、令和3年12月23日付けで受理を決定した監査監第1238号から1286号までの同一請求人からの政務活動費に係る住民監査請求について、一括した内容となっているものも含む。

- (1) 議員の活動の中で政務活動費以外で支出した内容の報告、例えば人件費のうち政務活動費外で支出した内容については、市に報告しなければならないものかとの質問に対し、次のとおり回答を得た。

(回答)

報告する必要はない。

- (2) 領収書等のインターネットでの公開の趣旨から鑑み、実績報告の審査において、その要件とされるものにおいては、公開するのが適当と考えるが、インターネットで公開する領収書等の範囲について聞きたいとの質問に対し、次のとおり回答を得た。

(回答)

交付条例第16条第1項において、「何人も、議長に対し、議長の定めるところにより、第12条の規定により提出された収支報告書等の閲覧を請求することができ

る。」と規定されている。また、同条例第12条第1項及び第2項には「政務活動費の交付を受けた会派の代表者及び交付対象議員は、規則で定めるところにより、政務活動費に係る収入及び支出の報告書（以下「収支報告書」という。）を作成し、これに当該支出に係る領収書その他の当該支出の事実を証する書類（以下「領収書等」という。）の写しを添付して、議長に提出しなければならない。2 前項の収支報告書及び領収書等の写し（以下「収支報告書等」という。）は、政務活動費の交付を受けた各半期の末日の翌日から起算して1月以内に提出しなければならない。」と規定されている。

インターネットで公開する範囲についても、条例により定められた閲覧と同一物を公開している。

- (3) 新聞を購読し、政務活動費として経費を計上している場合、収支報告や実績報告がなされたときに、新聞の配達先「自宅」「事務所」の別の確認を行っているのか。

また、新聞を購読しているのが自宅であった場合、1紙目の領収書の確認は行っているのか。印刷物等の作成や配布に係る領収書に、名称や作成部数が記載されていない場合、収支報告書提出時に「内容が分かるもの」を確認しているのかとの質問に対し、次のとおり回答を得た。

(回答)

今回の監査対象となっている議員に対して、購読場所を改めて確認を行ったところである。

また、自宅兼事務所で購読している1紙目の購読内容について資料等の提出は求めていない。広報紙等に係る名称や作成部数が領収書に記載されていない場合において、別紙や請求書等を確認している。

- (4) 人件費において「雇用契約書」「雇用台帳」「給与台帳（源泉徴収簿又は賃金台帳）」並びに勤務実態が分かる書類（出勤簿等）を保存していると、議員からは回答を得ていると聞くが、各書類の原本若しくは写しを確認し、その内容までを確認しているのか、それとも議員から「保存している」の回答をもって「書類が整備されていることを確認した」としているのか。また、今回住民監査請求された内容のうち、労災保険については事業者負担として全ての事業所で納付義務があるが、各議員の労災保険料納付状況について、確認したのか。議長の調査権により確認できるのかとの質問に対し、次のとおり回答を得た。

(回答)

源泉所得税及び雇用保険料については、源泉徴収簿又は賃金台帳を議会局及び調査機関において、目視で確認している。

また、交付条例第12条第5項に基づく議長調査は、収支報告書に計上された支出に係る領収書等を調査の対象としているため、計上されていない労災保険料は議長調査の対象外と考える。

- (5) 使途運用指針の「4 共通事項 (1)領収書等について ⑪ポイント還元サービス」に

おけるポイント還元サービスの対象「差引」すべきものの考え方について、「ポイント還元サービスで付与されたポイントについては、原則として利用が認められません。」「支払い時にやむを得ずポイントが付与された場合は、その金額を値引き分として現金換算し計上金額から現金換算ポイント分を差し引かなければなりません。」とある。使途運用指針における「ポイント還元サービス」にかかる規定設計時に、今回の現地でしか使用ができない商品券のような内容については、特段想定や考慮はしていなかったのかとの質問に対し、次のとおり回答を得た。

(回答)

使途運用指針の「4 共通事項 (1)領収書等について⑪」は、「「ポイント還元サービス」で付与されたポイントについては、原則として利用が認められません」とあるとおり、支払った領収書についての取扱い・考え方であり、付与されたポイントを使用した政務活動費の計上を禁止した「支出」に関する規程である。

法第100条第14項において、「(略) 当該政務活動費の交付の対象、額及び交付の方法並びに当該政務活動費を充てることができる経費の範囲は、条例で定めなければならない。」と規定されており、交付条例においても、法の趣旨にのっとり、交付の対象、額、交付の方法及び政務活動費を充てることが出来る経費の範囲などが定められている。

のことから、使途運用指針はどのような活動に「支出」できるかを定めるものであり、原則として「収入」については規定しない。

(6) 郵送料について、議員から「郵便区内特別郵便に該当しなかった」との回答であるが、同一区内の郵便物が100通未満であったということでよいかとの質問に対し、次のとおり回答を得た。

(回答)

議員に対し、改めて確認したところ、「同一区内の郵便物は100通未満である」との回答を得ている。

第5 監査委員の判断

以上のような事実確認に基づき、監査委員は、次のように判断した。

本請求は、市長が令和2年度にX議員に交付した政務活動費のうち、事務所費として計上された69万539円及び人件費として計上された54万917円は、使途運用指針に違反して支出されたものであるとして、123万1,456円をさいたま市に返還するよう、市長はX議員に要求することを、監査委員が勧告することを求めた事案である。

そのような措置を求める理由として、請求人は次のとおり主張している。

事務所費について、昨年（令和2年）、X議員の事務所には衆議院議員のポスターが掲示され、事務所は政党活動にも使用されていたことは明白であるとし、使途運用指針「3

運用の基本指針（3）按分支出の原則」の「対外的に明確に説明できることが必要です。」との規定に違反していることから、2分の1を上限として按分すべきであると主張している。

人件費については、X議員は給与について労働保険料を納付していないとし、パート・アルバイトを含めた労働者を1日でも雇っていれば、その事業主は労災保険と雇用保険の加入手続を行い、労働保険料を支払わなくてはならないと主張している。

また、使途運用指針「5 使途に関する指針（4）人件費」には「<備考>法令の定めのあるものについては、法令を遵守する」とあり、「雇用保険…ハローワーク」「労災保険…労働基準監督署」「源泉徴収…税務署」が挙げられており、X議員による政務活動費からの給与支払いは使途運用指針にも違反すると主張している。

政務活動費については、法第100条第14項、第15項及び第16項に規定されており、同条第14項に「普通地方公共団体は、条例の定めるところにより、その議会の議員の調査研究その他の活動に資するため必要な経費の一部として、その議会における会派又は議員に対し、政務活動費を交付することができる。この場合において、当該政務活動費の交付の対象、額及び交付の方法並びに当該政務活動費を充てることができる経費の範囲は、条例で定めなければならない。」とあることから、市は、交付条例及び交付条例施行規則を制定し、これらの法令を根拠に、政務活動費の交付に係る支出事務を執行している。

さらに、さいたま市議会は、政務活動費の適正な支出と使途の透明性を確保するため、使途運用指針を作成しており、ここに「運用の基本指針」や「使途に関する指針」等が示されているところである。

政務調査費においては、「政務調査費の支出に使途制限違反があることが収支報告書等の記載から明らかにうかがわれるような場合を除き、監査委員を含め区の執行機関が、実際に行われた政務調査活動の具体的な目的や内容等に立ち入ってその使途制限適合性を審査することを予定していないと解される」（最高裁平成21年12月17日第一小法廷判決）、「議員の調査研究活動は多岐にわたり、個々の経費の支出がこれに必要かどうかについては議員の合理的判断に委ねられる部分がある」（最高裁平成22年3月23日第三小法廷判決）とされ、これらの判例は、政務活動費においても同様に該当すると解される。

このため、政務活動費の使途においては、会派及び議員の自主性、自律性が尊重されなければならないが、一方で政務活動費が市の公金であることから、使途における透明性の確保と説明責任が求められるといえる。

本請求の監査対象とした、令和2年度にX議員に交付された政務活動費のうち、事務所費として計上された69万539円及び人件費として計上された54万917円が違法又は不当な支出であるか、その結果、市長がX議員に対する返還請求権の行使を怠っていると認められるかを判断するに当たり、本件支出のうち、人件費については請求人の主張する関係法令又は使途運用指針に違反しているとする請求人の主張が認められるか、その他支出については使途運用指針に違反しているとする請求人の主張が認められるか検討を行

うこととする。

まず、事務所費について、X議員の事務所には衆議院議員のポスターが掲示され、事務所は政党活動にも使用されていたことは明白であるとの請求人の主張に対し、関係職員は、交付条例第12条第5項に規定される議長の調査権に基づく調査結果として、X議員から「ポスターが掲示されていた時期があることは事実であるが、事務所を政党活動には使用していない。また、ポスターの掲示をもって、政党活動に該当するとは考えていない。」との回答を得ており、政務活動の拠点として利用されている事務所において、当該主張のポスターを掲示することのみをもって、政党活動に該当するため使途運用指針に反した不正な支出であると断することはできないと考えている。また、議会局において、本件支出に係る原本及び関係書類を改めて確認しているとしている。

使途運用指針「3 運用の基本指針 (3)按分支出の原則」において、「議員の活動は、議会活動、選挙活動、政党政治活動、後援会活動等と多様であり、各々の活動を明確に区分することは困難です。そのため、活動に要した費用の全額に政務活動費を充当することが明らかに不適切であると認められる場合は、活動の実態に応じて費用を按分することになります。全ての活動のうち政務活動に要した時間や事務所における占有面積の割合等に応じて費用を按分する必要があります。（対外的に明確に説明できることが必要です。）」と規定されている。

本件については、政党に關係するポスターの掲示のみをもって、直ちに政党活動に当たると判断することはできないと認められることから、本件支出は活動に要した費用の全額に政務活動費を充当することが明らかに不適切であると認められる場合に当たるとまではいえず、按分を必要としないものと解する。

したがって、本件支出は、使途運用指針に違反するということはできない。

次に、人件費については、X議員は給与について労働保険料を納付していないとの請求人の主張に対し、関係職員は、交付条例第12条第5項に規定される議長の調査権に基づく調査結果として、X議員から「使途運用指針にあるとおり、雇用契約書、雇用台帳、源泉徴収簿、勤務実態が分かる書類を保存している。また、生計を一にする親族又は3親等内の血族及び2親等内の姻族を補助職員として雇用していない。」との回答を得ており、人件費の計上については使途運用指針「5 使途に関する指針 (4)人件費」の「②補助職員を雇用する場合は、雇用条件がわかる雇用契約書（参考様式8号等）、補助職員の氏名等が記載された雇用台帳（参考様式第7号等）、及び給与台帳（源泉徴収簿又は賃金台帳）並びに勤務実態が分かる書類（出勤簿等）を作成し、保存する」とあるとおり、X議員が当該書類を作成、保管していることを議会局及び調査機関で再度確認しているとしている。さらに、交付条例第10条関係別表中、人件費において「社会保険料等の経費」とあるが、社会保険料等の経費が政務活動費で支出されていなければ、使途運用指針の対象外となるのか。政務活動費の経費として計上されていないものは、使途運用指針の対象外となるの

かとの監査委員の質疑に対し、関係職員は、政務活動費から支出されているもの以外は使途運用指針の対象外となるとしている。

また、使途運用指針「5 使途に関する指針 (4)人件費」には「<備考>法令の定めのあるものについては、法令を遵守する」とあり、「雇用保険…ハローワーク」「労災保険…労働基準監督署」「源泉徴収…税務署」が挙げられており、X議員による政務活動費からの給与支払いは使途運用指針にも違反するとの請求人の主張、使途運用指針の人件費に「備考」があり、「法令の定めのあるものについては、法令を遵守する」として税金や社会保険関係があるが、「備考」の位置付けはとの監査委員の質疑に対しては、関係職員は、特別に定めている使途運用指針とは区別し、「備考」という表記とし、人件費として支出を行う際は、関連している項目と行政機関を、参考に近いかたちで記載しているとしている。

使途運用指針「5 使途に関する指針 (4)人件費 考え方・取扱い」において、「①補助職員に係る交通費については、「共通事項」を参照すること。②補助職員を雇用する場合は、雇用条件がわかる雇用契約書（参考様式8号等）、補助職員の氏名等が記載された雇用台帳（参考様式7号等）、及び給与台帳（源泉徴収簿又は賃金台帳）並びに勤務実態が分かる書類（出勤簿等）を作成し、保存する。③配偶者や扶養親族等、生計を一にする親族又は3親等内の血族及び2親等内の姻族を補助職員として雇用することはできない。④補助職員が政務活動の補助以外の業務（政党活動、後援会活動等の事務）を兼務している場合には、政務活動に要した時間の実数で計上し、按分はしない。⑤視察研修時の介助同行費用は政務活動費で計上することができる。⑥政務活動員とは会派及び会派に所属する議員の政務活動のみを補助する補助職員である。補助職員がその勤務時間内において政務活動の補助以外の業務（政党活動、後援会活動等の事務）を兼務している場合には政務活動員として届け出ることができない。なお、政務活動員については、政務活動員届出書を議長に提出し、政務活動員証の交付を受けることとする。※ 政務活動員として届出ができるのは、議員数10名までは2名までとし、以後、議員が5名増えるごとに1名増員できる。※ 政務活動員に係る経費については、按分することなく計上することができる。」と規定され、統いて「<備考>法令の定めのあるものについては、法令を遵守する。（行政機関）雇用保険…ハローワーク 労災保険…労働基準監督署 最低賃金…労働基準監督署 源泉徴収…税務署 個人情報の保護…個人情報保護委員会」と記載されている。

一般的な国語辞典によれば、備考とは「参考のために付記すること。また、その事柄・記事。」との意味であり、本文に書くほどではないが、本文理解のために参考になることを書き添えたものであると理解できることから、使途運用指針における備考の位置付けは、政務活動費に限らず、人件費において考慮すべき手続事項を参考に記載したものであると解する。

本請求においては、補助職員に給与として支給した額並びに大宮税務署に納付した源泉所得税及び復興特別所得税を政務活動費として計上していることが認められており、市民

の代表である議員において、補助職員を雇用する場合にあっては、源泉徴収その他の税関係法令及び労災保険、雇用保険その他の労働関係法令に基づく必要な手続を行うことは当然のことである。

しかし、使途運用指針において、人件費に係る経費の全てを政務活動費で計上しなければならないと規定されていない。また、経費として計上されず、政務活動費として支出されていない労働保険料については使途運用指針の対象ではないこと、備考の位置付けが、政務活動費に限らず人件費において考慮すべき手続事項を参考に記載したものであり、当該手続は使途運用指針の要件とまでは認められないことから、労働保険料が政務活動費に計上されていないことのみをもって、請求人が主張する関係法令及び使途運用指針に違反しているとまではいえないと解する。

その他、X議員の人件費に係る支出について、違法と認めるに足りる証拠はない。

したがって、本件支出は、請求人が主張する関係法令及び使途運用指針に違反するということはできない。

第6 結論

以上のことから総合的に判断した結果、監査委員は、次のとおり結論に至った。

令和2年度にX議員に交付された政務活動費のうち、事務所費として計上された69万539円及び人件費として計上された54万917円について、違法又は不当な支出とはいえず、その結果、市長がX議員に対する返還請求権の行使を怠っているとは認められない。請求人の主張は認めることができず、よって、本請求には理由がないものと判断する。

住民監査請求に係る監査結果

令和3年12月20日付け監査監第1259号で受け付けた職員措置請求書（以下「請求書」という。）について、地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第242条第5項の規定により、監査を行ったので、その結果を次のとおり通知します。

なお、監査の実施に当たり、さいたま市議会議員のうちから選任された傳田ひろみ監査委員及び神坂達成監査委員については、法第199条の2の規定により除斥しました。

第1 請求の要旨

監査に当たり、請求人が提出した請求書及びその事実証明書から、請求人が主張する要旨を次のように解した。

令和2年度に●●●●議員（以下「X議員」という。）に交付された政務活動費のうち193万3,484円（※1）は、政務活動費の使途運用指針（以下「使途運用指針」という。）に違反して使用されたものです。そこで193万3,484円（※1）をさいたま市に返還するよう、清水勇人市長はX議員に要求することを、監査委員が勧告することを求めます。

1(1) X議員は令和2年度上期に、48万円を、事務所費として政務活動費から支出した。
(第1号証)

同様に、令和2年度下期に、48万円（※2）を、事務所費として政務活動費から支出した。（第2号証）

(2) 事務所費では「①（※3）事務所とは、政務活動の拠点として利用されている場所で、次の要件をいずれも備えていることとする。

- ・事務所としての形態を有していること。
- ・事務所としての機能（事務所スペース、応接スペース、備品等）を有していること。
- ・事務所を賃借する場合は、議員個人が契約者となること。」と規定されている。（第3号証）

(3) しかし、X議員の事務所はどのように調べても存在を確認できず、確認できるのは自宅のみである。（第4号証）

(4) したがって、実態のない事務所費を政務活動費から支出しているのは使途運用指針の違反であり、令和2年度にX議員が政務活動費から事務所費として支出した96万円（※4）をさいたま市に返還するよう勧告することを求めます。

2(1) X議員は令和2年度上期に給与としての人物費を計上し、計41万8,571円

(※5) を政務活動費から支出した。 (第5号証)

X議員は令和2年度下期に給与としての人件費を計上し、計48万8,571円を政務活動費から支出した。 (第6号証)

- (2) しかし、X議員は給与について源泉徴収を行わず労働保険料を納付していない。
- (3) 国税庁のHPによれば、会社や個人が、人を雇って給与を支払ったり、税理士、弁護士、司法書士などに報酬を支払ったりする場合には、その支払の都度支払金額に応じた所得税及び復興特別所得税を差し引くことになっている。例外は「常時2人以下の手伝いさんなどのような家事使用人だけに給与を支払っている個人」であるが、政務活動費で雇用する補助職員は「お手伝いさんなどのような家事使用人」ではない。 (第7号証)
- (4) 人を雇って給与を支払いながら源泉徴収を行わなかったことは所得税法第6、183、184、200、204、229、230条及び復興財源確保法第8、28条に違反しており、X議員による政務活動費からの給与支払いは違法な支出である。
- (5) また、パート・アルバイトを含めた労働者を1日でも雇っていれば、その事業主は労災保険と雇用保険の加入手続きを行い、労働保険料を支払わなくてはならない。 (第8号証)
- (6) 使途運用指針(※6)「5使途に関する指針(4)人件費」には「<備考>法令の定めのあるものについては、法令を遵守する」とあり、「雇用保険…ハローワーク」「労災保険…労働基準監督署」「源泉徴収…税務署」が挙げられており、X議員による政務活動費からの給与支払いは使途運用指針(※6)にも違反する。 (第9号証)
- (7) したがって、X議員が支払った給与計90万7,142円(※7)をさいたま市に返還するよう勧告することを求めます。

3(1) X議員は令和2年度上期に、自宅で購読した毎日新聞、朝日新聞、埼玉新聞の購読料3万9,137円(※8)を、資料購入費として政務活動費から支出した。 (第10号証)

同様に、令和2年度下期に、自宅で購読した朝日新聞、埼玉新聞の購読料2万7,205円を、資料購入費として政務活動費から支出した。 (第11号証)

- (2) 使途運用指針「5使途に関する指針(6)資料購入費」では「②自宅で購読している新聞等の購読料は計上できない。ただし、自宅を事務所としている場合の新聞購読料については、一般的に家庭でも1紙は購読していると考え、1紙分は自己負担とし、2紙目からは政務活動費を充てることができるが、購読できる部数は、必要最小限とする。」と規定されている。 (第12号証)
- (3) したがって、X議員が自宅で購読している毎日新聞、朝日新聞、埼玉新聞(※9)の購読料を政務活動費から支出しているのは使途運用指針の違反であり、令和2年度にX議員が政務活動費から資料購入費として支出した新聞購読料6万6,342円(※10)をさいたま市に返還するよう勧告することを求めます。

上記のとおり法第242条第1項の規定により別紙事実証明書を添え、必要な措置を請求します。併せて、請求人による意見陳述の機会を求めます。

- ※1 請求書上、「200万6, 164円」と表記されているが、「193万3, 484円」の誤りであると解した。
- ※2 請求書上、「49万1, 680円」と表記されているが、「48万円」の誤りであると解した。
- ※3 請求書上、「①1」と表記されているが、「①」の誤りであると解した。
- ※4 請求書上、「97万1, 680円」と表記されているが、「96万円」の誤りであると解した。
- ※5 請求書上、「48万8, 571円」と表記されているが、「41万8, 571円」の誤りであると解した。
- ※6 請求書上、「運用指針」と表記されているが、「使途運用指針」の誤りであると解した。
- ※7 請求書上、「97万7, 142円」と表記されているが、「90万7, 142円」の誤りであると解した。
- ※8 請求書上、「3万137円」と表記されているが、「3万9, 137円」の誤りであると解した。
- ※9 請求書上、「朝日新聞、埼玉新聞」と表記されているが、「毎日新聞、朝日新聞、埼玉新聞」の誤りであると解した。
- ※10 請求書上、「5万7, 342円」と表記されているが、「6万6, 342円」の誤りであると解した。

別紙事実証明書（第1号証～第12号証）は、省略
追加提出された証拠（令和4年1月24日提出）は、省略

第2 請求の受理

本請求について、法第242条第1項及び第2項の要件審査を実施したところ、要件を具備しているものと認め、令和3年12月23日付けで本請求の受理を決定した。

第3 監査の実施

1 対象事項

請求人が提出した請求書及び事実証明書等から判断して、令和2年度にX議員に交付された政務活動費のうち、請求人が本請求において主張する、事務所費として計上された96万円、人件費として計上された90万7, 142円及び資料購入費として計上さ

れた6万6,342円が違法又は不当な支出であるか、その結果、さいたま市長（以下「市長」という。）がX議員に対する返還請求権の行使を怠っていると認められるかを監査対象とした。

2 対象所管

議会局総務部秘書総務課

3 監査方法

次の方法により監査を行った。

(1) 法第242条第7項の規定により、令和4年1月25日に請求人の陳述を聴取した。

請求人4名が出席した。令和4年1月24日に追加提出された証拠があった。

なお、令和3年12月20日付けで受け付け、令和3年12月23日付けで受理を決定した監査監第1238号から1286号までの同一請求人からの住民監査請求について、一括して行った。

(2) 令和4年1月25日に関係職員の陳述を聴取した。

「2 対象所管」から、秘書総務課長、秘書総務課長補佐及び総務係長の計3名が出席した。

なお、令和3年12月20日付けで受け付け、令和3年12月23日付けで受理を決定した監査監第1238号から1286号までの同一請求人からの住民監査請求について、一括して行った。

(3) 「第4 事実」に掲げる事項等について、事実関係の調査を実施した。

第4 事実

調査の結果、以下の事実が認められた。

1 関係法令の内容

(1) 所得税法（昭和40年法律第33号）

第6条 第28条第1項(給与所得)に規定する給与等の支払をする者その他第四編第一章から第六章まで(源泉徴収)に規定する支払をする者は、この法律により、その支払に係る金額につき源泉徴収をする義務がある。

第183条 居住者に対し国内において第28条第1項(給与所得)に規定する給与等(以下この章において「給与等」という。)の支払をする者は、その支払の際、その給与等について所得税を徴収し、その徴収の日の属する月の翌月十日までに、これを国に納付しなければならない。

2 法人の法人税法第2条第十五号(定義)に規定する役員に対する賞与については、支払の確定した日から一年を経過した日までにその支払がされない場合には、その一年を経過した日においてその支払があつたものとみなして、前項の規定を適用する。

第184条 常時二人以下の家事使用人のみに対し給与等の支払をする者は、前条の規定にかかわらず、その給与等について所得税を徴収して納付することを要し

ない。

第200条 常時二人以下の家事使用人のみに対し第28条第1項(給与所得)に規定する給与等の支払をする者は、前条の規定にかかわらず、その支払う退職手当等について所得税を徴収して納付することを要しない。

第204条 居住者に対し国内において次に掲げる報酬若しくは料金、契約金又は賞金の支払をする者は、その支払の際、その報酬若しくは料金、契約金又は賞金について所得税を徴収し、その徴収の日の属する月の翌月十日までに、これを国に納付しなければならない。

- 一 原稿、さし絵、作曲、レコード吹込み又はデザインの報酬、放送謝金、著作権(著作隣接権を含む。)又は工業所有権の使用料及び講演料並びにこれらに類するもので政令で定める報酬又は料金
 - 二 弁護士(外国法事務弁護士を含む。)、司法書士、土地家屋調査士、公認会計士、税理士、社会保険労務士、弁理士、海事代理士、測量士、建築士、不動産鑑定士、技術士その他これらに類する者で政令で定めるものの業務に関する報酬又は料金
 - 三 社会保険診療報酬支払基金法(昭和23年法律第129号)の規定により支払われる診療報酬
 - 四 職業野球の選手、職業拳けん闘家、競馬の騎手、モデル、外交員、集金人、電力量計の検針人その他これらに類する者で政令で定めるものの業務に関する報酬又は料金
 - 五 映画、演劇その他政令で定める芸能又はラジオ放送若しくはテレビジョン放送に係る出演若しくは演出(指揮、監督その他政令で定めるものを含む。)又は企画の報酬又は料金その他政令で定める芸能人の役務の提供を内容とする事業に係る当該役務の提供に関する報酬又は料金(これらのうち不特定多数の者から受けるものを除く。)
 - 六 キャバレー、ナイトクラブ、バーその他これらに類する施設でフロアにおいて客にダンスをさせ又は客に接待をして遊興若しくは飲食をさせるものにおいて客に侍してその接待をすることを業務とするホステスその他の者(以下この条において「ホステス等」という。)のその業務に関する報酬又は料金
 - 七 役務の提供を約することにより一時に取得する契約金で政令で定めるもの
 - 八 広告宣伝のための賞金又は馬主が受ける競馬の賞金で政令で定めるもの
- 2 前項の規定は、次に掲げるものについては、適用しない。
- 一 前項に規定する報酬若しくは料金、契約金又は賞金のうち、第28条第1項(給与所得)に規定する給与等(次号において「給与等」という。)又は第30条第1項(退職所得)に規定する退職手当等に該当するもの
 - 二 前項第一号から第五号まで並びに第七号及び第八号に掲げる報酬若しくは料金、契約金又は賞金のうち、第183条第1項(給与所得に係る源泉徴収義務)の規定により給与等につき所得税を徴収して納付すべき個人以外の個人から支

払われるもの

三　前項第六号に掲げる報酬又は料金のうち、同号に規定する施設の経営者(以下この条において「バー等の経営者」という。)以外の者から支払われるもの(バー等の経営者を通じて支払われるものを除く。)

3　第1項第六号に掲げる報酬又は料金のうちに、客からバー等の経営者を通じてホステス等に支払われるものがある場合には、当該報酬又は料金については、当該バー等の経営者を当該報酬又は料金に係る同項に規定する支払をする者とみなし、当該報酬又は料金をホステス等に交付した時にその支払があつたものとみなして、同項の規定を適用する。

第229条 居住者又は非居住者は、国内において新たに不動産所得、事業所得又は山林所得を生ずべき事業を開始し、又は当該事業に係る事務所、事業所その他これらに準ずるものと認められるものを設け、若しくはこれらを移転し若しくは廃止した場合には、財務省令で定めるところにより、その旨その他必要な事項を記載した届出書を、その事実があつた日から一月以内に、税務署長に提出しなければならない。

第230条 国内において給与等の支払事務を取り扱う事務所、事業所その他これらに準ずるものと認められるものを設け、又はこれらを移転し若しくは廃止した者は、その事実につき前条の届出書を提出すべき場合を除き、財務省令で定めるところにより、その旨その他必要な事項を記載した届出書を、その事実があつた日から一月以内に、税務署長に提出しなければならない。

(2) 東日本大震災からの復興のための施策を実施するために必要な財源の確保に関する特別措置法(平成23年法律第117号。以下「復興財源確保法」という。)

第8条 所得税法第5条の規定その他の所得税に関する法令の規定により所得税を納める義務がある居住者、非居住者、内国法人又は外国法人は、基準所得額につき、この法律により、復興特別所得税を納める義務がある。

2 所得税法第6条の規定その他の所得税に関する法令の規定により所得税を徴収して納付する義務がある者は、その徴収して納付する所得税の額につき、この法律により、源泉徴収をする義務がある。

第28条 所得税法第四編第一章から第六章まで並びに租税特別措置法第3条の3第3項、第6条第2項(同条第13項において準用する場合を含む。)、第8条の3第3項、第9条の2第2項、第9条の3の2第1項、第37条の11の4第1項、第37条の14の2第8項、第41条の9第3項、第41条の12第3項、第41条の12の2第2項から第4項まで及び第41条の22第1項の規定により所得税を徴収して納付すべき者は、その徴収(平成25年1月1日から令和19年12月31日までの間に行うべきものに限る。)の際、復興特別所得税を併せて徴収し、当該所得税の法定納期限(国税通則法第2条第八号に規定する法定納期限をいう。第30条第1項において同じ。)までに、当該復興特別所得税を当該所得税に併せて国に納付しなければならない。

- 2 前項の規定により徴収すべき復興特別所得税の額は、同項に規定する規定その他の所得税に関する法令の規定により徴収して納付すべき所得税の額(第33条第1項の規定により読み替えて適用される租税特別措置法第9条の3の2第3項の規定により控除された金額がある場合には、同項の規定による控除をしないで計算した所得税の額)に百分の二・一の税率を乗じて計算した金額とする。
- 3 前2項の場合において、第33条第1項の規定により読み替えて適用される租税特別措置法第9条の3の2第3項各号に定める金額のうち同条第1項に規定する上場株式等の配当等に係る所得税の額から同条第3項の規定による控除をしてもなお控除しきれない金額があるときは、当該金額は、第1項の規定により当該所得税と併せて徴収して納付すべき当該上場株式等の配当等に係る復興特別所得税の額を限度として当該復興特別所得税の額から控除するものとする。
- 4 前項の規定の適用がある場合における第13条、第17条及び前条の規定の適用については、第13条中「計算した金額」とあるのは「計算した金額(所得税法第170条の規定及び第28条第3項の規定の適用がある場合には、同項の規定により控除された金額を控除した金額)」と、第17条第1項第三号中「金額。」とあるのは「金額とし、租税特別措置法第9条の3の2第1項に規定する上場株式等の配当等の交付を受けた場合には、当該上場株式等の配当等(同法第8条の5第1項の規定の適用を受けたものを除く。)に係る第28条第3項の規定により控除された金額に相当する金額及び第33条第1項の規定により読み替えて適用される同法第9条の3の2第3項の規定により控除された同項各号に定める金額に相当する金額のうち復興特別所得税の額に対応する部分の金額として政令で定める金額を加算した金額とする。」と、前条中「計算した金額」とあるのは「計算した金額(次条第3項の規定の適用がある場合には、同項の規定により控除された金額を控除した金額)」とする。
- 5 次の各号に掲げる規定により所得税の還付をすべき者は、その還付(当該各号に掲げる規定の区分に応じ当該各号に定める還付に限る。)の際、当該還付をする所得税の額に百分の二・一を乗じて計算した金額に相当する復興特別所得税を、当該所得税に併せて当該所得税の還付を受ける者に対して還付しなければならない。
 - 一 租税特別措置法第37条の11の4第3項又は第37条の11の6第7項の規定これらの規定により平成25年1月1日から令和19年12月31日までの間に行うべき還付
 - 二 租税特別措置法第41条の12第5項又は第6項の規定これらの規定により平成25年1月1日から令和19年12月31日までの間に発行された同条第7項に規定する割引債について行うべき還付
- 6 租税特別措置法第37条の11の6第7項の規定により、同法第9条の3の2第1項の規定により既に徴収した所得税の還付をすべき者は、前項の規定にかかわらず、その還付(同法第37条の11の6第7項の規定により令和2年1月1日

から令和19年12月31日までの間に行うべき還付に限る。)の際、当該所得税と併せて既に徴収した復興特別所得税の額が、同法第37条の11の6第6項の規定を適用して計算した同法第9条の3の2第1項の規定により徴収すべき所得税と併せて徴収すべき復興特別所得税の額を超える場合における当該超える部分の金額に相当する復興特別所得税を、当該還付をすべき所得税に併せて当該所得税の還付を受ける者に対して還付しなければならない。

7 所得税法第215条(租税特別措置法第41条の22第2項第一号の規定により読み替えて適用される場合を含む。)の規定により所得税の徴収が行われたものとみなされる場合には、当該所得税の額につき第1項の規定による復興特別所得税の徴収が行われたものとみなす。

8 所得税法第四編第七章の規定は、第1項の規定により徴収して納付すべき復興特別所得税について準用する。

9 前各項の規定により復興特別所得税及び所得税の徴収及び納付又は還付があった場合においては、その徴収及び納付又は還付をすべき金額の百二・一分の二・一に相当する額の復興特別所得税及び百二・一分の百に相当する額の所得税の徴収及び納付又は還付があったものとする。

10 第1項の規定による復興特別所得税及び所得税の徴収及び納付があった場合(当該所得税について第33条第1項の規定により読み替えて適用される租税特別措置法第9条の3の2第3項の規定の適用があった場合に限る。)又は第6項の規定による復興特別所得税及び所得税の還付があった場合においては、前項の規定にかかわらず、その徴収及び納付又は還付をした額を第1項又は第6項の規定により併せて徴収及び納付又は還付をすべき復興特別所得税の額及び所得税の額に按分した額に相当する復興特別所得税及び所得税の徴収及び納付又は還付があつたものとする。

11 第5項及び第6項の規定による還付の手続、前二項の規定により徴収及び納付又は還付があつたものとされた額に一円未満の端数がある場合のその処理の方
法その他前各項の規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

(3) 労働者災害補償保険法(昭和22年法律第50号)

第3条 この法律においては、労働者を使用する事業を適用事業とする。

(4) 雇用保険法(昭和49年法律第116号)

第4条 この法律において「被保険者」とは、適用事業に雇用される労働者であつて、第6条各号に掲げる者以外のものをいう。

第5条 この法律においては、労働者が雇用される事業を適用事業とする。

2 適用事業についての保険関係の成立及び消滅については、労働保険の保険料の徴収等に関する法律(昭和44年法律第84号。以下「徴収法」という。)の定めるところによる。

第6条 次に掲げる者については、この法律は、適用しない。

- 一 一週間の所定労働時間が20時間未満である者(第37条の5第1項の規定による申出をして高年齢被保険者となる者及びこの法律を適用することとした場合において第43条第1項に規定する日雇労働被保険者に該当することとなる者を除く。)
 - 二 同一の事業主の適用事業に継続して31日以上雇用されることが見込まれない者(前2月の各月において18日以上同一の事業主の適用事業に雇用された者及びこの法律を適用することとした場合において第42条に規定する日雇労働者であつて第43条第1項各号のいずれかに該当するものに該当することとなる者を除く。)
 - 三 季節的に雇用される者であつて、第38条第1項各号のいずれかに該当するもの
 - 四 学校教育法(昭和22年法律第26号)第1条、第124条又は第134条第1項の学校の学生又は生徒であつて、前三号に掲げる者に準ずるものとして厚生労働省令で定める者
 - 五 船員法(昭和22年法律第100号)第1条に規定する船員(船員職業安定法(昭和23年法律第130号)第92条第1項の規定により船員法第2条第2項に規定する予備船員とみなされる者及び船員の雇用の促進に関する特別措置法(昭和52年法律第96号)第14条第1項の規定により船員法第2条第2項に規定する予備船員とみなされる者を含む。以下「船員」という。)であつて、漁船(政令で定めるものに限る。)に乗り組むため雇用される者(一年を通じて船員として適用事業に雇用される場合を除く。)
 - 六 国、都道府県、市町村その他これらに準ずるもの事業に雇用される者のうち、離職した場合に、他の法令、条例、規則等に基づいて支給を受けるべき諸給与の内容が、求職者給付及び就職促進給付の内容を超えると認められる者であつて、厚生労働省令で定めるもの
- (5) 労働保険の保険料の徴収等に関する法律(昭和44年法律第84号)
- 第2条 この法律において「労働保険」とは、労働者災害補償保険法(昭和22年法律第50号。以下「労災保険法」という。)による労働者災害補償保険(以下「労災保険」という。)及び雇用保険法(昭和49年法律第116号)による雇用保険(以下「雇用保険」という。)を総称する。
- 2 この法律において「賃金」とは、賃金、給料、手当、賞与その他名称のいかんを問わず、労働の対償として事業主が労働者に支払うもの(通貨以外のもので支払われるものであつて、厚生労働省令で定める範囲外のものを除く。)をいう。
 - 3 賃金のうち通貨以外のもので支払われるものの評価に関し必要な事項は、厚生労働大臣が定める。
 - 4 この法律において「保険年度」とは、4月1日から翌年3月31日までをいう。
- 第3条 労災保険法第3条第1項の適用事業の事業主については、その事業が開始

された日に、その事業につき労災保険に係る労働保険の保険関係(以下「保険関係」という。)が成立する。

第4条 雇用保険法第5条第1項の適用事業の事業主については、その事業が開始された日に、その事業につき雇用保険に係る保険関係が成立する。

2 使途運用指針における政務活動費の概要

政務活動費は、法第100条第14項、第15項及び第16項の規定に基づき、さいたま市議会議員の調査研究その他の活動(以下「政務活動」という。)に資するため必要な経費の一部として交付されるもので、法、さいたま市議会政務活動費の交付に関する条例(平成25年さいたま市条例第1号。以下「交付条例」という。)及びさいたま市議会政務活動費の交付に関する条例施行規則(平成25年さいたま市規則第6号。以下「交付条例施行規則」という。)が根拠となっている。

さいたま市議会では、交付条例及び交付条例施行規則に基づき、使途運用指針を定めており、令和元年度改訂版においては、その主な概要は以下のとおりである。

(1) 交付対象(交付条例第2条)

ア 会派

2人以上の議員で構成される会派で、会派結成の届出が受理されたもの

イ 議員

月額として14万円の額を選択した会派に所属する議員及びいずれの会派にも所属しない議員(以下「交付対象議員」という。)

(2) 交付額(交付条例第4条及び第5条)

ア 会派

月額34万円又は月額14万円のうちから会派が選択した額×会派所属議員数

イ 交付対象議員

月額20万円

(3) 請求方法(交付条例第8条)

会派の代表者及び交付対象議員は、各半期の最初の月の7日までに、市長に対し当該半期分の政務活動費の交付を請求する。

(4) 運用の基本指針(使途運用指針「3 運用の基本指針」)

ア 政務活動費支出の原則

(ア) 政務活動が目的であること。

(イ) 政務活動の必要性があること。

(ウ) 政務活動に要した金額や態様等に妥当性があること。

(エ) 適正な手続がなされていること。

(オ) 支出についての説明ができるよう書類等が整備されていること。

イ 実費弁償の原則

政務活動は、会派又は議員の自発的な意思に基づき行われるものであり、政務活

動費は、「社会通念上妥当な範囲のものであること」を前提に、原則として政務活動に要した費用の実費に充当する。

ウ 按分支出の原則

議員の活動は、議会活動、選挙活動、政党政治活動、後援会活動等と多様であり、各々の活動を明確に区分することは困難である。そのため、活動に要した費用の全額に政務活動費を充当することが明らかに不適切であると認められる場合は、活動の実態に応じて費用を按分することになる。

したがって、全ての活動のうち政務活動に要した時間や事務所における占有面積の割合等に応じて費用を按分する必要がある。（対外的に明確に説明できることが必要である。）

エ 説明責任

政務活動費を支出したときは、交付条例により、会派及び交付対象議員には、議長に対し収支報告書を提出し、また市長に対して実績報告書を提出することが義務付けられている。

政務活動には、会派全体で行う活動のほか、複数の議員及び議員個人による活動があるが、いずれの場合でも、会派及び交付対象議員は、政務活動費の使途に関して、透明性を確保する必要がある。交付条例施行規則においても、会計帳簿及び領収書等は収支報告書等を提出すべき期間の末日の翌日から起算して5年を経過する日まで保存することが義務付けられており、これを整備保存し、市民に対する説明責任を果たさなければならない。

なお、更なる透明性の向上を目的として、令和元年度（改選後）交付分より領収書等の写しをインターネットにおいて公開する。

(5) 共通事項（使途運用指針「4 共通事項」）

共通事項として、次の6項目について定めている。

- ・「領収書等について」
- ・「交通費等旅費について」
- ・「備品の取扱いについて」
- ・「年度をまたぐ支払いについて」
- ・「長期前払費用について」
- ・「親族への支払いについて」

(6) 使途に関する指針（使途運用指針「5 使途に関する指針」）

ここでは、具体的な使途項目の内容、主な計上例及び考え方を記載し、共通事項を参照のうえ、実際の計上に当たっての参考とするよう明記されている。

本件政務活動費に関する部分については、次のとおりとなっている。（一部抜粋）

ア 人件費

内 容	政務活動を補助する職員の雇用に要する経費
-----	----------------------

主な 計上例	給料、賃金、交通費、各種手当、社会保険料、人材派遣委託料、社会保険労務士・税理士等に係る費用
考え方・ 取扱い	<p>① 補助職員に係る交通費については、「共通事項」を参照すること。</p> <p>② 補助職員を雇用する場合は、雇用条件がわかる雇用契約書（参考様式8号等）、補助職員の氏名等が記載された雇用台帳（参考様式7号等）、及び給与台帳（源泉徴収簿又は賃金台帳）並びに勤務実態が分かる書類（出勤簿等）を作成し、保存する。</p> <p>③ 配偶者や扶養親族等、生計を一にする親族又は3親等内の血族及び2親等内の姻族を補助職員として雇用することはできない。</p> <p>④ 補助職員が政務活動の補助以外の業務（政党活動、後援会活動等の事務）を兼務している場合には、政務活動に要した時間の実数で計上し、按分はしない。</p> <p>⑤ 視察研修時の介助同行費用は政務活動費で計上することができる。</p> <p>⑥ 政務活動員とは会派及び会派に所属する議員の政務活動のみを補助する補助職員である。補助職員がその勤務時間内において政務活動の補助以外の業務（政党活動、後援会活動等の事務）を兼務している場合には政務活動員として届け出ることができない。 なお、政務活動員については、政務活動員届出書を議長に提出し、政務活動員証の交付を受けることとする。</p> <p>※ 政務活動員として届出ができるのは、議員数10名までは2名までとし、以後、議員が5名増えるごとに1名増員できる。</p> <p>※ 政務活動員に係る経費については、按分することなく計上することができる。</p> <p><備考></p> <p>法令の定めのあるものについては、法令を遵守する。</p> <p>(行政機関)</p> <p>雇用保険…ハローワーク</p> <p>労災保険…労働基準監督署</p> <p>最低賃金…労働基準監督署</p> <p>源泉徴収…税務署</p> <p>個人情報の保護…個人情報保護委員会</p>

イ 資料購入費

内 容	政務活動のために必要な資料（書籍、新聞、雑誌等）の購入及び購読に要する経費
-----	---------------------------------------

主な 計上例	書籍等購入費、CD・DVD等記録資料、法規類の追録等、新聞・雑誌等購読料等
考え方・ 取扱い	<p>① 購入できる資料は調査研究に関するものに限られる。</p> <p>つまり、調査研究に関係のない書籍、週刊誌、雑誌、自己啓発目的の書籍等の購入費については、計上できない。</p> <p>また、同一書籍を購入する場合は、必要最小限の部数とする。</p> <p>② 自宅で購読している新聞等の購読料は計上できない。</p> <p>ただし、自宅を事務所としている場合の新聞購読料については、一般的に家庭でも1紙は購読していると考え、1紙分は自己負担とし、2紙目からは政務活動費を充てることができるが、購読できる部数は、必要最小限とする。</p> <p>③ 事務所用として新聞等を購読する場合には、購読料を計上することができるが、購読できる部数は、必要最小限とする。</p> <p>※スポーツ新聞等の購読料は、計上できない。</p> <p>④ 領収書には、購入した資料の内容（書籍名等）を記載してもらう。</p> <p>なお、領収書の代わりにレシートを添付する場合でも、内容が分かるように資料名等を「領収書等貼付用紙」（参考様式1号）の余白又は別紙に記載する。</p> <p>また、書籍等を購入した際には、領収書と併せて「書籍等購入記録票」（参考様式第9号）を作成し保存する。</p> <p>⑤ 政党の発行する出版物は、調査研究のために必要がある場合に限り、必要最小限の部数を購入することができる。（＊参考）</p> <p>*参考 政党の発行する新聞雑誌等の購読料について</p> <p>参考1（平成25年11月18日福岡地裁の判決より）会派等が自らの所属する政党の政党雑誌や政党新聞を購入する場合、そこから得られる情報が政務調査活動に役立つことがあるとしても、当該政党に所属しているからこそ購入するという意味合いが強いと考えられるので、他党のものも併せて購入し、比較検討しているなどの事情がない限り、社会通念上、政党活動と同視すべき活動に当たるというべきである。</p> <p>参考2（平成26年11月27日奈良地裁の判決より）同紙は、法案等に関する国会の動きや、社会的課題に関する党の方針、関連団体の考え方などが記載されているから、議会における議員活動を行う上で影響を及ぼす事項についての情報を得るための資料</p>

	として購入されているものと認められる。また、購入部数についても、会派に所属する各議員が一部ずつ利用するため、所属議員数分購入したとしても、これが適正を欠くとはいえない。
--	--

ウ 事務所費

内 容	政務活動のために必要な事務所及び附帯施設・設備の賃借料、維持管理等に要する経費	
主 な 計上例	事務所及び附帯施設・設備の賃借料、維持管理費（清掃委託費・警備委託費・修繕費等）、光熱水費、保険料、駐車場代等	
	<p>① 事務所とは、政務活動の拠点として利用されている場所で、次の要件をいずれも備えていることとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・事務所としての形態を有していること。 ・事務所としての機能(事務所スペース、応接スペース、備品等)を有していること。 ・事務所を賃借する場合は、議員個人が契約者となること。 	
【事務所形態による賃借料の計上基準】		
考え方・取扱い	賃借料	維持管理費 光熱水費
自宅の一部又は自宅敷地内の建物又は土地を事務所又は駐車場とする（第三者所有を除く）	×	○
自己所有又は3親等内の血族及び2親等内の姻族が所有する建物又は土地を事務所又は駐車場とする	×	○
自己の会社又は3親等内の血族及び2親等内の姻族が支配する会社を事務所とする。又はその会社が所有する土地を駐車場とする	×	○
第三者が所有する建物又は土地を事務所又は駐車場とする	○	○

※維持管理費＝清掃委託費・警備委託費・修繕費(小規模修繕) 等

	<p>※ 3 親等内の血族及び2親等内の姻族が支配する会社 = 3 親等内の血族及び2親等内の姻族が、その経営を支配している会社（実質的な経営者）</p> <p>※自己所有又は3親等内の血族及び2親等内の姻族が所有する建物を事務所として使用する場合には、使用貸借契約書等を作成する必要がある。</p> <p>② 会派又は議員が事務所を設置した場合は、事務所名、所在地、床面積、利用状況、按分割合等を記載した「事務所台帳」（参考様式第6号）を作成し、保管する。その他、事務所の見取図、内部及び外観の写真、賃貸借契約書等についても整理し、保管する。</p> <p>③ 自宅の一部又は自宅敷地内の建物又は土地や、自己所有又は3親等内の血族及び2親等内の姻族が所有する若しくはそれらの者が支配する会社の所有する建物や土地を事務所又は駐車場とする場合の賃借料については、原則として計上できない。ただし、それらの者以外からは調達できない場合においては、賃借料を計上することができるものとする。その場合には理由及び支払相手との関係を明記する書面を作成保管するものとする。</p> <p>また、光熱水費、維持管理費等については、使用実態に応じ按分して政務活動費で計上することができる。</p> <p>④ 事務所に付随する駐車場の賃借料については、政務活動を目的とするもの又は来客用であれば計上することができる。</p> <p>⑤ 事務所の維持管理に必要な修繕に係る計上は、最小限かつ小規模なものに限る。</p> <p>したがって、建物の改築等大規模な修繕は、私的な資産形成と見られるおそれがあるため、政務活動費で計上できない。</p> <p>⑥ 事務所等の賃借契約に係る敷金は本来預け金的性格を有する一時金であり、不動産、特に家屋の賃貸借に際して賃料などの債務の担保にする目的で、賃借人が賃貸人に預けておく保証金である。賃貸借契約が終了する場合に賃借人に債務不履行がなければ明け渡し時に返還される。</p> <p>政務活動費は、原則交付を受けた年度内に精算することから、敷金を政務活動費で計上することは適切ではない。</p> <p>なお、契約解除時に事務所の修繕が必要な場合、その費用は本人が相当な注意を怠らない限り政務活動費で計上することが</p>
--	---

	<p>できる。</p> <p>⑦ 事務所移転費用については、貸主都合（建物老朽化等）での移転等、合理的理由があるときに限り計上することができる。</p>
--	--

3 請求人の陳述

請求人の陳述の要旨は、次のとおりである。

昨年も4人で同様の住民監査請求を行い、監査委員から色々意見がつき、正された部分もあるが、そうでないものも多いので今回改めてチェックしたところ、多数のおかしな点があり、今回の住民監査請求を出した。

その一つが、チラシや広報紙の印刷に関してであり、名称・部数を領収書に記載すると使途運用指針にある。今回提出したうち、下半期はわりと守っているが、上半期は守っていない。監査委員からの意見により、問題があったと直した気持ちが各会派・議員にあったかもしれないが、それであれば上半期も直すべきである。

もう1点、資料購入費に関して、使途運用指針では、自宅で新聞等を定期購読して政務活動費で購入する場合、議員であるなしに関わらず、最低1紙は新聞を必ず自宅で取るものだから、1紙除いて2紙目からを請求するとある。

しかし、多くの議員が、新聞の購読料の領収書をそのまま請求しており、1紙自宅で取っているという証明がない。

今回新たな資料として提出したものは、自宅で朝日新聞と埼玉新聞の2紙を購読しているが、実際請求しているのは補記している朝日新聞だけで、埼玉新聞は自費で購読している。

他の議員もこういうかたちでやれば、1紙は自宅で取り、他の新聞に関して請求し、使途運用指針に基づくとはっきりする。

何も私たちは無理なものを求めているわけではない。1紙目は自宅と証明し、2紙目とはっきりと証明すべきである。

住民監査請求結果を出す場合に、監査委員から意見を付けることがありうると思うが、前回も誤解を招くことがないようにと意見が出ていたが、誤解を招くことがないよう、市民にはっきりわかるかたちで領収書を出すべきだというのを強く言っていただきたいと思う。

それが明確でないと他の議員の資料購入費に関しては、使途運用指針に反している疑いがあると言わざるを得ない。

今回、監査請求した金額は昨年より増えている。その主たる要因として人件費の問題があった。

昨年はチェックしなかったが、源泉徴収と労働保険料については、会派で行っている政務活動費ではしっかりとやっているが、議員個人では、やっている議員とそうでない議

員に分かれている。

会派支給分はやっているので、どういう注意をしておかないといけないか、会派に相談するであろうし把握していておかしくない。これは悪質性が高いと考え監査請求した。

国會議員の文書通信費が昨年からクローズアップされ、コロナ禍で市民国民の生活が苦しいということもあり、より一層しっかりした使い方が問われている。

そうした中で議会のお金の使い方について、予算を審議してもらう市議会に対して市執行部が色々文句を言うのは難しい。チェック機能となるのは監査委員なので、昨今の税金をしっかりと適正に使うという風潮を重ね合わせて適切な答えをいただきたい。

3件について非常に悪質だと思った事例を強く述べたい。

議員3人が、群馬県川場村の道の駅を視察した。一人あたり3,000円視察料として請求している。

請求書の6号証で「視察代」として3,000円を株式会社田園プラザ川場に支払いしている。何の根拠で3,000円という数字が出たか調べたところ、7号証にあるように、道の駅のホームページで視察について書いてあった。「なお、参加者全員に1,000円分の田園プラザ商品券を差し上げます。」

3人は誰も1,000円の商品券を挙げていない。事前に3人で示し合わせ、商品券を貰ったことを内緒にしようと、非常に悪意に満ちた請求と考える。もしかすると事前に認めて返還しているかもしれないが、過剰請求の事例である。

議会事務局の委託契約でチェックしている人がいながらこのような事態になり、チェック体制の仕様書についても疑問に思うので、それについては今後考えようと思っている。

換金性があり、これはポイントと同様の扱いなので、強く意見を申し上げたい。

昨年同様、今回も事務所費について監査請求したが、法律的には正しいとしても、グレーゾーンの運用は直していただきたい。

4 関係職員の陳述

関係職員の陳述の要旨は、次のとおりである。

なお、本請求に係る内容以外は除外した。

平成12年の法の一部改正により制度化された政務調査費は、平成25年3月1日に施行された法の一部改正により、その名称を政務活動費に改められた。

改正前の政務調査費は、議会における会派等への調査研究費等の助成を制度化し、情報公開を促進する観点から、その使途の透明性を確保することの重要性に鑑み、交付の対象、額及び交付の方法を条例で定めることとされており、さらに平成25年3月の法改正により、政務活動費を充てることができる経費の範囲については条例で定めること、

議長は政務活動費の使途の透明性の確保に努めることとされている。

さいたま市においても、この法改正を受け、議員提出議案により従前の条例を全部改正し、現行の交付条例を制定し、交付条例施行規則を制定し、交付条例の運用上必要となる様式を整備している。

交付額については、交付条例第4条第1項、及び第5条第1項にあるように、会派支給分は月額34万円または月額14万円の一方を選択、月額14万円を選択した会派の議員及び、いずれの会派へも属さない議員への議員支給分は月額20万円となっている。

政務活動費の支出については、交付条例第10条には、市の事務及び地方行財政に関する調査研究、国、他の団体等に対して行う要請、陳情等のための活動その他の市民福祉の向上と市の発展のために行う活動に必要な経費で、別表に定めるものに充てなければならないとある。

交付条例第11条第2項には、政務活動費の交付を受けた交付対象議員は、政務活動費の経理を適正に行わなければならぬとある。

政務活動費は、会派及び議員の調査研究その他の活動に資するために必要な経費であることを要し、個々の経費の支出は、使途運用指針に準拠する必要がある。

しかしながら、その活動は多岐多様にわたり、支出の対象となった活動に調査研究その他の活動の実態があり、市政との関連性等の合理性を欠くことが明らかである場合以外は、政務活動か否かの判断は、会派及び議員に委ねられることによって、会派及び議員の自律的判断が尊重されるべきものと考える。

本市議会では、継続的に議会改革に取り組んできた経緯があり、政務活動費についても、収支報告書には、全ての領収書等の写しを添付することとし、さらに閲覧規程を制定、また、その使途をより明確にするため、配布の使途運用指針を作成し、その後も必要に応じて改訂しているところである。

加えて、使途運用指針に適合しているか、支出内容を調査するために議会局で契約した調査機関を導入するほか、令和元年5月分以降の領収書等の写しをインターネットで公開するなど、使途の一層の透明性と適正な支出を図ってきたところであるが、これまで以上に政務活動費の使途の適正化と透明性の確保に取組んでいくよう努めていく。

昨年度の住民監査請求に際し、監査委員から「市民に対する説明責任を十分果たすことができる、より透明性の高い制度運用のための取組を強く望むものである」と意見があつたことから、令和3年3月18日に各派代表者会議を開催し、使途運用指針を遵守し、交付条例及び交付条例施行規則に基づき、適正な取扱いを行うよう、改めて周知を行ったところである。

使途運用指針は改訂を重ねているため、令和2年度支出分については、令和元年度改訂の使途運用指針に準拠する必要がある。

議会局及び調査機関では、領収書等の確認時に關係書類により、使途運用指針に基づき支出されていることを確認している。

交付条例第16条第1項の規定において閲覧に供されるものは、交付条例第12条第

1項に基づき議長に提出された収支報告書と、当該支出に係る領収書その他の当該支出の事実を証する書類の写しとなっている。

請求人の主張する事項に関しては、政務活動費の返還請求の必要の有無を判断するため、交付条例第12条第5項に規定される議長の調査権に基づき、対象議員に対して、当該政務活動費の使用の状況について調査を行ったので、その結果を含め意見を述べる。

なお、今回の住民監査請求は、昨年度に提出された住民監査請求と同種同様の内容や、令和3年7月に東京高裁において判決が出た訴訟で争われた内容と同種同様の内容が多数含まれていたことから、それらについては、それぞれ昨年度の内容と同様の陳述内容としている。

今回の意見陳述においては、定められた時間内において全ての案件を取り扱わなければならぬ事情等を鑑み、陳述における意見の詳細については、配付した陳述「別紙資料」をもって代えさせてもらいたい。

議会局及び調査機関では領収書等の提出を受けた際に、関係書類により使途運用指針に基づき支出されていることを確認しているが、今回の請求に係る部分については、議会局及び調査機関により、使途運用指針に基づき支出がなされていることを改めて確認している。

調査結果からも、使途運用指針に基づき適正に処理をしていると判断できることから、請求人の使途運用指針に反しているとする主張には、いずれも根拠がなく、請求人が求める措置は必要ないと考える。

※本請求に係る陳述「別紙資料」の要旨は、次のとおりである。

監査監第1259号、X議員の事務所費の支出に関してであるが、請求人が主張する「X議員は、令和2年度上期に計48万円を、令和2年度下期に計48万円を支払ったとする領収書を事務所費として提出している。」という件については、X議員より「当該金額を事務所費として計上したことは事実である。」との回答を受けている。

続いて、請求人からの「事務所費では、使途運用指針の「5 使途に関する指針 (9)事務所費」に「①事務所とは、政務活動の拠点として利用されている場所で、次の要件をいずれも備えていることとする。事務所としての形態を有していること。事務所としての機能（事務所スペース、応接スペース、備品等）を有していること。事務所を賃借する場合は、議員個人が契約者となること。」と規定されている。しかし、X議員の事務所はどのように調べても存在を確認できず、実態のない事務所費を政務活動費から支出しているのは使途運用指針の違反である。」との主張について、X議員に確認したところ、「政務活動費で計上している事務所については、公表先にしていない。」との回答を受けている。

また、X議員の回答にもあったが、政務活動費において支出の対象となる事務所を公表先に指定することは定めもなく、議員本人に委ねられている。なお、X議員が政務活動費に計上している事務所については、先に請求人が引用した使途運用指針の25ペー

ジにある(9)事務所費の要件は満たされており、それらを証する書類等が具備されていることを議会局、調査機関で再度確認していることからも、X議員の事務所費の支出は使途運用指針に沿って適正に処理されているものと考える。

次に、X議員の人物費の支出に関してであるが、請求人が主張する「X議員は、令和2年度上期に「給与」として計41万8,571円を、令和2年度下期に「給与」として計48万8,571円を支払ったとする領収書を人物費として提出している。」という件については、X議員より「当該金額を人物費として計上したことは事実である。」との回答を受けている。

続いて、人物費の件について、X議員に確認したところ、「使途運用指針にするとおり、雇用契約書、雇用台帳、源泉徴収簿、勤務実態が分かる書類を保存している。また、生計を一にする親族又は3親等内の血族及び2親等内の姻族を補助職員として雇用していない。」との回答を受けている。

人物費の計上については使途運用指針19ページの(4)人物費の考え方・取扱いに基づいた書類の整備がされていることを議会局、調査機関で改めて確認していることからも、X議員の人物費の計上については使途運用指針上問題ないと考える。

次に、X議員の資料購入費の支出に関してであるが、請求人が主張する「X議員は、令和2年度上期に自宅で購読した「毎日新聞、朝日新聞、埼玉新聞の購読料」として計3万9,137円を、令和2年度下期に自宅で購読した「朝日新聞、埼玉新聞の購読料」として計2万7,205円を支払ったとする領収書を資料購入費として提出している。」という件については、X議員より「当該金額を資料購入費として計上したことは事実である。」との回答を受けている。

続いて、請求人からの「使途運用指針の「5使途に関する指針 (6)資料購入費」に「②自宅で購読している新聞等の購読料は計上できない。ただし、自宅を事務所としている場合の新聞購読料については、一般的に家庭でも1紙は購読していると考え、1紙分は自己負担とし、2紙目からは政務活動費を充てることができるが、購読できる部数は、必要最小限とする。」と規定されており、X議員が自宅で購読している朝日新聞、埼玉新聞の購読料を全て政務活動費から支出しているのは使途運用指針の違反である。」との主張について、X議員に確認したところ、「毎日新聞、朝日新聞及び埼玉新聞はいずれも事務所用として購読されたものである。」との回答を受けており、請求人の主張は理由がなくなるものと考える。

【議会局において、原本及び関係書類を改めて確認している。】

5 関係職員の陳述に対する請求人の意見

請求人の意見の要旨は、次のとおりである。

なお、本請求に係る内容以外は除外した。

人件費の源泉徴収・労働保険について、「使途運用指針にあるとおり、雇用契約書、雇用台帳、源泉徴収簿、勤務実態が分かる書類を保存している。また、生計を一にする親族又は3親等内の血族及び2親等内の姻族を補助職員として雇用していない。」とあり使途運用指針上問題がないと書いてあるが、書類が揃っているから問題がないではなく、労働保険料等を払っているかを確認していないことになる。

法律できちんと義務付けられている。それを守っているか、確認されてないし触れていない。法令に違反しているのに支出を認めて問題ないとするのは納得できない。

人件費の件で、書類が存在していると言っているが、それぞれ国の機関に相談したほうがいいのかなと思ってしまう。議会局が確認しているのだから、国の機関が調査を行っても問題ないか。

6 関係職員の陳述に対する監査委員の質疑

関係職員の陳述に対する監査委員の質疑の要旨は、次のとおりである。

なお、本請求に係る内容以外は除外した。

(1) 今回の住民監査請求を受けて、対象会派、対象議員に対して調査を行った旨の説明があったが、調査の日程、どこで調査をしたかといったことはまとめているかとの質問に対し、次のとおり回答を得た。

(秘書総務課長回答)

原本・関係書類の確認行った日付、職員の一覧を表にしたもののが残っている。

議員控室において、職員が二人一組で、議員と対面で原本・関係書類の確認を行った。一部の議員にはオンラインで実施した。

(2) 使途運用指針の人件費に「備考」があり、「法令の定めのあるものについては、法令を遵守する」として税金や社会保険関係があるが、「備考」の位置付けはとの質問に対し、次のとおり回答を得た。

(秘書総務課長回答)

特別に定めている使途運用指針とは区別し、「備考」という表記にしている。

人件費として支出を行う際は、関連している項目と行政機関を、参考に近いかたちで記載している。

(3) 交付条例第10条関係別表中、人件費において「社会保険料等の経費」とあるが、社会保険料等の経費が政務活動費で支出されていなければ、使途運用指針の対象外となるのか。政務活動費から支出されていないものは、使途運用指針の対象外となるのかとの質問に対し、次のとおり回答を得た。

(秘書総務課長回答)

政務活動費から支出されているもの以外は使途運用指針の対象外となる。

(4) 昨年度の監査委員からの意見「政務活動費の使途が使途運用指針に違反しているとの疑念を抱かれる余地があり、事実として住民監査請求に至った事例が多数あることから、今後においては、市民に対する説明責任を十分果たすことができるよう、より透明性の高い制度運用のための取組を強く望むものである」について、各派代表者会議で使途運用指針の適正な取り扱いについて周知をしたと聞いたが、具体的にはどの質問に対し、次のとおり回答を得た。

(秘書総務課長回答)

令和3年3月18日に各派代表者会議を通じて監査結果を報告し、また、監査委員の意見についても協議を行った。

新聞購読料の質問書の提出、領収書等貼付用紙への補記の徹底などを行うこととし、会派を通じて各議員に周知した。

7 法第199条第8項の規定による調査事項

法第199条第8項の規定により、次のとおり関係職員に対して調査を実施した。

なお、令和3年12月20日付けで受け付け、令和3年12月23日付けで受理を決定した監査監第1238号から1286号までの同一請求人からの政務活動費に係る住民監査請求について、一括した内容となっているものも含む。

(1) 議員の活動の中で政務活動費以外で支出した内容の報告、例えば人件費のうち政務活動費外で支出した内容については、市に報告しなければならないものかとの質問に対し、次のとおり回答を得た。

(回答)

報告する必要はない。

(2) 領収書等のインターネットでの公開の趣旨から鑑み、実績報告の審査において、その要件とされるものにおいては、公開するのが適当と考えるが、インターネットで公開する領収書等の範囲について聞きたいとの質問に対し、次のとおり回答を得た。

(回答)

交付条例第16条第1項において、「何人も、議長に対し、議長の定めるところにより、第12条の規定により提出された収支報告書等の閲覧を請求することができる。」と規定されている。また、同条例第12条第1項及び第2項には「政務活動費の交付を受けた会派の代表者及び交付対象議員は、規則で定めるところにより、政務活動費に係る収入及び支出の報告書（以下「収支報告書」という。）を作成し、これに当該支出に係る領収書その他の当該支出の事実を証する書類（以下「領収書等」という。）の写しを添付して、議長に提出しなければならない。2 前項の収支報告書及び領収書等の写し（以下「収支報告書等」という。）は、政務活動費の交付を受けた各半期の末日の翌日から起算して1月以内に提出しなければならない。」と規定されている。

インターネットで公開する範囲についても、条例により定められた閲覧と同一物を公開している。

- (3) 新聞を購読し、政務活動費として経費を計上している場合、収支報告や実績報告がなされたときに、新聞の配達先「自宅」「事務所」の別の確認を行っているのか。

また、新聞を購読しているのが自宅であった場合、1紙目の領収書の確認は行っているのか。印刷物等の作成や配布に係る領収書に、名称や作成部数が記載されていない場合、収支報告書提出時に「内容が分かるもの」を確認しているのかとの質問に対し、次のとおり回答を得た。

(回答)

今回の監査対象となっている議員に対して、購読場所を改めて確認を行ったところである。

また、自宅兼事務所で購読している1紙目の購読内容について資料等の提出は求めていない。広報紙等に係る名称や作成部数が領収書に記載されていない場合において、別紙や請求書等を確認している。

- (4) 人件費において「雇用契約書」「雇用台帳」「給与台帳（源泉徴収簿又は賃金台帳）」並びに勤務実態が分かる書類（出勤簿等）を保存していると、議員からは回答を得ていると聞くが、各書類の原本若しくは写しを確認し、その内容までを確認しているのか、それとも議員から「保存している」の回答をもって「書類が整備されていることを確認した」としているのか。また、今回住民監査請求された内容のうち、労災保険については事業者負担として全ての事業所で納付義務があるが、各議員の労災保険料納付状況について、確認したのか。議長の調査権により確認できるのかとの質問に対し、次のとおり回答を得た。

(回答)

源泉所得税及び雇用保険料については、源泉徴収簿又は賃金台帳を議会局及び調査機関において、目視で確認している。

また、交付条例第12条第5項に基づく議長調査は、収支報告書に計上された支出に係る領収書等を調査の対象としているため、計上されていない労災保険料は議長調査の対象外と考える。

- (5) 使途運用指針の「4 共通事項 (1)領収書等について ⑪ポイント還元サービス」におけるポイント還元サービスの対象「差引」すべきものの考え方について、「ポイント還元サービスで付与されたポイントについては、原則として利用が認められません。」「支払い時にやむを得ずポイントが付与された場合は、その金額を値引き分として現金換算し計上金額から現金換算ポイント分を差し引かなければなりません。」とある。使途運用指針における「ポイント還元サービス」にかかる規定設計時に、今回の現地でしか使用ができない商品券のような内容については、特段想定や考慮はしていなかったのかとの質問に対し、次のとおり回答を得た。

(回答)

使途運用指針の「4 共通事項 (1)領収書等について⑪」は、「「ポイント還元サービス」で付与されたポイントについては、原則として利用が認められません」とあるとおり、支払った領収書についての取扱い・考え方であり、付与されたポイントを使用した政務活動費の計上を禁止した「支出」に関する規程である。

法第100条第14項において、「(略) 当該政務活動費の交付の対象、額及び交付の方法並びに当該政務活動費を充てることができる経費の範囲は、条例で定めなければならない。」と規定されており、交付条例においても、法の趣旨にのっとり、交付の対象、額、交付の方法及び政務活動費を充てることが出来る経費の範囲などが定められている。

のことから、使途運用指針はどのような活動に「支出」できるかを定めるものであり、原則として「収入」については規定しない。

(6) 郵送料について、議員から「郵便区内特別郵便に該当しなかった」との回答であるが、同一区内の郵便物が100通未満であったということでよいかとの質問に対し、次のとおり回答を得た。

(回答)

議員に対し、改めて確認したところ、「同一区内の郵便物は100通未満である」との回答を得ている。

第5 監査委員の判断

以上のような事実確認に基づき、監査委員は、次のように判断した。

本請求は、市長が令和2年度にX議員に交付した政務活動費のうち、事務所費として計上された96万円、人件費として計上された90万7,142円及び資料購入費として計上された6万6,342円は、使途運用指針に違反して支出されたものであるとして、193万3,484円をさいたま市に返還するよう、市長はX議員に要求することを、監査委員が勧告することを求めた事案である。

そのような措置を求める理由として、請求人は次のとおり主張している。

事務所費について、X議員の事務所はどのように調べても存在を確認できず、確認できるのは自宅のみであるとし、実態のない事務所費を政務活動費から支出していることは、使途運用指針「5 使途に関する指針 (9)事務所費」の「①事務所とは、政務活動の拠点として利用されている場所で、次の要件をいずれも備えていることとする。・事務所としての形態を有していること。・事務所としての機能（事務所スペース、応接スペース、備品等）を有していること。・事務所を賃借する場合は、議員個人が契約者となること。」との規定に違反すると主張している。

人件費については、X議員は給与について源泉徴収を行わず労働保険料を納付していないとし、国税庁のHPによれば、会社や個人が、人を雇って給与を支払ったり、税理士、弁護

士、司法書士などに報酬を支払ったりする場合には、その支払の都度支払金額に応じた所得税及び復興特別所得税を差し引くことになっている。例外は「常時2人以下の手伝いさんなどのような家事使用人だけに給与を支払っている個人」であるが、政務活動費で雇用する補助職員は「お手伝いさんなどのような家事使用人」ではない。人を雇って給与を支払いながら源泉徴収を行わなかったことは所得税法第6、183、184、200、204、229、230条及び復興財源確保法第8、28条に違反しており、X議員による政務活動費からの給与支払いは違法な支出であると主張している。

また、パート・アルバイトを含めた労働者を1日でも雇っていれば、その事業主は労災保険と雇用保険の加入手続を行い、労働保険料を支払わなくてはならないと主張している。

さらに、使途運用指針「5 使途に関する指針 (4)人件費」には「<備考>法令の定めのあるものについては、法令を遵守する」とあり、「雇用保険…ハローワーク」「労災保険…労働基準監督署」「源泉徴収…税務署」が挙げられており、X議員による政務活動費からの給与支払いは使途運用指針にも違反すると主張している。

資料購入費については、X議員が自宅で購読している毎日新聞、朝日新聞、埼玉新聞の購読料を政務活動費から支出しているのは使途運用指針の違反であると主張している。

政務活動費については、法第100条第14項、第15項及び第16項に規定されており、同条第14項に「普通地方公共団体は、条例の定めるところにより、その議会の議員の調査研究その他の活動に資するため必要な経費の一部として、その議会における会派又は議員に対し、政務活動費を交付することができる。この場合において、当該政務活動費の交付の対象、額及び交付の方法並びに当該政務活動費を充てることができる経費の範囲は、条例で定めなければならない。」とあることから、市は、交付条例及び交付条例施行規則を制定し、これらの法令を根拠に、政務活動費の交付に係る支出事務を執行している。

さらに、さいたま市議会は、政務活動費の適正な支出と使途の透明性を確保するため、使途運用指針を作成しており、ここに「運用の基本指針」や「使途に関する指針」等が示されているところである。

政務調査費においては、「政務調査費の支出に使途制限違反があることが収支報告書等の記載から明らかにうかがわれるような場合を除き、監査委員を含め区の執行機関が、実際に行われた政務調査活動の具体的な目的や内容等に立ち入ってその使途制限適合性を審査することを予定していないと解される」（最高裁平成21年12月17日第一小法廷判決）、「議員の調査研究活動は多岐にわたり、個々の経費の支出がこれに必要かどうかについては議員の合理的判断に委ねられる部分がある」（最高裁平成22年3月23日第三小法廷判決）とされ、これらの判例は、政務活動費においても同様に該当すると解される。

このため、政務活動費の使途においては、会派及び議員の自主性、自律性が尊重されなければならないが、一方で政務活動費が市の公金であることから、使途における透明性の確保と説明責任が求められるといえる。

本請求の監査対象とした、令和2年度にX議員に交付された政務活動費のうち、事務所

費として計上された96万円、人件費として計上された90万7,142円及び資料購入費として計上された6万6,342円が違法又は不当な支出であるか、その結果、市長がX議員に対する返還請求権の行使を怠っていると認められるかを判断するに当たり、本件支出のうち人件費については請求人の主張する関係法令又は使途運用指針に違反しているとする請求人の主張が認められるか、その他支出については使途運用指針に違反しているとする請求人の主張が認められるか検討を行うこととする。

まず、事務所費について、X議員が実態のない事務所費を政務活動費から支出しているとの請求人の主張に対し、関係職員は、交付条例第12条第5項に規定される議長の調査権に基づく調査結果として、X議員から「政務活動費で計上している事務所については、公表先にしていない。」との回答を得ており、政務活動費において支出の対象となる事務所を公表先に指定することは定めもなく、議員本人に委ねられているとしている。また、X議員が政務活動費に計上している事務所については、使途運用指針「5使途に関する指針(9)事務所費」の要件を全て満たしており、それらを証する書類等が具備されていることを議会局及び調査機関で確認しているとしている。

使途運用指針上、事務所費として計上する事務所について、その所在地等の公表を義務付ける規定はなく、本件支出について、X議員は、使途運用指針の要件を満たす事務所に係る経費に政務活動費を充てていることが認められる。

したがって、本件支出は、使途運用指針に違反するということはできない。

次に、人件費については、X議員は給与について源泉徴収を行っておらず労働保険料を納付していないとの請求人の主張に対し、関係職員は、交付条例第12条第5項に規定される議長の調査権に基づく調査結果として、X議員から「使途運用指針にあるとおり、雇用契約書、雇用台帳、源泉徴収簿、勤務実態が分かる書類を保存している。また、生計を一にする親族又は3親等内の血族及び2親等内の姻族を補助職員として雇用していない。」との回答を得ており、人件費の計上については使途運用指針「5使途に関する指針(4)人件費」の「②補助職員を雇用する場合は、雇用条件がわかる雇用契約書（参考様式8号等）、補助職員の氏名等が記載された雇用台帳（参考様式第7号等）、及び給与台帳（源泉徴収簿又は賃金台帳）並びに勤務実態が分かる書類（出勤簿等）を作成し、保存する」とあるとおり、X議員が当該書類を作成、保管していることを議会局及び調査機関で再度確認しているとしている。さらに、交付条例第10条関係別表中、人件費において「社会保険料等の経費」とあるが、社会保険料等の経費が政務活動費で支出されていなければ、使途運用指針の対象外となるのか。政務活動費の経費として計上されていないものは、使途運用指針の対象外となるのかとの監査委員の質疑に対し、関係職員は、政務活動費から支出されているもの以外は使途運用指針の対象外となるとしている。

また、使途運用指針「5使途に関する指針(4)人件費」には「<備考>法令の定めのあるものについては、法令を遵守する」とあり、「雇用保険…ハローワーク」「労災保険…

労働基準監督署」「源泉徴収…税務署」が挙げられており、X議員による政務活動費からの給与支払いは使途運用指針にも違反するとの請求人の主張、使途運用指針の人物費に「備考」があり、「法令の定めのあるものについては、法令を遵守する」として税金や社会保険関係があるが、「備考」の位置付けはとの監査委員の質疑に対しては、関係職員は、特別に定めている使途運用指針とは区別し、「備考」という表記とし、人物費として支出を行う際は、関連している項目と行政機関を、参考に近いかたちで記載しているとしている。

使途運用指針「5 使途に関する指針 (4)人物費 考え方・取扱い」において、「①補助職員に係る交通費については、「共通事項」を参照すること。②補助職員を雇用する場合は、雇用条件がわかる雇用契約書（参考様式8号等）、補助職員の氏名等が記載された雇用台帳（参考様式7号等）、及び給与台帳（源泉徴収簿又は賃金台帳）並びに勤務実態が分かる書類（出勤簿等）を作成し、保存する。③配偶者や扶養親族等、生計を一にする親族又は3親等内の血族及び2親等内の姻族を補助職員として雇用することはできない。④補助職員が政務活動の補助以外の業務（政党活動、後援会活動等の事務）を兼務している場合には、政務活動に要した時間の実数で計上し、按分はしない。⑤視察研修時の介助同行費用は政務活動費で計上することができる。⑥政務活動員とは会派及び会派に所属する議員の政務活動のみを補助する補助職員である。補助職員がその勤務時間内において政務活動の補助以外の業務（政党活動、後援会活動等の事務）を兼務している場合には政務活動員として届け出ることができない。なお、政務活動員については、政務活動員届出書を議長に提出し、政務活動員証の交付を受けることとする。※ 政務活動員として届出ができるのは、議員数10名までは2名までとし、以後、議員が5名増えるごとに1名増員できる。※ 政務活動員に係る経費については、按分することなく計上することができる。」と規定され、続いて「<備考>法令の定めのあるものについては、法令を遵守する。（行政機関）雇用保険…ハローワーク 労災保険…労働基準監督署 最低賃金…労働基準監督署 源泉徴収…税務署 個人情報の保護…個人情報保護委員会」と記載されている。

一般的な国語辞典によれば、備考とは「参考のために付記すること。また、その事柄・記事。」との意味であり、本文に書くほどではないが、本文理解のために参考になることを書き添えたものであると理解できることから、使途運用指針における備考の位置付けは、政務活動費に限らず、人物費において考慮すべき手続事項を参考に記載したものであると解する。

本請求においては、補助職員に給与として支給した額を政務活動費として計上していることが認められており、市民の代表である議員において、補助職員を雇用する場合にあっては、源泉徴収その他の税関係法令及び労災保険、雇用保険その他の労働関係法令に基づく必要な手続を行うことは当然のことである。

しかし、使途運用指針において、人物費に係る経費の全てを政務活動費で計上しなければならないと規定されていない。また、経費として計上されず、政務活動費として支出さ

れていない源泉徴収税額、労働保険料については使途運用指針の対象ではないこと、備考の位置付けが、政務活動費に限らず人件費において考慮すべき手続事項を参考に記載したものであり、当該手続は使途運用指針の要件とまでは認められないことから、源泉徴収税額、労働保険料が政務活動費に計上されていないことをもって、所得税法、復興財源確保法その他の関係法令及び使途運用指針に違反しているとまではいえないと解する。

その他、X議員の人件費に係る支出について、違法と認めるに足りる証拠はない。

したがって、本件支出は、所得税法、復興財源確保法その他の関係法令及び使途運用指針に違反するということはできない。

次に、資料購入費については、毎日新聞、朝日新聞、埼玉新聞の購読料を政務活動費から支出していることは使途運用指針に違反するとの請求人の主張に対し、関係職員は、交付条例第12条第5項に規定される議長の調査権に基づく調査結果として、X議員から「毎日新聞、朝日新聞及び埼玉新聞はいずれも事務所用として購読されたものである。」との回答を得ており、また、議会局において、本件支出に係る原本及び関係書類を改めて確認しているとしている。

使途運用指針「5 使途に関する指針 (6)資料購入費」において、「③事務所用として新聞等を購読する場合には、購読料を計上することができるが、購読できる部数は、必要最小限とする。」と規定されており、本件については、事務所用として新聞を購読する場合の新聞購読料であることが認められる。

したがって、本件支出は、使途運用指針に違反するということはできない。

第6 結論

以上のことから総合的に判断した結果、監査委員は、次のとおり結論に至った。

令和2年度にX議員に交付された政務活動費のうち、事務所費として計上された96万円、人件費として計上された90万7,142円及び資料購入費として計上された6万6,342円について、違法又は不当な支出とはいえず、その結果、市長がX議員に対する返還請求権の行使を怠っているとは認められない。請求人の主張は認めることができず、よって、本請求には理由がないものと判断する。

住民監査請求に係る監査結果

令和3年12月20日付け監査監第1260号で受け付けた職員措置請求書（以下「請求書」という。）について、地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第242条第5項の規定により、監査を行ったので、その結果を次のとおり通知します。

なお、監査の実施に当たり、さいたま市議会議員のうちから選任された傳田ひろみ監査委員及び神坂達成監査委員については、法第199条の2の規定により除斥しました。

第1 請求の要旨

監査に当たり、請求人が提出した請求書及びその事実証明書から、請求人が主張する要旨を次のように解した。

令和2年度に●●●●議員（以下「X議員」という。）に交付された政務活動費のうち34万2,768円は、政務活動費の使途運用指針（以下「使途運用指針」という。）に違反して使用されたものです。そこで34万2,768円をさいたま市に返還するよう、清水勇人市長はX議員に要求することを、監査委員が勧告することを求めます。

1(1) X議員は令和2年度上半期に、毎日新聞の購読料2万1,384円を、資料購入費として政務活動費から支出した。（第4号証）（※1）

同様に、令和2年度下半期に、毎日新聞の購読料2万1,384円を、資料購入費として政務活動費から支出した。（第5号証）（※1）

(2) 使途運用指針「5使途に関する指針 (6)資料購入費」では「②自宅で購読している新聞等の購読料は計上できない。ただし、自宅を事務所としている場合の新聞購読料については、一般的に家庭でも1紙は購読していると考え、1紙分は自己負担とし、2紙目からは政務活動費を充てることができるが、購読できる部数は、必要最小限とする。③事務所用として新聞等を購読する場合には、購読料を計上することができるが、購読できる部数は、必要最小限とする。」と規定されている。（第3号証）

(3) X議員が提出した新聞購読料の領収書は、自宅で購読されている。（※2）そして新聞1紙の購読料を全て政務活動費から支出しているのは使途運用指針の違反であり、令和2年度にX議員が政務活動費から資料購入費として支出した新聞購読料4万2,768円をさいたま市に返還するよう勧告することを求めます。

2(1) X議員は令和2年度上半期に給与としての人件費を計上し、計7万円を政務活動費から支出した。（第1号証）（※1）

また、令和2年度下半期に給与として人件費を計上し、計23万円を政務活動費から

支出した。（第2号証）（※1）

- (2) しかし、X議員は給与について源泉徴収を行わず労働保険料を納付していない。
- (3) 国税庁のHPによれば、会社や個人が、人を雇って給与を支払ったり、税理士、弁護士、司法書士などに報酬を支払ったりする場合には、その支払の都度支払金額に応じた所得税及び復興特別所得税を差し引くことになっている。例外は「常時2人以下の手伝いさんなどのような家事使用人だけに給与を支払っている個人」であるが、政務活動費で雇用する補助職員は「お手伝いさんなどのような家事使用人」ではない。（第6号証）
- (4) 人を雇って給与を支払いながら源泉徴収を行わなかったことは所得税法第6、183、184、200、204、229、230条及び復興財源確保法第8、28条に違反しており、X議員による政務活動費からの給与支払いは違法な支出である。
- (5) また、パート・アルバイトを含めた労働者を1日でも雇っていれば、その事業主は労災保険と雇用保険の加入手続を行い、労働保険料を支払わなくてはならない。（第7号証）
- (6) 使途運用指針（※3）「5使途に関する指針（4）人件費」には「<備考>法令の定めのあるものについては、法令を遵守する」とあり、「雇用保険…ハローワーク」「労災保険…労働基準監督署」「源泉徴収…税務署」が挙げられており、X議員による政務活動費からの給与支払いは使途運用指針（※3）にも違反する。（第8号証）
- (7) したがって、X議員が支払った給与計30万円をさいたま市に返還するよう勧告することを求めます。

よって、令和2年度にX議員が政務活動費から資料購入費として支出した額4万2,768円及び人件費として支出した30万円の合計34万2,768円をさいたま市に返還するよう勧告することを求めます。

上記のとおり法第242条第1項の規定により別紙事実証明書を添え、必要な措置を請求します。併せて、請求人による意見陳述の機会を求めます。

※1 請求書上、「（第1号証）」「（第2号証）」「（第4号証）」「（第5号証）」と表記されているが、それぞれ「（第4号証）」「（第5号証）」「（第1号証）」「（第2号証）」の誤りであると解した。

※2 請求書上、「そして新聞2紙の購読料をすべて政務活動費から支出しているのは使途運用指針の違反であり、すべて配達先住所が塗り消されており、自宅で購読したものか事務所用として購読したものかが不明である。」との文章が記載されているが、前後の文章及び事実証明書の内容から、不要な記載であると解した。

※3 請求書上、「運用指針」と表記されているが、「使途運用指針」の誤りであると解した。

別紙事実証明書（第1号証～第8号証）は、省略
追加提出された証拠（令和4年1月24日提出）は、省略

第2 請求の受理

本請求について、法第242条第1項及び第2項の要件審査を実施したところ、要件を具備しているものと認め、令和3年12月23日付けで本請求の受理を決定した。

第3 監査の実施

1 対象事項

請求人が提出した請求書及び事実証明書等から判断して、令和2年度にX議員に交付された政務活動費のうち、請求人が本請求において主張する、資料購入費として計上された4万2,768円及び人件費として計上された30万円が違法又は不当な支出であるか、その結果、さいたま市長（以下「市長」という。）がX議員に対する返還請求権の行使を怠っていると認められるかを監査対象とした。

2 対象所管

議会局総務部秘書総務課

3 監査方法

次の方法により監査を行った。

- (1) 法第242条第7項の規定により、令和4年1月25日に請求人の陳述を聴取した。
請求人4名が出席した。令和4年1月24日に追加提出された証拠があった。

なお、令和3年12月20日付けで受け付け、令和3年12月23日付けで受理を決定した監査監第1238号から1286号までの同一請求人からの住民監査請求について、一括して行った。

- (2) 令和4年1月25日に関係職員の陳述を聴取した。

「2 対象所管」から、秘書総務課長、秘書総務課長補佐及び総務係長の計3名が出席した。

なお、令和3年12月20日付けで受け付け、令和3年12月23日付けで受理を決定した監査監第1238号から1286号までの同一請求人からの住民監査請求について、一括して行った。

- (3) 「第4 事実」に掲げる事項等について、事実関係の調査を実施した。

第4 事実

調査の結果、以下の事実が認められた。

1 関係法令の内容

- (1) 所得税法（昭和40年法律第33号）

第6条 第28条第1項(給与所得)に規定する給与等の支払をする者その他第四編

第一章から第六章まで(源泉徴収)に規定する支払をする者は、この法律により、その支払に係る金額につき源泉徴収をする義務がある。

第183条 居住者に対し国内において第28条第1項(給与所得)に規定する給与等(以下この章において「給与等」という。)の支払をする者は、その支払の際、その給与等について所得税を徴収し、その徴収の日の属する月の翌月十日までに、これを国に納付しなければならない。

2 法人の法人税法第2条第十五号(定義)に規定する役員に対する賞与については、支払の確定した日から一年を経過した日までにその支払がされない場合には、その一年を経過した日においてその支払があつたものとみなして、前項の規定を適用する。

第184条 常時二人以下の家事使用人のみに対し給与等の支払をする者は、前条の規定にかかわらず、その給与等について所得税を徴収して納付することを要しない。

第200条 常時二人以下の家事使用人のみに対し第28条第1項(給与所得)に規定する給与等の支払をする者は、前条の規定にかかわらず、その支払う退職手当等について所得税を徴収して納付することを要しない。

第204条 居住者に対し国内において次に掲げる報酬若しくは料金、契約金又は賞金の支払をする者は、その支払の際、その報酬若しくは料金、契約金又は賞金について所得税を徴収し、その徴収の日の属する月の翌月十日までに、これを国に納付しなければならない。

一 原稿、さし絵、作曲、レコード吹込み又はデザインの報酬、放送謝金、著作権(著作隣接権を含む。)又は工業所有権の使用料及び講演料並びにこれらに類するもので政令で定める報酬又は料金

二 弁護士(外国法事務弁護士を含む。)、司法書士、土地家屋調査士、公認会計士、税理士、社会保険労務士、弁理士、海事代理士、測量士、建築士、不動産鑑定士、技術士その他これらに類する者で政令で定めるものの業務に関する報酬又は料金

三 社会保険診療報酬支払基金法(昭和23年法律第129号)の規定により支払われる診療報酬

四 職業野球の選手、職業拳けん闘家、競馬の騎手、モデル、外交員、集金人、電力量計の検針人その他これらに類する者で政令で定めるものの業務に関する報酬又は料金

五 映画、演劇その他政令で定める芸能又はラジオ放送若しくはテレビジョン放送に係る出演若しくは演出(指揮、監督その他政令で定めるものを含む。)又は企画の報酬又は料金その他政令で定める芸能人の役務の提供を内容とする事業に係る当該役務の提供に関する報酬又は料金(これらのうち不特定多数の者から受けるものを除く。)

六 キャバレー、ナイトクラブ、バーその他これらに類する施設でフロアにおいて

て客にダンスをさせ又は客に接待をして遊興若しくは飲食をさせるものにおいて客に侍してその接待をすることを業務とするホステスその他の者(以下この条において「ホステス等」という。)のその業務に関する報酬又は料金

七 役務の提供を約することにより一時に取得する契約金で政令で定めるもの

八 広告宣伝のための賞金又は馬主が受ける競馬の賞金で政令で定めるもの

2 前項の規定は、次に掲げるものについては、適用しない。

一 前項に規定する報酬若しくは料金、契約金又は賞金のうち、第28条第1項(給与所得)に規定する給与等(次号において「給与等」という。)又は第30条第1項(退職所得)に規定する退職手当等に該当するもの

二 前項第一号から第五号まで並びに第七号及び第八号に掲げる報酬若しくは料金、契約金又は賞金のうち、第183条第1項(給与所得に係る源泉徴収義務)の規定により給与等につき所得税を徴収して納付すべき個人以外の個人から支払われるもの

三 前項第六号に掲げる報酬又は料金のうち、同号に規定する施設の経営者(以下この条において「バー等の経営者」という。)以外の者から支払われるもの(バー等の経営者を通じて支払われるものを除く。)

3 第1項第六号に掲げる報酬又は料金のうちに、客からバー等の経営者を通じてホステス等に支払われるものがある場合には、当該報酬又は料金については、当該バー等の経営者を当該報酬又は料金に係る同項に規定する支払をする者とみなし、当該報酬又は料金をホステス等に交付した時にその支払があつたものとみなして、同項の規定を適用する。

第229条 居住者又は非居住者は、国内において新たに不動産所得、事業所得又は山林所得を生ずべき事業を開始し、又は当該事業に係る事務所、事業所その他これらに準ずるものを設け、若しくはこれらを移転し若しくは廃止した場合には、財務省令で定めるところにより、その旨その他必要な事項を記載した届出書を、その事実があつた日から一月以内に、税務署長に提出しなければならない。

第230条 国内において給与等の支払事務を取り扱う事務所、事業所その他これらに準ずるものを設け、又はこれらを移転し若しくは廃止した者は、その事実につき前条の届出書を提出すべき場合を除き、財務省令で定めるところにより、その旨その他必要な事項を記載した届出書を、その事実があつた日から一月以内に、税務署長に提出しなければならない。

(2) 東日本大震災からの復興のための施策を実施するために必要な財源の確保に関する特別措置法(平成23年法律第117号。以下「復興財源確保法」という。)

第8条 所得税法第5条の規定その他の所得税に関する法令の規定により所得税を納める義務がある居住者、非居住者、内国法人又は外国法人は、基準所得額につき、この法律により、復興特別所得税を納める義務がある。

2 所得税法第6条の規定その他の所得税に関する法令の規定により所得税を徴収

して納付する義務がある者は、その徴収して納付する所得税の額につき、この法律により、源泉徴収をする義務がある。

第28条 所得税法第四編第一章から第六章まで並びに租税特別措置法第3条の3第3項、第6条第2項(同条第13項において準用する場合を含む。)、第8条の3第3項、第9条の2第2項、第9条の3の2第1項、第37条の11の4第1項、第37条の14の2第8項、第41条の9第3項、第41条の12第3項、第41条の12の2第2項から第4項まで及び第41条の22第1項の規定により所得税を徴収して納付すべき者は、その徴収(平成25年1月1日から令和19年12月31日までの間に行うべきものに限る。)の際、復興特別所得税を併せて徴収し、当該所得税の法定納期限(国税通則法第2条第八号に規定する法定納期限をいう。第30条第1項において同じ。)までに、当該復興特別所得税を当該所得税に併せて国に納付しなければならない。

2 前項の規定により徴収すべき復興特別所得税の額は、同項に規定する規定その他の所得税に関する法令の規定により徴収して納付すべき所得税の額(第33条第1項の規定により読み替えて適用される租税特別措置法第9条の3の2第3項の規定により控除された金額がある場合には、同項の規定による控除をしないで計算した所得税の額)に百分の二・一の税率を乗じて計算した金額とする。

3 前2項の場合において、第33条第1項の規定により読み替えて適用される租税特別措置法第9条の3の2第3項各号に定める金額のうち同条第1項に規定する上場株式等の配当等に係る所得税の額から同条第3項の規定による控除をしてなお控除しきれない金額があるときは、当該金額は、第1項の規定により当該所得税と併せて徴収して納付すべき当該上場株式等の配当等に係る復興特別所得税の額を限度として当該復興特別所得税の額から控除するものとする。

4 前項の規定の適用がある場合における第13条、第17条及び前条の規定の適用については、第13条中「計算した金額」とあるのは「計算した金額(所得税法第170条の規定及び第28条第3項の規定の適用がある場合には、同項の規定により控除された金額を控除した金額)」と、第17条第1項第三号中「金額。」とあるのは「金額とし、租税特別措置法第9条の3の2第1項に規定する上場株式等の配当等の交付を受けた場合には、当該上場株式等の配当等(同法第8条の5第1項の規定の適用を受けたものを除く。)に係る第28条第3項の規定により控除された金額に相当する金額及び第33条第1項の規定により読み替えて適用される同法第9条の3の2第3項の規定により控除された同項各号に定める金額に相当する金額のうち復興特別所得税の額に対応する部分の金額として政令で定める金額を加算した金額とする。」と、前条中「計算した金額」とあるのは「計算した金額(次条第3項の規定の適用がある場合には、同項の規定により控除された金額を控除した金額)」とする。

5 次の各号に掲げる規定により所得税の還付をすべき者は、その還付(当該各号に

掲げる規定の区分に応じ当該各号に定める還付に限る。)の際、当該還付をする所得税の額に百分の二・一を乗じて計算した金額に相当する復興特別所得税を、当該所得税に併せて当該所得税の還付を受ける者に対して還付しなければならない。

一 租税特別措置法第37条の11の4第3項又は第37条の11の6第7項の規定これらの規定により平成25年1月1日から令和19年12月31日までの間に行うべき還付

二 租税特別措置法第41条の12第5項又は第6項の規定これらの規定により平成25年1月1日から令和19年12月31日までの間に発行された同条第7項に規定する割引債について行うべき還付

6 租税特別措置法第37条の11の6第7項の規定により、同法第9条の3の2第1項の規定により既に徴収した所得税の還付をすべき者は、前項の規定にかかわらず、その還付(同法第37条の11の6第7項の規定により令和2年1月1日から令和19年12月31日までの間に行うべき還付に限る。)の際、当該所得税と併せて既に徴収した復興特別所得税の額が、同法第37条の11の6第6項の規定を適用して計算した同法第9条の3の2第1項の規定により徴収すべき所得税と併せて徴収すべき復興特別所得税の額を超える場合における当該超える部分の金額に相当する復興特別所得税を、当該還付をすべき所得税に併せて当該所得税の還付を受ける者に対して還付しなければならない。

7 所得税法第215条(租税特別措置法第41条の22第2項第一号の規定により読み替えて適用される場合を含む。)の規定により所得税の徴収が行われたものとみなされる場合には、当該所得税の額につき第1項の規定による復興特別所得税の徴収が行われたものとみなす。

8 所得税法第四編第七章の規定は、第1項の規定により徴収して納付すべき復興特別所得税について準用する。

9 前各項の規定により復興特別所得税及び所得税の徴収及び納付又は還付があった場合においては、その徴収及び納付又は還付をすべき金額の百二・一分の二・一に相当する額の復興特別所得税及び百二・一分の百に相当する額の所得税の徴収及び納付又は還付があったものとする。

10 第1項の規定による復興特別所得税及び所得税の徴収及び納付があった場合(当該所得税について第33条第1項の規定により読み替えて適用される租税特別措置法第9条の3の2第3項の規定の適用があった場合に限る。)又は第6項の規定による復興特別所得税及び所得税の還付があった場合においては、前項の規定にかかわらず、その徴収及び納付又は還付をした額を第1項又は第6項の規定により併せて徴収及び納付又は還付をすべき復興特別所得税の額及び所得税の額に按分した額に相当する復興特別所得税及び所得税の徴収及び納付又は還付があったものとする。

11 第5項及び第6項の規定による還付の手続、前二項の規定により徴収及び納

付又は還付があったものとされた額に一円未満の端数がある場合のその処理の方
法その他前各項の規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

(3) 労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）

第3条 この法律においては、労働者を使用する事業を適用事業とする。

(4) 雇用保険法（昭和49年法律第116号）

第4条 この法律において「被保険者」とは、適用事業に雇用される労働者であつて、第6条各号に掲げる者以外のものをいう。

第5条 この法律においては、労働者が雇用される事業を適用事業とする。

2 適用事業についての保険関係の成立及び消滅については、労働保険の保険料の徴収等に関する法律（昭和44年法律第84号。以下「徴収法」という。）の定めるところによる。

第6条 次に掲げる者については、この法律は、適用しない。

一 一週間の所定労働時間が20時間未満である者（第37条の5第1項の規定による申出をして高年齢被保険者となる者及びこの法律を適用することとした場合において第43条第1項に規定する日雇労働被保険者に該当することとなる者を除く。）

二 同一の事業主の適用事業に継続して31日以上雇用されることが見込まれない者（前2月の各月において18日以上同一の事業主の適用事業に雇用された者及びこの法律を適用することとした場合において第42条に規定する日雇労働者であつて第43条第1項各号のいずれかに該当するものに該当することとなる者を除く。）

三 季節的に雇用される者であつて、第38条第1項各号のいずれかに該当するもの

四 学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条、第124条又は第134条第1項の学校の学生又は生徒であつて、前三号に掲げる者に準ずるものとして厚生労働省令で定める者

五 船員法（昭和22年法律第100号）第1条に規定する船員（船員職業安定法（昭和23年法律第130号）第92条第1項の規定により船員法第2条第2項に規定する予備船員とみなされる者及び船員の雇用の促進に関する特別措置法（昭和52年法律第96号）第14条第1項の規定により船員法第2条第2項に規定する予備船員とみなされる者を含む。以下「船員」という。）であつて、漁船（政令で定めるものに限る。）に乗り組むため雇用される者（一年を通じて船員として適用事業に雇用される場合を除く。）

六 国、都道府県、市町村その他これらに準ずるもの事業に雇用される者のうち、離職した場合に、他の法令、条例、規則等に基づいて支給を受けるべき諸給与の内容が、求職者給付及び就職促進給付の内容を超えると認められる者であつて、厚生労働省令で定めるもの

(5) 労働保険の保険料の徴収等に関する法律(昭和44年法律第84号)

第2条 この法律において「労働保険」とは、労働者災害補償保険法(昭和22年法律第50号。以下「労災保険法」という。)による労働者災害補償保険(以下「労災保険」という。)及び雇用保険法(昭和49年法律第116号)による雇用保険(以下「雇用保険」という。)を総称する。

2 この法律において「賃金」とは、賃金、給料、手当、賞与その他名称のいかんを問わず、労働の対償として事業主が労働者に支払うもの(通貨以外のもので支払われるものであつて、厚生労働省令で定める範囲外のものを除く。)をいう。

3 賃金のうち通貨以外のもので支払われるものの評価に關し必要な事項は、厚生労働大臣が定める。

4 この法律において「保険年度」とは、4月1日から翌年3月31日までをいう。

第3条 労災保険法第3条第1項の適用事業の事業主については、その事業が開始された日に、その事業につき労災保険に係る労働保険の保険関係(以下「保険関係」という。)が成立する。

第4条 雇用保険法第5条第1項の適用事業の事業主については、その事業が開始された日に、その事業につき雇用保険に係る保険関係が成立する。

2 使途運用指針における政務活動費の概要

政務活動費は、法第100条第14項、第15項及び第16項の規定に基づき、さいたま市議会議員の調査研究その他の活動(以下「政務活動」という。)に資するため必要な経費の一部として交付されるもので、法、さいたま市議会政務活動費の交付に関する条例(平成25年さいたま市条例第1号。以下「交付条例」という。)及びさいたま市議会政務活動費の交付に関する条例施行規則(平成25年さいたま市規則第6号。以下「交付条例施行規則」という。)が根拠となっている。

さいたま市議会では、交付条例及び交付条例施行規則に基づき、使途運用指針を定めており、令和元年度改訂版においては、その主な概要は以下のとおりである。

(1) 交付対象(交付条例第2条)

ア 会派

2人以上の議員で構成される会派で、会派結成の届出が受理されたもの

イ 議員

月額として14万円の額を選択した会派に所属する議員及びいずれの会派にも所属しない議員(以下「交付対象議員」という。)

(2) 交付額(交付条例第4条及び第5条)

ア 会派

月額34万円又は月額14万円のうちから会派が選択した額×会派所属議員数

イ 交付対象議員

月額20万円

(3) 請求方法（交付条例第8条）

会派の代表者及び交付対象議員は、各半期の最初の月の7日までに、市長に対し当該半期分の政務活動費の交付を請求する。

(4) 運用の基本指針（使途運用指針「3 運用の基本指針」）

ア 政務活動費支出の原則

- (ア) 政務活動が目的であること。
- (イ) 政務活動の必要性があること。
- (ウ) 政務活動に要した金額や態様等に妥当性があること。
- (エ) 適正な手続がなされていること。
- (オ) 支出についての説明ができるよう書類等が整備されていること。

イ 実費弁償の原則

政務活動は、会派又は議員の自発的な意思に基づき行われるものであり、政務活動費は、「社会通念上妥当な範囲のものであること」を前提に、原則として政務活動に要した費用の実費に充当する。

ウ 按分支出の原則

議員の活動は、議会活動、選挙活動、政党政治活動、後援会活動等と多様であり、各々の活動を明確に区分することは困難である。そのため、活動に要した費用の全額に政務活動費を充当することが明らかに不適切であると認められる場合は、活動の実態に応じて費用を按分することになる。

したがって、全ての活動のうち政務活動に要した時間や事務所における占有面積の割合等に応じて費用を按分する必要がある。（対外的に明確に説明できることが必要である。）

エ 説明責任

政務活動費を支出したときは、交付条例により、会派及び交付対象議員には、議長に対し収支報告書を提出し、また市長に対して実績報告書を提出することが義務付けられている。

政務活動には、会派全体で行う活動のほか、複数の議員及び議員個人による活動があるが、いずれの場合でも、会派及び交付対象議員は、政務活動費の使途に関して、透明性を確保する必要がある。交付条例施行規則においても、会計帳簿及び領収書等は収支報告書等を提出すべき期間の末日の翌日から起算して5年を経過する日まで保存することが義務付けられており、これを整備保存し、市民に対する説明責任を果たさなければならない。

なお、更なる透明性の向上を目的として、令和元年度（改選後）交付分より領収書等の写しをインターネットにおいて公開する。

(5) 共通事項（使途運用指針「4 共通事項」）

共通事項として、次の6項目について定めている。

- ・「領収書等について」

- ・「交通費等旅費について」
- ・「備品の取扱いについて」
- ・「年度をまたぐ支払いについて」
- ・「長期前払費用について」
- ・「親族への支払いについて」

(6) 使途に関する指針（使途運用指針「5 使途に関する指針」）

ここでは、具体的な使途項目の内容、主な計上例及び考え方を記載し、共通事項を参照のうえ、実際の計上に当たっての参考とするよう明記されている。

本件政務活動費に関する部分については、次のとおりとなっている。（一部抜粋）

ア 人件費

内 容	政務活動を補助する職員の雇用に要する経費
主 な 計上例	給料、賃金、交通費、各種手当、社会保険料、人材派遣委託料、社会保険労務士・税理士等に係る費用
考 え 方 ・ 取 扱 い	<p>① 補助職員に係る交通費については、「共通事項」を参照すること。</p> <p>② 補助職員を雇用する場合は、雇用条件がわかる雇用契約書（参考様式8号等）、補助職員の氏名等が記載された雇用台帳（参考様式7号等）、及び給与台帳（源泉徴収簿又は賃金台帳）並びに勤務実態が分かる書類（出勤簿等）を作成し、保存する。</p> <p>③ 配偶者や扶養親族等、生計を一にする親族又は3親等内の血族及び2親等内の姻族を補助職員として雇用することはできない。</p> <p>④ 補助職員が政務活動の補助以外の業務（政党活動、後援会活動等の事務）を兼務している場合には、政務活動に要した時間の実数で計上し、按分はしない。</p> <p>⑤ 視察研修時の介助同行費用は政務活動費で計上することができる。</p> <p>⑥ 政務活動員とは会派及び会派に所属する議員の政務活動のみを補助する補助職員である。補助職員がその勤務時間内において政務活動の補助以外の業務（政党活動、後援会活動等の事務）を兼務している場合には政務活動員として届け出ることができない。</p> <p>なお、政務活動員については、政務活動員届出書を議長に提出し、政務活動員証の交付を受けることとする。</p> <p>※ 政務活動員として届出ができるのは、議員数10名までは2名までとし、以後、議員が5名増えるごとに1名増員できる。</p> <p>※ 政務活動員に係る経費については、按分することなく計上</p>

	<p>することができる。</p> <p><備考></p> <p>法令の定めのあるものについては、法令を遵守する。</p> <p>(行政機関)</p> <p>雇用保険…ハローワーク</p> <p>労災保険…労働基準監督署</p> <p>最低賃金…労働基準監督署</p> <p>源泉徴収…税務署</p> <p>個人情報の保護…個人情報保護委員会</p>
--	--

イ 資料購入費

内 容	政務活動のために必要な資料（書籍、新聞、雑誌等）の購入及び購読に要する経費
主 な 計上例	書籍等購入費、CD・DVD等記録資料、法規類の追録等、新聞・雑誌等購読料等
考え方・ 取扱い	<p>① 購入できる資料は調査研究に関するものに限られる。</p> <p>つまり、調査研究に関係のない書籍、週刊誌、雑誌、自己啓発目的の書籍等の購入費については、計上できない。</p> <p>また、同一書籍を購入する場合は、必要最小限の部数とする。</p> <p>② 自宅で購読している新聞等の購読料は計上できない。</p> <p>ただし、自宅を事務所としている場合の新聞購読料については、一般的に家庭でも1紙は購読していると考え、1紙分は自己負担とし、2紙目からは政務活動費を充てることができるが、購読できる部数は、必要最小限とする。</p> <p>③ 事務所用として新聞等を購読する場合には、購読料を計上することができるが、購読できる部数は、必要最小限とする。</p> <p>※スポーツ新聞等の購読料は、計上できない。</p> <p>④ 領収書には、購入した資料の内容（書籍名等）を記載してもらう。</p> <p>なお、領収書の代わりにレシートを添付する場合でも、内容が分かるように資料名等を「領収書等貼付用紙」（参考様式1号）の余白又は別紙に記載する。</p> <p>また、書籍等を購入した際には、領収書と併せて「書籍等購入記録票」（参考様式第9号）を作成し保存する。</p> <p>⑤ 政党の発行する出版物は、調査研究のために必要がある場合に限り、必要最小限の部数を購入することができる。（＊参考）</p> <p>*参考 政党の発行する新聞雑誌等の購読料について</p>

	<p>参考1（平成25年11月18日福岡地裁の判決より）会派等が自らの所属する政党の政党雑誌や政党新聞を購入する場合、そこから得られる情報が政務調査活動に役立つことがあるとしても、当該政党に所属しているからこそ購入するという意味合いが強いと考えられるので、他党のものも併せて購入し、比較検討しているなどの事情がない限り、社会通念上、政党活動と同視すべき活動に当たるというべきである。</p> <p>参考2（平成26年11月27日奈良地裁の判決より）同紙は、法案等に関する国会の動きや、社会的課題に関する党の方針、関連団体の考え方などが記載されているから、議会における議員活動を行う上で影響を及ぼす事項についての情報を得るために資料として購入されているものと認められる。また、購入部数についても、会派に所属する各議員が一部ずつ利用するため、所属議員数分購入したとしても、これが適正を欠くとはいえない。</p>
--	---

3 請求人の陳述

請求人の陳述の要旨は、次のとおりである。

昨年も4人で同様の住民監査請求を行い、監査委員から色々意見がつき、正された部分もあるが、そうでないものも多いので今回改めてチェックしたところ、多数のおかしな点があり、今回の住民監査請求を出した。

その一つが、チラシや広報紙の印刷に関してであり、名称・部数を領収書に記載すると使途運用指針にある。今回提出したうち、下半期はわりと守っているが、上半期は守っていない。監査委員からの意見により、問題があったと直した気持ちが各会派・議員にあったかもしれないが、それであれば上半期も直すべきである。

もう1点、資料購入費に関して、使途運用指針では、自宅で新聞等を定期購読して政務活動費で購入する場合、議員であるなしに関わらず、最低1紙は新聞を必ず自宅で取るものだから、1紙除いて2紙目からを請求するとある。

しかし、多くの議員が、新聞の購読料の領収書をそのまま請求しており、1紙自宅で取っているという証明がない。

今回新たな資料として提出したものは、自宅で朝日新聞と埼玉新聞の2紙を購読しているが、実際請求しているのは補記している朝日新聞だけで、埼玉新聞は自費で購読している。

他の議員もこういうかたちでやれば、1紙は自宅で取り、他の新聞に関して請求し、使途運用指針に基づくとはつきりする。

何も私たちは無理なものを求めているわけではない。1紙目は自宅と証明し、2紙目

とはっきりと証明すべきである。

住民監査請求結果を出す場合に、監査委員から意見を付けることがありうると思うが、前回も誤解を招くことがないようにと意見が出ていたが、誤解を招くことがないよう、市民にはっきりわかるかたちで領収書を出すべきだというのを強く言っていただきたいと思う。

それが明確でないと他の議員の資料購入費に関しては、使途運用指針に反している疑いがあると言わざるを得ない。

今回、監査請求した金額は昨年より増えている。その主たる要因として人件費の問題があった。

昨年はチェックしなかったが、源泉徴収と労働保険料については、会派で行っている政務活動費ではしっかりとやっているが、議員個人では、やっている議員とそうでない議員に分かれている。

会派支給分はやっているので、どういう注意をしておかないといけないか、会派に相談するであろうし把握していておかしくない。これは悪質性が高いと考え監査請求した。

国會議員の文書通信費が昨年からクローズアップされ、コロナ禍で市民国民の生活が苦しいということもあり、より一層しっかりと使い方が問われている。

そうした中で議会のお金の使い方について、予算を審議してもらう市議会に対して市執行部が色々文句を言うのは難しい。チェック機能となるのは監査委員なので、昨今の税金をしっかりと適正に使うという風潮を重ね合わせて適切な答えをいただきたい。

3件について非常に悪質だと思った事例を強く述べたい。

議員3人が、群馬県川場村の道の駅を視察した。一人あたり3,000円視察料として請求している。

請求書の6号証で「視察代」として3,000円を株式会社田園プラザ川場に支払いしている。何の根拠で3,000円という数字が出たか調べたところ、7号証にあるように、道の駅のホームページで視察について書いてあった。「なお、参加者全員に1,000円分の田園プラザ商品券を差し上げます。」

3人は誰も1,000円の商品券を挙げていない。事前に3人で示し合わせ、商品券を貰ったことを内緒にしようと、非常に悪意に満ちた請求と考える。もしかすると事前に認めて返還しているかもしれないが、過剰請求の事例である。

議会事務局の委託契約でチェックしている人がいながらこのような事態になり、チェック体制の仕様書についても疑問に思うので、それについては今後考えようと思っている。

換金性があり、これはポイントと同様の扱いなので、強く意見を申し上げたい。

昨年同様、今回も事務所費について監査請求したが、法律的には正しいとしても、グ

レーザーンの運用は直していただきたい。

4 関係職員の陳述

関係職員の陳述の要旨は、次のとおりである。

なお、本請求に係る内容以外は除外した。

平成12年の法の一部改正により制度化された政務調査費は、平成25年3月1日に施行された法の一部改正により、その名称を政務活動費に改められた。

改正前の政務調査費は、議会における会派等への調査研究費等の助成を制度化し、情報公開を促進する観点から、その使途の透明性を確保することの重要性に鑑み、交付の対象、額及び交付の方法を条例で定めることとされており、さらに平成25年3月の法改正により、政務活動費を充てることができる経費の範囲については条例で定めること、議長は政務活動費の使途の透明性の確保に努めることとされている。

さいたま市においても、この法改正を受け、議員提出議案により従前の条例を全部改正し、現行の交付条例を制定し、交付条例施行規則を制定し、交付条例の運用上必要となる様式を整備している。

交付額については、交付条例第4条第1項、及び第5条第1項にあるように、会派支給分は月額34万円または月額14万円の一方を選択、月額14万円を選択した会派の議員及び、いずれの会派へも属さない議員への議員支給分は月額20万円となっている。

政務活動費の支出については、交付条例第10条には、市の事務及び地方行財政に関する調査研究、国、他の団体等に対して行う要請、陳情等のための活動その他の市民福祉の向上と市の発展のために行う活動に必要な経費で、別表に定めるものに充てなければならないとある。

交付条例第11条第2項には、政務活動費の交付を受けた交付対象議員は、政務活動費の経理を適正に行わなければならないとある。

政務活動費は、会派及び議員の調査研究その他の活動に資するために必要な経費であることを要し、個々の経費の支出は、使途運用指針に準拠する必要がある。

しかしながら、その活動は多岐多様にわたり、支出の対象となった活動に調査研究その他の活動の実態があり、市政との関連性等の合理性を欠くことが明らかである場合以外は、政務活動か否かの判断は、会派及び議員に委ねられることによって、会派及び議員の自律的判断が尊重されるべきものと考える。

本市議会では、継続的に議会改革に取り組んできた経緯があり、政務活動費についても、収支報告書には、全ての領収書等の写しを添付することとし、さらに閲覧規程を制定、また、その使途をより明確にするため、配布の使途運用指針を作成し、その後も必要に応じて改訂しているところである。

加えて、使途運用指針に適合しているか、支出内容を調査するために議会局で契約した調査機関を導入するほか、令和元年5月分以降の領収書等の写しをインターネットで

公開するなど、使途の一層の透明性と適正な支出を図ってきたところであるが、これまで以上に政務活動費の使途の適正化と透明性の確保に取組んでいくよう努めていく。

昨年度の住民監査請求に際し、監査委員から「市民に対する説明責任を十分果たすことができる、より透明性の高い制度運用のための取組を強く望むものである」と意見があつたことから、令和3年3月18日に各派代表者会議を開催し、使途運用指針を遵守し、交付条例及び交付条例施行規則に基づき、適正な取扱いを行うよう、改めて周知を行つたところである。

使途運用指針は改訂を重ねているため、令和2年度支出分については、令和元年度改訂の使途運用指針に準拠する必要がある。

議会局及び調査機関では、領収書等の確認時に関係書類により、使途運用指針に基づき支出されていることを確認している。

交付条例第16条第1項の規定において閲覧に供されるものは、交付条例第12条第1項に基づき議長に提出された収支報告書と、当該支出に係る領収書その他の当該支出の事実を証する書類の写しとなっている。

請求人の主張する事項に関しては、政務活動費の返還請求の必要の有無を判断するため、交付条例第12条第5項に規定される議長の調査権に基づき、対象議員に対して、当該政務活動費の使用の状況について調査を行つたので、その結果を含め意見を述べる。

なお、今回の住民監査請求は、昨年度に提出された住民監査請求と同種同様の内容や、令和3年7月に東京高裁において判決が出た訴訟で争われた内容と同種同様の内容が多数含まれていたことから、それらについては、それぞれ昨年度の内容と同様の陳述内容としている。

今回の意見陳述においては、定められた時間内において全ての案件を取り扱わなければならぬ事情等を鑑み、陳述における意見の詳細については、配付した陳述「別紙資料」をもって代えさせてもらいたい。

議会局及び調査機関では領収書等の提出を受けた際に、関係書類により使途運用指針に基づき支出されていることを確認しているが、今回の請求に係る部分については、議会局及び調査機関により、使途運用指針に基づき支出がなされていることを改めて確認している。

調査結果からも、使途運用指針に基づき適正に処理をしていると判断できることから、請求人の使途運用指針に反しているとする主張には、いずれも根拠がなく、請求人が求める措置は必要ないと考える。

※本請求に係る陳述「別紙資料」の要旨は、次のとおりである。

監査監第1260号、X議員の資料購入費の支出に関してであるが、請求人が主張する「X議員は、令和2年度上期に「毎日新聞の購読料」として計2万1,384円を、令和2年度下期に「毎日新聞の購読料」として計2万1,384円を支払ったとする領収書を資料購入費として提出している。」という件については、X議員より「当該金額

を資料購入費として計上したことは事実である。」との回答を受けている。

続いて、請求人からの「使途運用指針の「5 使途に関する指針 (6)資料購入費」②に「自宅で購読している新聞等の購読料は計上できない。ただし、自宅を事務所としている場合の新聞購読料については、一般的に家庭でも1紙は購読していると考え、1紙分は自己負担とし、2紙目からは政務活動費を充てることができるが、購読できる部数は、必要最小限とする。」③に「事務所用として新聞等を購読する場合には、購読料を計上することができますが、購読できる部数は、必要最小限とする。」と規定されている。しかし、X議員が提出した新聞購読料の領収書は全て配達先住所が塗り消されており、自宅で購読したものか、事務所用として購読したものか不明である。そして、新聞1紙の購読料を全て政務活動費から支出しているのは使途運用指針の違反である。」との主張について、X議員に確認したところ、「当該領収書に塗り消された部分は存在しない。また、自宅兼事務所で購読されたものであるが、2紙目からを政務活動費に計上している。」との回答を受けており、請求人の主張は理由がなくなるものと考える。

次に、X議員の人工費の支出に関してであるが、請求人が主張する「X議員は、令和2年度上期に「給与」として計7万円を、令和2年度下期に「給与」として計23万円を支払ったとする領収書を人工費として提出している。」という件については、X議員より「当該金額を人工費として計上したことは事実である。」との回答を受けている。

続いて、人工費の件について、X議員に確認したところ、「使途運用指針にあるとおり、雇用契約書、雇用台帳、源泉徴収簿、勤務実態が分かる書類を保存している。また、生計を一にする親族又は3親等内の血族及び2親等内の姻族を補助職員として雇用していない。」との回答を受けている。

人工費の計上については使途運用指針19ページの(4)人工費の考え方・取扱いに基づいた書類の整備がされていることを議会局、調査機関で再度確認していることからも、X議員の人工費の計上については使途運用指針上問題ないと考える。

【議会局において、原本及び関係書類を改めて確認している。】

5 関係職員の陳述に対する請求人の意見

請求人の意見の要旨は、次のとおりである。

なお、本請求に係る内容以外は除外した。

人工費の源泉徴収・労働保険について、「使途運用指針にあるとおり、雇用契約書、雇用台帳、源泉徴収簿、勤務実態が分かる書類を保存している。また、生計を一にする親族又は3親等内の血族及び2親等内の姻族を補助職員として雇用していない。」とあり使途運用指針上問題がないと書いてあるが、書類が揃っているから問題がないではなく、労働保険料等を払っているかを確認していないことになる。

法律できちんと義務付けられている。それを守っているか、確認されてないし触れて

いない。法令に違反しているのに支出を認めて問題ないとするには納得できない。

人件費の件で、書類が存在していると言っているが、それぞれ国の機関に相談したほうがいいのかなと思ってしまう。議会局が確認しているのだから、国の機関が調査を行っても問題ないか。

6 関係職員の陳述に対する監査委員の質疑

関係職員の陳述に対する監査委員の質疑の要旨は、次のとおりである。

なお、本請求に係る内容以外は除外した。

(1) 今回の住民監査請求を受けて、対象会派、対象議員に対して調査を行った旨の説明があったが、調査の日程、どこで調査をしたかといったことはまとめているかとの質問に対し、次のとおり回答を得た。

(秘書総務課長回答)

原本・関係書類の確認行った日付、職員の一覧を表にしたもののが残っている。

議員控室において、職員が二人一組で、議員と対面で原本・関係書類の確認を行った。一部の議員にはオンラインで実施した。

(2) 使途運用指針の人件費に「備考」があり、「法令の定めのあるものについては、法令を遵守する」として税金や社会保険関係があるが、「備考」の位置付けはとの質問に対し、次のとおり回答を得た。

(秘書総務課長回答)

特別に定めている使途運用指針とは区別し、「備考」という表記にしている。

人件費として支出を行う際は、関連している項目と行政機関を、参考に近いかたちで記載している。

(3) 交付条例第10条関係別表中、人件費において「社会保険料等の経費」とあるが、社会保険料等の経費が政務活動費で支出されていなければ、使途運用指針の対象外となるのか。政務活動費から支出されていないものは、使途運用指針の対象外となるのかとの質問に対し、次のとおり回答を得た。

(秘書総務課長回答)

政務活動費から支出されているもの以外は使途運用指針の対象外となる。

(4) 昨年度の監査委員からの意見「政務活動費の使途が使途運用指針に違反しているとの疑惑を抱かれる余地があり、事実として住民監査請求に至った事例が多数あることから、今後においては、市民に対する説明責任を十分果たすことができるよう、より透明性の高い制度運用のための取組を強く望むものである」について、各派代表者会議で使途運用指針の適正な取り扱いについて周知をしたと聞いたが、具体的にはとの質問に対し、次のとおり回答を得た。

(秘書総務課長回答)

令和3年3月18日に各派代表者会議を通じて監査結果を報告し、また、監査委員の意見についても協議を行った。

新聞購読料の質問書の提出、領収書等貼付用紙への補記の徹底などを行うこととし、会派を通じて各議員に周知した。

7 法第199条第8項の規定による調査事項

法第199条第8項の規定により、次のとおり関係職員に対して調査を実施した。

なお、令和3年12月20日付けで受け付け、令和3年12月23日付けで受理を決定した監査監第1238号から1286号までの同一請求人からの政務活動費に係る住民監査請求について、一括した内容となっているものも含む。

(1) 議員の活動の中で政務活動費以外で支出した内容の報告、例えば人件費のうち政務活動費外で支出した内容については、市に報告しなければならないものかとの質問に対し、次のとおり回答を得た。

(回答)

報告する必要はない。

(2) 領収書等のインターネットでの公開の趣旨から鑑み、実績報告の審査において、その要件とされるものにおいては、公開するのが適当と考えるが、インターネットで公開する領収書等の範囲について聞きたいとの質問に対し、次のとおり回答を得た。

(回答)

交付条例第16条第1項において、「何人も、議長に対し、議長の定めるところにより、第12条の規定により提出された収支報告書等の閲覧を請求することができる。」と規定されている。また、同条例第12条第1項及び第2項には「政務活動費の交付を受けた会派の代表者及び交付対象議員は、規則で定めるところにより、政務活動費に係る収入及び支出の報告書（以下「収支報告書」という。）を作成し、これに当該支出に係る領収書その他の当該支出の事実を証する書類（以下「領収書等」という。）の写しを添付して、議長に提出しなければならない。2 前項の収支報告書及び領収書等の写し（以下「収支報告書等」という。）は、政務活動費の交付を受けた各半期の末日の翌日から起算して1月以内に提出しなければならない。」と規定されている。

インターネットで公開する範囲についても、条例により定められた閲覧と同一物を公開している。

(3) 新聞を購読し、政務活動費として経費を計上している場合、収支報告や実績報告がなされたときに、新聞の配達先「自宅」「事務所」の別の確認を行っているのか。

また、新聞を購読しているのが自宅であった場合、1紙目の領収書の確認は行っているのか。印刷物等の作成や配布に係る領収書に、名称や作成部数が記載されていない場合、収支報告書提出時に「内容が分かるもの」を確認しているのかとの質問に対

し、次のとおり回答を得た。

(回答)

今回の監査対象となっている議員に対して、購読場所を改めて確認を行ったところである。

また、自宅兼事務所で購読している1紙目の購読内容について資料等の提出は求めていない。広報紙等に係る名称や作成部数が領収書に記載されていない場合において、別紙や請求書等を確認している。

(4) 人件費において「雇用契約書」「雇用台帳」「給与台帳（源泉徴収簿又は賃金台帳）」並びに勤務実態が分かる書類（出勤簿等）を保存していると、議員からは回答を得ていると聞くが、各書類の原本若しくは写しを確認し、その内容までを確認しているのか、それとも議員から「保存している」の回答をもって「書類が整備されていることを確認した」としているのか。また、今回住民監査請求された内容のうち、労災保険については事業者負担として全ての事業所で納付義務があるが、各議員の労災保険料納付状況について、確認したのか。議長の調査権により確認できるのかとの質問に対し、次のとおり回答を得た。

(回答)

源泉所得税及び雇用保険料については、源泉徴収簿又は賃金台帳を議会局及び調査機関において、目視で確認している。

また、交付条例第12条第5項に基づく議長調査は、収支報告書に計上された支出に係る領収書等を調査の対象としているため、計上されていない労災保険料は議長調査の対象外と考える。

(5) 使途運用指針の「4共通事項 (1)領収書等について ⑪ポイント還元サービス」におけるポイント還元サービスの対象「差引」すべきものの考え方について、「ポイント還元サービスで付与されたポイントについては、原則として利用が認められません。」「支払い時にやむを得ずポイントが付与された場合は、その金額を値引き分として現金換算し計上金額から現金換算ポイント分を差し引かなければなりません。」とある。使途運用指針における「ポイント還元サービス」にかかる規定設計時に、今回の現地でしか使用ができない商品券のような内容については、特段想定や考慮はしていないかったのかとの質問に対し、次のとおり回答を得た。

(回答)

使途運用指針の「4共通事項 (1)領収書等について⑪」は、「「ポイント還元サービス」で付与されたポイントについては、原則として利用が認められません」とあるとおり、支払った領収書についての取扱い・考え方であり、付与されたポイントを使用した政務活動費の計上を禁止した「支出」に関する規程である。

法第100条第14項において、「（略）当該政務活動費の交付の対象、額及び交付の方法並びに当該政務活動費を充てることができる経費の範囲は、条例で定めなければならない。」と規定されており、交付条例においても、法の趣旨にのっとり、交

付の対象、額、交付の方法及び政務活動費を充てることが出来る経費の範囲などが定められている。

のことから、使途運用指針はどのような活動に「支出」できるかを定めるものであり、原則として「収入」については規定しない。

- (6) 郵送料について、議員から「郵便区内特別郵便に該当しなかった」との回答であるが、同一区内の郵便物が100通未満であったということでよいかとの質問に対し、次のとおり回答を得た。

(回答)

議員に対し、改めて確認したところ、「同一区内の郵便物は100通未満である」との回答を得ている。

第5 監査委員の判断

以上のような事実確認に基づき、監査委員は、次のように判断した。

本請求は、市長が令和2年度にX議員に交付した政務活動費のうち、資料購入費として計上された4万2,768円及び人件費として計上された30万円は、使途運用指針に違反して支出されたものであるとして、34万2,768円をさいたま市に返還するよう、市長はX議員に要求することを、監査委員が勧告することを求めた事案である。

そのような措置を求める理由として、請求人は次のとおり主張している。

資料購入費について、X議員が自宅で購読している新聞1紙の購読料を全て政務活動費から支出しているのは使途運用指針の違反であると主張している。

人件費については、X議員は給与について源泉徴収を行わず労働保険料を納付していないとし、国税庁のHPによれば、会社や個人が、人を雇って給与を支払ったり、税理士、弁護士、司法書士などに報酬を支払ったりする場合には、その支払の都度支払金額に応じた所得税及び復興特別所得税を差し引くことになっている。例外は「常時2人以下の手伝いさんなどのような家事使用人だけに給与を支払っている個人」であるが、政務活動費で雇用する補助職員は「お手伝いさんなどのような家事使用人」ではない。人を雇って給与を支払いながら源泉徴収を行わなかったことは所得税法第6、183、184、200、204、229、230条及び復興財源確保法第8、28条に違反しており、X議員による政務活動費からの給与支払いは違法な支出であると主張している。

また、パート・アルバイトを含めた労働者を1日でも雇っていれば、その事業主は労災保険と雇用保険の加入手続を行い、労働保険料を支払わなくてはならないと主張している。

さらに、使途運用指針「5使途に関する指針 (4)人件費」には「<備考>法令の定めのあるものについては、法令を遵守する」とあり、「雇用保険…ハローワーク」「労災保険…労働基準監督署」「源泉徴収…税務署」が挙げられており、X議員による政務活動費からの給与支払いは使途運用指針にも違反すると主張している。

政務活動費については、法第100条第14項、第15項及び第16項に規定されており、同条第14項に「普通地方公共団体は、条例の定めるところにより、その議会の議員の調査研究その他の活動に資するため必要な経費の一部として、その議会における会派又は議員に対し、政務活動費を交付することができる。この場合において、当該政務活動費の交付の対象、額及び交付の方法並びに当該政務活動費を充てることができる経費の範囲は、条例で定めなければならない。」とあることから、市は、交付条例及び交付条例施行規則を制定し、これらの法令を根拠に、政務活動費の交付に係る支出事務を執行している。

さらに、さいたま市議会は、政務活動費の適正な支出と使途の透明性を確保するため、使途運用指針を作成しており、ここに「運用の基本指針」や「使途に関する指針」等が示されているところである。

政務調査費においては、「政務調査費の支出に使途制限違反があることが収支報告書等の記載から明らかにうかがわれるような場合を除き、監査委員を含め区の執行機関が、実際に行われた政務調査活動の具体的な目的や内容等に立ち入ってその使途制限適合性を審査することを予定していないと解される」（最高裁平成21年12月17日第一小法廷判決）、「議員の調査研究活動は多岐にわたり、個々の経費の支出がこれに必要かどうかについては議員の合理的判断に委ねられる部分がある」（最高裁平成22年3月23日第三小法廷判決）とされ、これらの判例は、政務活動費においても同様に該当すると解される。

このため、政務活動費の使途においては、会派及び議員の自主性、自律性が尊重されなければならないが、一方で政務活動費が市の公金であることから、使途における透明性の確保と説明責任が求められるといえる。

本請求の監査対象とした、令和2年度にX議員に交付された政務活動費のうち、資料購入費として計上された4万2,768円及び人件費として計上された30万円が違法又は不当な支出であるか、その結果、市長がX議員に対する返還請求権の行使を怠っていると認められるかを判断するに当たり、本件支出のうち人件費については請求人の主張する関係法令又は使途運用指針に違反しているとする請求人の主張が認められるか、その他支出については使途運用指針に違反しているとする請求人の主張が認められるか検討を行うこととする。

まず、資料購入費について、自宅で購読している新聞1紙の購読料を全て政務活動費から支出していることは使途運用指針に違反するとの請求人の主張に対し、関係職員は、交付条例第12条第5項に規定される議長の調査権に基づく調査結果として、X議員から「自宅兼事務所で購読されたものであるが、2紙目からを政務活動費に計上している。」との回答を得ており、また、議会局において、本件支出に係る原本及び関係書類を改めて確認しているとしている。

使途運用指針「5使途に関する指針 (6)資料購入費」において、「②自宅で購読している新聞等の購読料は計上できない。ただし、自宅を事務所としている場合の新聞購読料につ

いては、一般的に家庭でも1紙は購読していると考え、1紙分は自己負担とし、2紙目からは政務活動費を充てることができるが、購読できる部数は、必要最小限とする。」と規定されており、本件支出について、X議員は、自宅を事務所とする場合の2紙目から政務活動費を充てていることが認められる。

したがって、本件支出は、使途運用指針に違反するということはできない。

次に、人件費については、X議員は給与について源泉徴収を行っておらず労働保険料を納付していないとの請求人の主張に対し、関係職員は、交付条例第12条第5項に規定される議長の調査権に基づく調査結果として、X議員から「使途運用指針にあるとおり、雇用契約書、雇用台帳、源泉徴収簿、勤務実態が分かる書類を保存している。また、生計を一にする親族又は3親等内の血族及び2親等内の姻族を補助職員として雇用していない。」との回答を得ており、人件費の計上については使途運用指針「5使途に関する指針(4)人件費」の「②補助職員を雇用する場合は、雇用条件がわかる雇用契約書（参考様式8号等）、補助職員の氏名等が記載された雇用台帳（参考様式第7号等）、及び給与台帳（源泉徴収簿又は賃金台帳）並びに勤務実態が分かる書類（出勤簿等）を作成し、保存する」とあるとおり、X議員が当該書類を作成、保管していることを議会局及び調査機関で再度確認しているとしている。さらに、交付条例第10条関係別表中、人件費において「社会保険料等の経費」とあるが、社会保険料等の経費が政務活動費で支出されていなければ、使途運用指針の対象外となるのか。政務活動費の経費として計上されていないものは、使途運用指針の対象外となるのかとの監査委員の質疑に対し、関係職員は、政務活動費から支出されているもの以外は使途運用指針の対象外となるとしている。

また、使途運用指針「5使途に関する指針(4)人件費」には「<備考>法令の定めのあるものについては、法令を遵守する」とあり、「雇用保険…ハローワーク」「労災保険…労働基準監督署」「源泉徴収…税務署」が挙げられており、X議員による政務活動費からの給与支払いは使途運用指針にも違反するとの請求人の主張、使途運用指針の人件費に「備考」があり、「法令の定めのあるものについては、法令を遵守する」として税金や社会保険関係があるが、「備考」の位置付けはとの監査委員の質疑に対しては、関係職員は、特別に定めている使途運用指針とは区別し、「備考」という表記とし、人件費として支出を行う際は、関連している項目と行政機関を、参考に近いかたちで記載しているとしている。

使途運用指針「5使途に関する指針(4)人件費考え方・取扱い」において、「①補助職員に係る交通費については、「共通事項」を参照すること。②補助職員を雇用する場合は、雇用条件がわかる雇用契約書（参考様式8号等）、補助職員の氏名等が記載された雇用台帳（参考様式7号等）、及び給与台帳（源泉徴収簿又は賃金台帳）並びに勤務実態が分かる書類（出勤簿等）を作成し、保存する。③配偶者や扶養親族等、生計を一にする親族又は3親等内の血族及び2親等内の姻族を補助職員として雇用することはできない。④補助職員が政務活動の補助以外の業務（政党活動、後援会活動等の事務）を兼務している

場合には、政務活動に要した時間の実数で計上し、按分はしない。⑤視察研修時の介助同行費用は政務活動費で計上することができる。⑥政務活動員とは会派及び会派に所属する議員の政務活動のみを補助する補助職員である。補助職員がその勤務時間内において政務活動の補助以外の業務（政党活動、後援会活動等の事務）を兼務している場合には政務活動員として届け出ることができない。なお、政務活動員については、政務活動員届出書を議長に提出し、政務活動員証の交付を受けることとする。※ 政務活動員として届出ができるのは、議員数10名までは2名までとし、以後、議員が5名増えるごとに1名増員できる。※ 政務活動員に係る経費については、按分することなく計上することができる。」と規定され、続いて「<備考>法令の定めのあるものについては、法令を遵守する。（行政機関）雇用保険…ハローワーク 労災保険…労働基準監督署 最低賃金…労働基準監督署源泉徴収…税務署 個人情報の保護…個人情報保護委員会」と記載されている。

一般的な国語辞典によれば、備考とは「参考のために付記すること。また、その事柄・記事。」との意味であり、本文に書くほどではないが、本文理解のために参考になることを書き添えたものであると理解できることから、使途運用指針における備考の位置付けは、政務活動費に限らず、人件費において考慮すべき手続事項を参考に記載したものであると解する。

本請求においては、補助職員に給与として支給した額を政務活動費として計上していることが認められており、市民の代表である議員において、補助職員を雇用する場合にあっては、源泉徴収その他の税関係法令及び労災保険、雇用保険その他の労働関係法令に基づく必要な手続を行うことは当然のことである。

しかし、使途運用指針において、人件費に係る経費の全てを政務活動費で計上しなければならないと規定されていない。また、経費として計上されず、政務活動費として支出されていない源泉徴収税額、労働保険料については使途運用指針の対象ではないこと、備考の位置付けが、政務活動費に限らず人件費において考慮すべき手続事項を参考に記載したものであり、当該手続使途運用指針の要件とまでは認められないことから、源泉徴収税額、労働保険料が政務活動費に計上されていないことのみをもって、所得税法、復興財源確保法その他の関係法令及び使途運用指針に違反しているとまではいえないと解する。

その他、X議員の人件費に係る支出について、違法と認めるに足りる証拠はない。

したがって、本件支出は、所得税法、復興財源確保法その他の関係法令及び使途運用指針に違反するということはできない。

第6 結論

以上のことから総合的に判断した結果、監査委員は、次のとおり結論に至った。

令和2年度にX議員に交付された政務活動費のうち、資料購入費として計上された4万2,768円及び人件費として計上された30万円について、違法又は不当な支出とはいえない、その結果、市長がX議員に対する返還請求権の行使を怠っているとは認められない。請求人の主張は認めることができず、よって、本請求には理由がないものと判断する。

住民監査請求に係る監査結果

令和3年12月20日付け監査監第1261号で受け付けた職員措置請求書（以下「請求書」という。）について、地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第242条第5項の規定により、監査を行ったので、その結果を次のとおり通知します。

なお、監査の実施に当たり、さいたま市議会議員のうちから選任された傳田ひろみ監査委員及び神坂達成監査委員については、法第199条の2の規定により除斥しました。

第1 請求の要旨

監査に当たり、請求人が提出した請求書及びその事実証明書から、請求人が主張する要旨を次のように解した。

令和2年度に●●●●議員（以下「X議員」という。）に交付された政務活動費のうち163万6,499円は、政務活動費の使途運用指針（以下「使途運用指針」という。）に違反して使用されたものです。そこで163万6,499円をさいたま市に返還するよう、清水勇人市長はX議員に要求することを、監査委員が勧告することを求めます。

1(1) X議員は令和2年度上期に、46万3,020円を、事務所費として政務活動費から支出した。（第1号証）

同様に、令和2年度下期に、47万2,479円を、事務所費として政務活動費から支出した。（第2号証）

(2) 事務所費では「①（※1）事務所とは、政務活動の拠点として利用されている場所で、次の要件をいずれも備えていることとする。

- ・事務所としての形態を有していること。
- ・事務所としての機能（事務所スペース、応接スペース、備品等）を有していること。
- ・事務所を賃借する場合は、議員個人が契約者となること。」と規定されている。（第3号証）

(3) しかし、X議員の事務所はどのように調べても存在を確認できず、確認できるのは自宅のみである。（第4号証）

(4) したがって、実態のない事務所費を政務活動費から支出しているのは使途運用指針の違反であり、令和2年度にX議員が政務活動費から事務所費として支出した93万5,499円をさいたま市に返還するよう勧告することを求めます。

2(1) X議員は令和2年度上期に給与としての人件費を計上し、計36万1,000円を政務活動費から支出した。（第5号証）

同様に、令和2年度下期に給与としての人件費を計上し、計34万円を政務活動費から支出した。（第6号証）

- (2) しかし、X議員は給与について源泉徴収を行わず労働保険料を納付していない。
- (3) 国税庁のHPによれば、会社や個人が、人を雇って給与を支払ったり、税理士、弁護士、司法書士などに報酬を支払ったりする場合には、その支払の都度支払金額に応じた所得税及び復興特別所得税を差し引くことになっている。例外は「常時2人以下の手伝いさんなどのような家事使用人だけに給与を支払っている個人」であるが、政務活動費で雇用する補助職員は「お手伝いさんなどのような家事使用人」ではない。（第7号証）
- (4) 人を雇って給与を支払いながら源泉徴収を行わなかったことは所得税法第6、183、184、200、204、229、230条及び復興財源確保法第8、28条に違反しており、X議員による政務活動費からの給与支払いは違法な支出である。
- (5) また、パート・アルバイトを含めた労働者を1日でも雇っていれば、その事業主は労災保険と雇用保険の加入手続を行い、労働保険料を支払わなくてはならない。（第8号証）
- (6) 使途運用指針（※2）「5使途に関する指針(4)人件費」には「<備考>法令の定めのあるものについては、法令を遵守する」とあり、「雇用保険…ハローワーク」「労災保険…労働基準監督署」「源泉徴収…税務署」が挙げられており、X議員による政務活動費からの給与支払いは使途運用指針（※2）にも違反する。（第9号証）
- (7) したがって、X議員が支払った給与計70万1,000円をさいたま市に返還するよう勧告することを求めます。

上記のとおり法第242条第1項の規定により別紙事実証明書を添え、必要な措置を請求します。併せて、請求人による意見陳述の機会を求める。

※1 請求書上、「①1」と表記されているが、「①」の誤りであると解した。

※2 請求書上、「運用指針」と表記されているが、「使途運用指針」の誤りであると解した。

別紙事実証明書（第1号証～第9号証）は、省略
追加提出された証拠（令和4年1月24日提出）は、省略

第2 請求の受理

本請求について、法第242条第1項及び第2項の要件審査を実施したところ、要件を具备しているものと認め、令和3年12月23日付けで本請求の受理を決定した。

第3 監査の実施

1 対象事項

請求人が提出した請求書及び事実証明書等から判断して、令和2年度にX議員に交付された政務活動費のうち、請求人が本請求において主張する、事務所費として計上された93万5,499円及び人件費として計上された70万1,000円が違法又は不当な支出であるか、その結果、さいたま市長（以下「市長」という。）がX議員に対する返還請求権の行使を怠っていると認められるかを監査対象とした。

2 対象所管

議会局総務部秘書総務課

3 監査方法

次の方法により監査を行った。

(1) 法第242条第7項の規定により、令和4年1月25日に請求人の陳述を聴取した。

請求人4名が出席した。令和4年1月24日に追加提出された証拠があった。

なお、令和3年12月20日付けで受け付け、令和3年12月23日付けで受理を決定した監査監第1238号から1286号までの同一請求人からの住民監査請求について、一括して行った。

(2) 令和4年1月25日に関係職員の陳述を聴取した。

「2 対象所管」から、秘書総務課長、秘書総務課長補佐及び総務係長の計3名が出席した。

なお、令和3年12月20日付けで受け付け、令和3年12月23日付けで受理を決定した監査監第1238号から1286号までの同一請求人からの住民監査請求について、一括して行った。

(3) 「第4 事実」に掲げる事項等について、事実関係の調査を実施した。

第4 事実

調査の結果、以下の事実が認められた。

1 関係法令の内容

(1) 所得税法（昭和40年法律第33号）

第6条 第28条第1項(給与所得)に規定する給与等の支払をする者その他第四編第一章から第六章まで(源泉徴収)に規定する支払をする者は、この法律により、その支払に係る金額につき源泉徴収をする義務がある。

第183条 居住者に対し国内において第28条第1項(給与所得)に規定する給与等(以下この章において「給与等」という。)の支払をする者は、その支払の際、その給与等について所得税を徴収し、その徴収の日の属する月の翌月十日までに、これを国に納付しなければならない。

2 法人の法人税法第2条第十五号(定義)に規定する役員に対する賞与については、支払の確定した日から一年を経過した日までにその支払がされない場合には、そ

の一年を経過した日においてその支払があつたものとみなして、前項の規定を適用する。

第184条 常時二人以下の家事使用人のみに対し給与等の支払をする者は、前条の規定にかかわらず、その給与等について所得税を徴収して納付することを要しない。

第200条 常時二人以下の家事使用人のみに対し第28条第1項(給与所得)に規定する給与等の支払をする者は、前条の規定にかかわらず、その支払う退職手当等について所得税を徴収して納付することを要しない。

第204条 居住者に対し国内において次に掲げる報酬若しくは料金、契約金又は賞金の支払をする者は、その支払の際、その報酬若しくは料金、契約金又は賞金について所得税を徴収し、その徴収の日の属する月の翌月十日までに、これを国に納付しなければならない。

- 一 原稿、さし絵、作曲、レコード吹込み又はデザインの報酬、放送謝金、著作権(著作隣接権を含む。)又は工業所有権の使用料及び講演料並びにこれらに類するもので政令で定める報酬又は料金
 - 二 弁護士(外国法事務弁護士を含む。)、司法書士、土地家屋調査士、公認会計士、税理士、社会保険労務士、弁理士、海事代理士、測量士、建築士、不動産鑑定士、技術士その他これらに類する者で政令で定めるものの業務に関する報酬又は料金
 - 三 社会保険診療報酬支払基金法(昭和23年法律第129号)の規定により支払われる診療報酬
 - 四 職業野球の選手、職業拳けん闘家、競馬の騎手、モデル、外交員、集金人、電力量計の検針人その他これらに類する者で政令で定めるものの業務に関する報酬又は料金
 - 五 映画、演劇その他政令で定める芸能又はラジオ放送若しくはテレビジョン放送に係る出演若しくは演出(指揮、監督その他政令で定めるものを含む。)又は企画の報酬又は料金その他政令で定める芸能人の役務の提供を内容とする事業に係る当該役務の提供に関する報酬又は料金(これらのうち不特定多数の者から受けるものを除く。)
 - 六 キャバレー、ナイトクラブ、バーその他これらに類する施設でフロアにおいて客にダンスをさせ又は客に接待をして遊興若しくは飲食をさせるものにおいて客に侍してその接待をすることを業務とするホステスその他の者(以下この条において「ホステス等」という。)のその業務に関する報酬又は料金
 - 七 役務の提供を約することにより一時に取得する契約金で政令で定めるもの
 - 八 広告宣伝のための賞金又は馬主が受ける競馬の賞金で政令で定めるもの
- 2 前項の規定は、次に掲げるものについては、適用しない。
- 一 前項に規定する報酬若しくは料金、契約金又は賞金のうち、第28条第1項(給与所得)に規定する給与等(次号において「給与等」という。)又は第30条

- 第1項(退職所得)に規定する退職手当等に該当するもの
- 二 前項第一号から第五号まで並びに第七号及び第八号に掲げる報酬若しくは料金、契約金又は賞金のうち、第183条第1項(給与所得に係る源泉徴収義務)の規定により給与等につき所得税を徴収して納付すべき個人以外の個人から支払われるもの
 - 三 前項第六号に掲げる報酬又は料金のうち、同号に規定する施設の経営者(以下この条において「バー等の経営者」という。)以外の者から支払われるもの(バー等の経営者を通じて支払われるものを除く。)
 - 3 第1項第六号に掲げる報酬又は料金のうちに、客からバー等の経営者を通じてホステス等に支払われるものがある場合には、当該報酬又は料金については、当該バー等の経営者を当該報酬又は料金に係る同項に規定する支払をする者とみなす、当該報酬又は料金をホステス等に交付した時にその支払があつたものとみなして、同項の規定を適用する。

第229条 居住者又は非居住者は、国内において新たに不動産所得、事業所得又は山林所得を生ずべき事業を開始し、又は当該事業に係る事務所、事業所その他これらに準ずるものを設け、若しくはこれらを移転し若しくは廃止した場合には、財務省令で定めるところにより、その旨その他必要な事項を記載した届出書を、その事実があつた日から一月以内に、税務署長に提出しなければならない。

第230条 国内において給与等の支払事務を取り扱う事務所、事業所その他これらに準ずるものを設け、又はこれらを移転し若しくは廃止した者は、その事実につき前条の届出書を提出すべき場合を除き、財務省令で定めるところにより、その旨その他必要な事項を記載した届出書を、その事実があつた日から一月以内に、税務署長に提出しなければならない。

(2) 東日本大震災からの復興のための施策を実施するために必要な財源の確保に関する特別措置法(平成23年法律第117号。以下「復興財源確保法」という。)

第8条 所得税法第5条の規定その他の所得税に関する法令の規定により所得税を納める義務がある居住者、非居住者、内国法人又は外国法人は、基準所得額につき、この法律により、復興特別所得税を納める義務がある。

2 所得税法第6条の規定その他の所得税に関する法令の規定により所得税を徴収して納付する義務がある者は、その徴収して納付する所得税の額につき、この法律により、源泉徴収をする義務がある。

第28条 所得税法第四編第一章から第六章まで並びに租税特別措置法第3条の3第3項、第6条第2項(同条第13項において準用する場合を含む。)、第8条の3第3項、第9条の2第2項、第9条の3の2第1項、第37条の11の4第1項、第37条の14の2第8項、第41条の9第3項、第41条の12第3項、第41条の12の2第2項から第4項まで及び第41条の22第1項の規定により所得税を徴収して納付すべき者は、その徴収(平成25年1月1日から令和19

年12月31日までの間に行うべきものに限る。)の際、復興特別所得税を併せて徴収し、当該所得税の法定納期限(国税通則法第2条第八号に規定する法定納期限をいう。第30条第1項において同じ。)までに、当該復興特別所得税を当該所得税に併せて国に納付しなければならない。

- 2 前項の規定により徴収すべき復興特別所得税の額は、同項に規定する規定その他の所得税に関する法令の規定により徴収して納付すべき所得税の額(第33条第1項の規定により読み替えて適用される租税特別措置法第9条の3の2第3項の規定により控除された金額がある場合には、同項の規定による控除をしないで計算した所得税の額)に百分の二・一の税率を乗じて計算した金額とする。
- 3 前2項の場合において、第33条第1項の規定により読み替えて適用される租税特別措置法第9条の3の2第3項各号に定める金額のうち同条第1項に規定する上場株式等の配当等に係る所得税の額から同条第3項の規定による控除をしてもなお控除しきれない金額があるときは、当該金額は、第1項の規定により当該所得税と併せて徴収して納付すべき当該上場株式等の配当等に係る復興特別所得税の額を限度として当該復興特別所得税の額から控除するものとする。
- 4 前項の規定の適用がある場合における第13条、第17条及び前条の規定の適用については、第13条中「計算した金額」とあるのは「計算した金額(所得税法第170条の規定及び第28条第3項の規定の適用がある場合には、同項の規定により控除された金額を控除した金額)」と、第17条第1項第三号中「金額。」とあるのは「金額とし、租税特別措置法第9条の3の2第1項に規定する上場株式等の配当等の交付を受けた場合には、当該上場株式等の配当等(同法第8条の5第1項の規定の適用を受けたものを除く。)に係る第28条第3項の規定により控除された金額に相当する金額及び第33条第1項の規定により読み替えて適用される同法第9条の3の2第3項の規定により控除された同項各号に定める金額に相当する金額のうち復興特別所得税の額に対応する部分の金額として政令で定める金額を加算した金額とする。」と、前条中「計算した金額」とあるのは「計算した金額(次条第3項の規定の適用がある場合には、同項の規定により控除された金額を控除した金額)」とする。
- 5 次の各号に掲げる規定により所得税の還付をすべき者は、その還付(当該各号に掲げる規定の区分に応じ当該各号に定める還付に限る。)の際、当該還付をする所得税の額に百分の二・一を乗じて計算した金額に相当する復興特別所得税を、当該所得税に併せて当該所得税の還付を受ける者に対して還付しなければならない。
 - 一 租税特別措置法第37条の11の4第3項又は第37条の11の6第7項の規定これらの規定により平成25年1月1日から令和19年12月31日までの間に行うべき還付
 - 二 租税特別措置法第41条の12第5項又は第6項の規定これらの規定により平成25年1月1日から令和19年12月31日までの間に発行された同条第

7 項に規定する割引債について行うべき還付

- 6 租税特別措置法第37条の11の6第7項の規定により、同法第9条の3の2第1項の規定により既に徴収した所得税の還付をすべき者は、前項の規定にかかわらず、その還付(同法第37条の11の6第7項の規定により令和2年1月1日から令和19年12月31日までの間に行うべき還付に限る。)の際、当該所得税と併せて既に徴収した復興特別所得税の額が、同法第37条の11の6第6項の規定を適用して計算した同法第9条の3の2第1項の規定により徴収すべき所得税と併せて徴収すべき復興特別所得税の額を超える場合における当該超える部分の金額に相当する復興特別所得税を、当該還付をすべき所得税に併せて当該所得税の還付を受ける者に対して還付しなければならない。
- 7 所得税法第215条(租税特別措置法第41条の22第2項第一号の規定により読み替えて適用される場合を含む。)の規定により所得税の徴収が行われたものとみなされる場合には、当該所得税の額につき第1項の規定による復興特別所得税の徴収が行われたものとみなす。
- 8 所得税法第四編第七章の規定は、第1項の規定により徴収して納付すべき復興特別所得税について準用する。
- 9 前各項の規定により復興特別所得税及び所得税の徴収及び納付又は還付があった場合においては、その徴収及び納付又は還付をすべき金額の百二・一分の二・一に相当する額の復興特別所得税及び百二・一分の百に相当する額の所得税の徴収及び納付又は還付があったものとする。
- 10 第1項の規定による復興特別所得税及び所得税の徴収及び納付があった場合(当該所得税について第33条第1項の規定により読み替えて適用される租税特別措置法第9条の3の2第3項の規定の適用があった場合に限る。)又は第6項の規定による復興特別所得税及び所得税の還付があった場合においては、前項の規定にかかわらず、その徴収及び納付又は還付をした額を第1項又は第6項の規定により併せて徴収及び納付又は還付をすべき復興特別所得税の額及び所得税の額に按分した額に相当する復興特別所得税及び所得税の徴収及び納付又は還付があつたものとする。
- 11 第5項及び第6項の規定による還付の手続、前二項の規定により徴収及び納付又は還付があつたものとされた額に一円未満の端数がある場合のその処理の方法その他前各項の規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

- (3) 労働者災害補償保険法(昭和22年法律第50号)
第3条 この法律においては、労働者を使用する事業を適用事業とする。
- (4) 雇用保険法(昭和49年法律第116号)
第4条 この法律において「被保険者」とは、適用事業に雇用される労働者であつて、第6条各号に掲げる者以外のものをいう。
第5条 この法律においては、労働者が雇用される事業を適用事業とする。

2 適用事業についての保険関係の成立及び消滅については、労働保険の保険料の徴収等に関する法律(昭和44年法律第84号。以下「徴収法」という。)の定めるところによる。

第6条 次に掲げる者については、この法律は、適用しない。

一 一週間の所定労働時間が20時間未満である者(第37条の5第1項の規定による申出をして高年齢被保険者となる者及びこの法律を適用することとした場合において第43条第1項に規定する日雇労働被保険者に該当することとなる者を除く。)

二 同一の事業主の適用事業に継続して31日以上雇用されることが見込まれない者(前2月の各月において18日以上同一の事業主の適用事業に雇用された者及びこの法律を適用することとした場合において第42条に規定する日雇労働者であつて第43条第1項各号のいずれかに該当するものに該当することとなる者を除く。)

三 季節的に雇用される者であつて、第38条第1項各号のいずれかに該当するもの

四 学校教育法(昭和22年法律第26号)第1条、第124条又は第134条第1項の学校の学生又は生徒であつて、前三号に掲げる者に準ずるものとして厚生労働省令で定める者

五 船員法(昭和22年法律第100号)第1条に規定する船員(船員職業安定法(昭和23年法律第130号)第92条第1項の規定により船員法第2条第2項に規定する予備船員とみなされる者及び船員の雇用の促進に関する特別措置法(昭和52年法律第96号)第14条第1項の規定により船員法第2条第2項に規定する予備船員とみなされる者を含む。以下「船員」という。)であつて、漁船(政令で定めるものに限る。)に乗り組むため雇用される者(一年を通じて船員として適用事業に雇用される場合を除く。)

六 国、都道府県、市町村その他これらに準ずるもの事業に雇用される者のうち、離職した場合に、他の法令、条例、規則等に基づいて支給を受けるべき諸給与の内容が、求職者給付及び就職促進給付の内容を超えると認められる者であつて、厚生労働省令で定めるもの

(5) 労働保険の保険料の徴収等に関する法律(昭和44年法律第84号)

第2条 この法律において「労働保険」とは、労働者災害補償保険法(昭和22年法律第50号。以下「労災保険法」という。)による労働者災害補償保険(以下「労災保険」という。)及び雇用保険法(昭和49年法律第116号)による雇用保険(以下「雇用保険」という。)を総称する。

2 この法律において「賃金」とは、賃金、給料、手当、賞与その他名称のいかんを問わず、労働の対償として事業主が労働者に支払うもの(通貨以外のもので支払われるものであつて、厚生労働省令で定める範囲外のものを除く。)をいう。

3 賃金のうち通貨以外のもので支払われるものの評価に関し必要な事項は、厚生労働大臣が定める。

4 この法律において「保険年度」とは、4月1日から翌年3月31日までをいう。

第3条 労災保険法第3条第1項の適用事業の事業主については、その事業が開始された日に、その事業につき労災保険に係る労働保険の保険関係(以下「保険関係」という。)が成立する。

第4条 雇用保険法第5条第1項の適用事業の事業主については、その事業が開始された日に、その事業につき雇用保険に係る保険関係が成立する。

2 使途運用指針における政務活動費の概要

政務活動費は、法第100条第14項、第15項及び第16項の規定に基づき、さいたま市議会議員の調査研究その他の活動(以下「政務活動」という。)に資するため必要な経費の一部として交付されるもので、法、さいたま市議会政務活動費の交付に関する条例(平成25年さいたま市条例第1号。以下「交付条例」という。)及びさいたま市議会政務活動費の交付に関する条例施行規則(平成25年さいたま市規則第6号。以下「交付条例施行規則」という。)が根拠となっている。

さいたま市議会では、交付条例及び交付条例施行規則に基づき、使途運用指針を定めており、令和元年度改訂版においては、その主な概要は以下のとおりである。

(1) 交付対象(交付条例第2条)

ア 会派

2人以上の議員で構成される会派で、会派結成の届出が受理されたもの

イ 議員

月額として14万円の額を選択した会派に所属する議員及びいずれの会派にも所属しない議員(以下「交付対象議員」という。)

(2) 交付額(交付条例第4条及び第5条)

ア 会派

月額34万円又は月額14万円のうちから会派が選択した額×会派所属議員数

イ 交付対象議員

月額20万円

(3) 請求方法(交付条例第8条)

会派の代表者及び交付対象議員は、各半期の最初の月の7日までに、市長に対し当該半期分の政務活動費の交付を請求する。

(4) 運用の基本指針(使途運用指針「3 運用の基本指針」)

ア 政務活動費支出の原則

(ア) 政務活動が目的であること。

(イ) 政務活動の必要性があること。

(ウ) 政務活動に要した金額や態様等に妥当性があること。

- (エ) 適正な手続がなされていること。
- (オ) 支出についての説明ができるよう書類等が整備されていること。

イ 実費弁償の原則

政務活動は、会派又は議員の自発的な意思に基づき行われるものであり、政務活動費は、「社会通念上妥当な範囲のものであること」を前提に、原則として政務活動に要した費用の実費に充当する。

ウ 按分支出の原則

議員の活動は、議会活動、選挙活動、政党政治活動、後援会活動等と多様であり、各々の活動を明確に区分することは困難である。そのため、活動に要した費用の全額に政務活動費を充当することが明らかに不適切であると認められる場合は、活動の実態に応じて費用を按分することになる。

したがって、全ての活動のうち政務活動に要した時間や事務所における占有面積の割合等に応じて費用を按分する必要がある。（対外的に明確に説明できることが必要である。）

エ 説明責任

政務活動費を支出したときは、交付条例により、会派及び交付対象議員には、議長に対し収支報告書を提出し、また市長に対して実績報告書を提出することが義務付けられている。

政務活動には、会派全体で行う活動のほか、複数の議員及び議員個人による活動があるが、いずれの場合でも、会派及び交付対象議員は、政務活動費の使途に関して、透明性を確保する必要がある。交付条例施行規則においても、会計帳簿及び領収書等は収支報告書等を提出すべき期間の末日の翌日から起算して5年を経過する日まで保存することが義務付けられており、これを整備保存し、市民に対する説明責任を果たさなければならない。

なお、更なる透明性の向上を目的として、令和元年度（改選後）交付分より領収書等の写しをインターネットにおいて公開する。

(5) 共通事項（使途運用指針「4 共通事項」）

共通事項として、次の6項目について定めている。

- ・「領収書等について」
- ・「交通費等旅費について」
- ・「備品の取扱いについて」
- ・「年度をまたぐ支払いについて」
- ・「長期前払費用について」
- ・「親族への支払いについて」

(6) 使途に関する指針（使途運用指針「5 使途に関する指針」）

ここでは、具体的な使途項目の内容、主な計上例及び考え方を記載し、共通事項を参照のうえ、実際の計上に当たっての参考とするよう明記されている。

本件政務活動費に関する部分については、次のとおりとなっている。（一部抜粋）

ア 人件費

内 容	政務活動を補助する職員の雇用に要する経費
主 な 計上例	給料、賃金、交通費、各種手当、社会保険料、人材派遣委託料、社会保険労務士・税理士等に係る費用
考え方・ 取扱い	<p>① 補助職員に係る交通費については、「共通事項」を参照すること。</p> <p>② 補助職員を雇用する場合は、雇用条件がわかる雇用契約書（参考様式8号等）、補助職員の氏名等が記載された雇用台帳（参考様式7号等）、及び給与台帳（源泉徴収簿又は賃金台帳）並びに勤務実態が分かる書類（出勤簿等）を作成し、保存する。</p> <p>③ 配偶者や扶養親族等、生計を一にする親族又は3親等内の血族及び2親等内の姻族を補助職員として雇用することはできない。</p> <p>④ 補助職員が政務活動の補助以外の業務（政党活動、後援会活動等の事務）を兼務している場合には、政務活動に要した時間の実数で計上し、按分はしない。</p> <p>⑤ 視察研修時の介助同行費用は政務活動費で計上することができる。</p> <p>⑥ 政務活動員とは会派及び会派に所属する議員の政務活動のみを補助する補助職員である。補助職員がその勤務時間内において政務活動の補助以外の業務（政党活動、後援会活動等の事務）を兼務している場合には政務活動員として届け出ることができない。 なお、政務活動員については、政務活動員届出書を議長に提出し、政務活動員証の交付を受けることとする。</p> <p>※ 政務活動員として届出ができるのは、議員数10名までは2名までとし、以後、議員が5名増えるごとに1名増員できる。</p> <p>※ 政務活動員に係る経費については、按分することなく計上することができる。</p> <p><備考></p> <p>法令の定めのあるものについては、法令を遵守する。</p> <p>(行政機関)</p> <p>雇用保険…ハローワーク</p> <p>労災保険…労働基準監督署</p> <p>最低賃金…労働基準監督署</p> <p>源泉徴収…税務署</p> <p>個人情報の保護…個人情報保護委員会</p>

イ 事務所費

内 容	政務活動のために必要な事務所及び附帯施設・設備の賃借料、維持管理等に要する経費		
主 な 計上例	事務所及び附帯施設・設備の賃借料、維持管理費（清掃委託費・警備委託費・修繕費等）、光熱水費、保険料、駐車場代等		
	<p>① 事務所とは、政務活動の拠点として利用されている場所で、次の要件をいずれも備えていることとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・事務所としての形態を有していること。 ・事務所としての機能(事務所スペース、応接スペース、備品等)を有していること。 ・事務所を賃借する場合は、議員個人が契約者となること。 		
【事務所形態による賃借料の計上基準】			
	賃借料	維持管理費 光熱水費	
自宅の一部又は自宅敷地内の建物又は土地を事務所又は駐車場とする（第三者所有を除く）	×	○	
自己所有又は3親等内の血族及び2親等内の姻族が所有する建物又は土地を事務所又は駐車場とする	×	○	
自己の会社又は3親等内の血族及び2親等内の姻族が支配する会社を事務所とする。又はその会社が所有する土地を駐車場とする	×	○	
第三者が所有する建物又は土地を事務所又は駐車場とする	○	○	

※維持管理費＝清掃委託費・警備委託費・修繕費(小規模修繕) 等

※3親等内の血族及び2親等内の姻族が支配する会社＝3親等内の血族及び2親等内の姻族が、その経営を支配している会社
(実質的な経営者)

※自己所有又は3親等内の血族及び2親等内の姻族が所有する建

	<p>物を事務所として使用する場合には、使用貸借契約書等を作成する必要がある。</p> <p>② 会派又は議員が事務所を設置した場合は、事務所名、所在地、床面積、利用状況、按分割合等を記載した「事務所台帳」（参考様式第6号）を作成し、保管する。その他、事務所の見取図、内部及び外観の写真、賃貸借契約書等についても整理し、保管する。</p> <p>③ 自宅の一部又は自宅敷地内の建物又は土地や、自己所有又は3親等内の血族及び2親等内の姻族が所有する若しくはそれらの者が支配する会社の所有する建物や土地を事務所又は駐車場とする場合の賃借料については、原則として計上できない。ただし、それらの者以外からは調達できない場合においては、賃借料を計上することができるものとする。その場合には理由及び支払相手との関係を明記する書面を作成保管するものとする。</p> <p>また、光熱水費、維持管理費等については、使用実態に応じ按分して政務活動費で計上することができる。</p> <p>④ 事務所に付随する駐車場の賃借料については、政務活動を目的とするもの又は来客用であれば計上することができる。</p> <p>⑤ 事務所の維持管理に必要な修繕に係る計上は、最小限かつ小規模なものに限る。</p> <p>したがって、建物の改築等大規模な修繕は、私的な資産形成と見られるおそれがあるため、政務活動費で計上できない。</p> <p>⑥ 事務所等の賃借契約に係る敷金は本来預け金的性格を有する一時金であり、不動産、特に家屋の賃貸借に際して賃料などの債務の担保にする目的で、賃借人が賃貸人に預けておく保証金である。賃貸借契約が終了する場合に賃借人に債務不履行がなければ明け渡し時に返還される。</p> <p>政務活動費は、原則交付を受けた年度内に精算することから、敷金を政務活動費で計上することは適切ではない。</p> <p>なお、契約解除時に事務所の修繕が必要な場合、その費用は本人が相当な注意を怠らない限り政務活動費で計上することができる。</p> <p>⑦ 事務所移転費用については、貸主都合（建物老朽化等）での移転等、合理的な理由があるときに限り計上することができる。</p>
--	--

3 請求人の陳述

請求人の陳述の要旨は、次のとおりである。

昨年も4人で同様の住民監査請求を行い、監査委員から色々意見がつき、正された部分もあるが、そうでないものも多いので今回改めてチェックしたところ、多数のおかしな点があり、今回の住民監査請求を出した。

その一つが、チラシや広報紙の印刷に関してであり、名称・部数を領収書に記載すると使途運用指針にある。今回提出したうち、下半期はわりと守っているが、上半期は守っていない。監査委員からの意見により、問題があったと直した気持ちが各会派・議員にあったかもしれないが、それであれば上半期も直すべきである。

もう1点、資料購入費に関して、使途運用指針では、自宅で新聞等を定期購読して政務活動費で購入する場合、議員であるなしに関わらず、最低1紙は新聞を必ず自宅で取るものだから、1紙除いて2紙目からを請求するとある。

しかし、多くの議員が、新聞の購読料の領収書をそのまま請求しており、1紙自宅で取っているという証明がない。

今回新たな資料として提出したものは、自宅で朝日新聞と埼玉新聞の2紙を購読しているが、実際請求しているのは補記している朝日新聞だけで、埼玉新聞は自費で購読している。

他の議員もこういうかたちでやれば、1紙は自宅で取り、他の新聞に関して請求し、使途運用指針に基づくとはっきりする。

何も私たちは無理なものを求めているわけではない。1紙目は自宅と証明し、2紙目とはっきりと証明すべきである。

住民監査請求結果を出す場合に、監査委員から意見を付けることがありうると思うが、前回も誤解を招くことがないようにと意見が出ていたが、誤解を招くことがないよう、市民にはっきりわかるかたちで領収書を出すべきだというのを強く言っていただきたいと思う。

それが明確でないと他の議員の資料購入費に関しては、使途運用指針に反している疑いがあると言わざるを得ない。

今回、監査請求した金額は昨年より増えている。その主たる要因として人件費の問題があった。

昨年はチェックしなかったが、源泉徴収と労働保険料については、会派で行っている政務活動費ではしっかりやっているが、議員個人では、やっている議員とそうでない議員に分かれている。

会派支給分はやっているので、どういう注意をしておかないといけないか、会派に相談するであろうし把握していくおかしくない。これは悪質性が高いと考え監査請求した。

国会議員の文書通信費が昨年からクローズアップされ、コロナ禍で市民国民の生活が

苦しいということもあり、より一層しっかりと使い方が問われている。

そうした中で議会のお金の使い方について、予算を審議してもらう市議会に対して市執行部が色々文句を言うのは難しい。チェック機能となるのは監査委員なので、昨今の税金をしっかりと適正に使うという風潮を重ね合わせて適切な答えをいただきたい。

3件について非常に悪質だと思った事例を強く述べたい。

議員3人が、群馬県川場村の道の駅を視察した。一人あたり3,000円視察料として請求している。

請求書の6号証で「視察代」として3,000円を株式会社田園プラザ川場に支払いしている。何の根拠で3,000円という数字が出たか調べたところ、7号証にあるように、道の駅のホームページで視察について書いてあった。「なお、参加者全員に1,000円分の田園プラザ商品券を差し上げます。」

3人は誰も1,000円の商品券を挙げていない。事前に3人で示し合わせ、商品券を貰ったことを内緒にしようと、非常に悪意に満ちた請求と考える。もしかすると事前に認めて返還しているかもしれないが、過剰請求の事例である。

議会事務局の委託契約でチェックしている人がいながらこのような事態になり、チェック体制の仕様書についても疑問に思うので、それについては今後考えようと思っている。

換金性があり、これはポイントと同様の扱いなので、強く意見を申し上げたい。

昨年同様、今回も事務所費について監査請求したが、法律的には正しいとしても、グレーゾーンの運用は直していただきたい。

4 関係職員の陳述

関係職員の陳述の要旨は、次のとおりである。

なお、本請求に係る内容以外は除外した。

平成12年の法の一部改正により制度化された政務調査費は、平成25年3月1日に施行された法の一部改正により、その名称を政務活動費に改められた。

改正前の政務調査費は、議会における会派等への調査研究費等の助成を制度化し、情報公開を促進する観点から、その使途の透明性を確保することの重要性に鑑み、交付の対象、額及び交付の方法を条例で定めることとされており、さらに平成25年3月の法改正により、政務活動費を充てることができる経費の範囲については条例で定めること、議長は政務活動費の使途の透明性の確保に努めることとされている。

さいたま市においても、この法改正を受け、議員提出議案により従前の条例を全部改正し、現行の交付条例を制定し、交付条例施行規則を制定し、交付条例の運用上必要となる様式を整備している。

交付額については、交付条例第4条第1項、及び第5条第1項にあるように、会派支給分は月額34万円または月額14万円の一方を選択、月額14万円を選択した会派の議員及び、いずれの会派へも属さない議員への議員支給分は月額20万円となっている。

政務活動費の支出については、交付条例第10条には、市の事務及び地方行財政に関する調査研究、国、他の団体等に対して行う要請、陳情等のための活動その他の市民福祉の向上と市の発展のために行う活動に必要な経費で、別表に定めるものに充てなければならないとある。

交付条例第11条第2項には、政務活動費の交付を受けた交付対象議員は、政務活動費の経理を適正に行わなければならぬとある。

政務活動費は、会派及び議員の調査研究その他の活動に資するために必要な経費であることを要し、個々の経費の支出は、使途運用指針に準拠する必要がある。

しかしながら、その活動は多岐多様にわたり、支出の対象となった活動に調査研究その他の活動の実態があり、市政との関連性等の合理性を欠くことが明らかである場合以外は、政務活動か否かの判断は、会派及び議員に委ねられることによって、会派及び議員の自律的判断が尊重されるべきものと考える。

本市議会では、継続的に議会改革に取り組んできた経緯があり、政務活動費についても、収支報告書には、全ての領収書等の写しを添付することとし、さらに閲覧規程を制定、また、その使途をより明確にするため、配布の使途運用指針を作成し、その後も必要に応じて改訂しているところである。

加えて、使途運用指針に適合しているか、支出内容を調査するために議会局で契約した調査機関を導入するほか、令和元年5月分以降の領収書等の写しをインターネットで公開するなど、使途の一層の透明性と適正な支出を図ってきたところであるが、これまで以上に政務活動費の使途の適正化と透明性の確保に取組んでいくよう努めていく。

昨年度の住民監査請求に際し、監査委員から「市民に対する説明責任を十分果たすことができる、より透明性の高い制度運用のための取組を強く望むものである」と意見があつたことから、令和3年3月18日に各派代表者会議を開催し、使途運用指針を遵守し、交付条例及び交付条例施行規則に基づき、適正な取扱いを行うよう、改めて周知を行つたところである。

使途運用指針は改訂を重ねているため、令和2年度支出分については、令和元年度改訂の使途運用指針に準拠する必要がある。

議会局及び調査機関では、領収書等の確認時に関係書類により、使途運用指針に基づき支出されていることを確認している。

交付条例第16条第1項の規定において閲覧に供されるものは、交付条例第12条第1項に基づき議長に提出された収支報告書と、当該支出に係る領収書その他の当該支出の事実を証する書類の写しとなっている。

請求人の主張する事項に関しては、政務活動費の返還請求の必要の有無を判断するため、交付条例第12条第5項に規定される議長の調査権に基づき、対象議員に対して、

当該政務活動費の使用の状況について調査を行ったので、その結果を含め意見を述べる。

なお、今回の住民監査請求は、昨年度に提出された住民監査請求と同種同様の内容や、令和3年7月に東京高裁において判決が出た訴訟で争われた内容と同種同様の内容が多数含まれていたことから、それらについては、それぞれ昨年度の内容と同様の陳述内容としている。

今回の意見陳述においては、定められた時間内において全ての案件を取り扱わなければならぬ事情等を鑑み、陳述における意見の詳細については、配付した陳述「別紙資料」をもって代えさせてもらいたい。

議会局及び調査機関では領収書等の提出を受けた際に、関係書類により使途運用指針に基づき支出されていることを確認しているが、今回の請求に係る部分については、議会局及び調査機関により、使途運用指針に基づき支出がなされていることを改めて確認している。

調査結果からも、使途運用指針に基づき適正に処理をしていると判断できることから、請求人の使途運用指針に反しているとする主張には、いずれも根拠がなく、請求人が求める措置は必要ないと考える。

※本請求に係る陳述「別紙資料」の要旨は、次のとおりである。

監査監第1261号、X議員の事務所費の支出に関してであるが、請求人が主張する「X議員は、令和2年度上期に計46万3,020円を、令和2年度下期に計47万2,479円を支払ったとする領収書を事務所費として提出している。」という件については、X議員より「当該金額を事務所費として計上したことは事実である。」との回答を受けている。

続いて、請求人からの「事務所費では、使途運用指針の「5 使途に関する指針 (9)事務所費」に「①事務所とは、政務活動の拠点として利用されている場所で、次の要件をいずれも備えていることとする。事務所としての形態を有していること。事務所としての機能（事務所スペース、応接スペース、備品等）を有していること。事務所を賃借する場合は、議員個人が契約者となること。」と規定されている。しかし、X議員の事務所はどのように調べても存在を確認できず、実態のない事務所費を政務活動費から支出しているのは使途運用指針の違反である。」との主張について、X議員に確認したところ、「政務活動費で計上している事務所については、公表先にしていない。」との回答を受けている。

また、X議員の回答にもあったが、政務活動費において支出の対象となる事務所を公表先に指定することは定めもなく、議員本人に委ねられている。なお、X議員が政務活動費に計上している事務所については、先に請求人が引用した使途運用指針の25ページにある(9)事務所費の要件を全て満たしており、それらを証する書類等が具備されていることを議会局、調査機関で再度確認していることからも、X議員の事務所費の支出は使途運用指針に沿って適正に処理されているものと考える。

次に、X議員の入件費の支出に関してであるが、請求人が主張する「X議員は、令和2年度上期に「給与」として計36万1,000円を、令和2年度下期に「給与」として計34万円を支払ったとする領収書を入件費として提出している。」という件については、X議員より「当該金額を入件費として計上したことは事実である。」との回答を受けている。

続いて、入件費の件について、X議員に確認したところ、「使途運用指針にあるとおり、雇用契約書、雇用台帳、賃金台帳、勤務実態が分かる書類を保存している。また、生計を一にする親族又は3親等内の血族及び2親等内の姻族を補助職員として雇用していない。」との回答を受けている。

入件費の計上については使途運用指針19ページの(4)入件費の考え方・取扱いに基づいた書類の整備がされていることを議会局、調査機関で再度確認していることからも、X議員の入件費の計上については使途運用指針上問題ないと考える。

【議会局において、原本及び関係書類を改めて確認している。】

5 関係職員の陳述に対する請求人の意見

請求人の意見の要旨は、次のとおりである。

なお、本請求に係る内容以外は除外した。

入件費の源泉徴収・労働保険について、「使途運用指針にあるとおり、雇用契約書、雇用台帳、源泉徴収簿、勤務実態が分かる書類を保存している。また、生計を一にする親族又は3親等内の血族及び2親等内の姻族を補助職員として雇用していない。」とあり使途運用指針上問題がないと書いてあるが、書類が揃っているから問題がないではなく、労働保険料等を払っているかを確認していないことになる。

法律できちんと義務付けられている。それを守っているか、確認されてないし触れていない。法令に違反しているのに支出を認めて問題ないとするのは納得できない。

入件費の件で、書類が存在していると言っているが、それぞれ国の機関に相談したほうがいいのかなと思ってしまう。議会局が確認しているのだから、国の機関が調査を行っても問題ないか。

6 関係職員の陳述に対する監査委員の質疑

関係職員の陳述に対する監査委員の質疑の要旨は、次のとおりである。

なお、本請求に係る内容以外は除外した。

- (1) 今回の住民監査請求を受けて、対象会派、対象議員に対して調査を行った旨の説明があつたが、調査の日程、どこで調査をしたかといったことはまとめているかとの質

問に対し、次のとおり回答を得た。

(秘書総務課長回答)

原本・関係書類の確認行った日付、職員の一覧を表にしたもののが残っている。

議員控室において、職員が二人一組で、議員と対面で原本・関係書類の確認を行った。一部の議員にはオンラインで実施した。

- (2) 使途運用指針の人事費に「備考」があり、「法令の定めのあるものについては、法令を遵守する」として税金や社会保険関係があるが、「備考」の位置付けはとの質問に対し、次のとおり回答を得た。

(秘書総務課長回答)

特別に定めている使途運用指針とは区別し、「備考」という表記をしている。

人事費として支出を行う際は、関連している項目と行政機関を、参考に近いかたちで記載している。

- (3) 交付条例第10条関係別表中、人事費において「社会保険料等の経費」とあるが、社会保険料等の経費が政務活動費で支出されていなければ、使途運用指針の対象外となるのか。政務活動費から支出されていないものは、使途運用指針の対象外となるのかとの質問に対し、次のとおり回答を得た。

(秘書総務課長回答)

政務活動費から支出されているもの以外は使途運用指針の対象外となる。

- (4) 昨年度の監査委員からの意見「政務活動費の使途が使途運用指針に違反しているとの疑惑を抱かれる余地があり、事実として住民監査請求に至った事例が多数あることから、今後においては、市民に対する説明責任を十分果たすことができるよう、より透明性の高い制度運用のための取組を強く望むものである」について、各派代表者会議で使途運用指針の適正な取り扱いについて周知をしたと聞いたが、具体的にはとの質問に対し、次のとおり回答を得た。

(秘書総務課長回答)

令和3年3月18日に各派代表者会議を通じて監査結果を報告し、また、監査委員の意見についても協議を行った。

新聞購読料の質問書の提出、領収書等貼付用紙への補記の徹底などを行うこととし、会派を通じて各議員に周知した。

7 法第199条第8項の規定による調査事項

法第199条第8項の規定により、次のとおり関係職員に対して調査を実施した。

なお、令和3年12月20日付けで受け付け、令和3年12月23日付けで受理を決定した監査監第1238号から1286号までの同一請求人からの政務活動費に係る住民監査請求について、一括した内容となっているものも含む。

- (1) 議員の活動の中で政務活動費以外で支出した内容の報告、例えば人事費のうち政務

活動費外で支出した内容については、市に報告しなければならないものかとの質問に対し、次のとおり回答を得た。

(回答)

報告する必要はない。

- (2) 領収書等のインターネットでの公開の趣旨から鑑み、実績報告の審査において、その要件とされるものにおいては、公開するのが適当と考えるが、インターネットで公開する領収書等の範囲について聞きたいとの質問に対し、次のとおり回答を得た。

(回答)

交付条例第16条第1項において、「何人も、議長に対し、議長の定めるところにより、第12条の規定により提出された収支報告書等の閲覧を請求することができる。」と規定されている。また、同条例第12条第1項及び第2項には「政務活動費の交付を受けた会派の代表者及び交付対象議員は、規則で定めるところにより、政務活動費に係る収入及び支出の報告書（以下「収支報告書」という。）を作成し、これに当該支出に係る領収書その他の当該支出の事実を証する書類（以下「領収書等」という。）の写しを添付して、議長に提出しなければならない。2 前項の収支報告書及び領収書等の写し（以下「収支報告書等」という。）は、政務活動費の交付を受けた各半期の末日の翌日から起算して1月以内に提出しなければならない。」と規定されている。

インターネットで公開する範囲についても、条例により定められた閲覧と同一物を公開している。

- (3) 新聞を購読し、政務活動費として経費を計上している場合、収支報告や実績報告がなされたときに、新聞の配達先「自宅」「事務所」の別の確認を行っているのか。

また、新聞を購読しているのが自宅であった場合、1紙目の領収書の確認は行っているのか。印刷物等の作成や配布に係る領収書に、名称や作成部数が記載されていない場合、収支報告書提出時に「内容が分かるもの」を確認しているのかとの質問に対し、次のとおり回答を得た。

(回答)

今回の監査対象となっている議員に対して、購読場所を改めて確認を行ったところである。

また、自宅兼事務所で購読している1紙目の購読内容について資料等の提出は求めていない。広報紙等に係る名称や作成部数が領収書に記載されていない場合において、別紙や請求書等を確認している。

- (4) 人件費において「雇用契約書」「雇用台帳」「給与台帳（源泉徴収簿又は賃金台帳）」並びに勤務実態が分かる書類（出勤簿等）を保存していると、議員からは回答を得ていると聞くが、各書類の原本若しくは写しを確認し、その内容までを確認しているのか、それとも議員から「保存している」の回答をもって「書類が整備されていることを確認した」としているのか。また、今回住民監査請求された内容のうち、労

災保険については事業者負担として全ての事業所で納付義務があるが、各議員の労災保険料納付状況について、確認したのか。議長の調査権により確認できるのかとの質問に対し、次のとおり回答を得た。

(回答)

源泉所得税及び雇用保険料については、源泉徴収簿又は賃金台帳を議会局及び調査機関において、目視で確認している。

また、交付条例第12条第5項に基づく議長調査は、収支報告書に計上された支出に係る領収書等を調査の対象としているため、計上されていない労災保険料は議長調査の対象外と考える。

- (5) 使途運用指針の「4 共通事項 (1)領収書等について ⑪ポイント還元サービス」におけるポイント還元サービスの対象「差引」すべきものの考え方について、「ポイント還元サービスで付与されたポイントについては、原則として利用が認められません。」「支払い時にやむを得ずポイントが付与された場合は、その金額を値引き分として現金換算し計上金額から現金換算ポイント分を差し引かなければなりません。」とある。使途運用指針における「ポイント還元サービス」にかかる規定設計時に、今回の現地でしか使用ができない商品券のような内容については、特段想定や考慮はしていないかったのかとの質問に対し、次のとおり回答を得た。

(回答)

使途運用指針の「4 共通事項 (1)領収書等について⑪」は、「「ポイント還元サービス」で付与されたポイントについては、原則として利用が認められません」とあるとおり、支払った領収書についての取扱い・考え方であり、付与されたポイントを使用した政務活動費の計上を禁止した「支出」に関する規程である。

法第100条第14項において、「(略) 当該政務活動費の交付の対象、額及び交付の方法並びに当該政務活動費を充てることができる経費の範囲は、条例で定めなければならない。」と規定されており、交付条例においても、法の趣旨にのっとり、交付の対象、額、交付の方法及び政務活動費を充てることが出来る経費の範囲などが定められている。

のことから、使途運用指針はどのような活動に「支出」できるかを定めるものであり、原則として「収入」については規定しない。

- (6) 郵送料について、議員から「郵便区内特別郵便に該当しなかった」との回答であるが、同一区内の郵便物が100通未満であったということによいかとの質問に対し、次のとおり回答を得た。

(回答)

議員に対し、改めて確認したところ、「同一区内の郵便物は100通未満である」との回答を得ている。

第5 監査委員の判断

以上のような事実確認に基づき、監査委員は、次のように判断した。

本請求は、市長が令和2年度にX議員に交付した政務活動費のうち、事務所費として計上された93万5,499円及び人件費として計上された70万1,000円は、使途運用指針に違反して支出されたものであるとして、163万6,499円をさいたま市に返還するよう、市長はX議員に要求することを、監査委員が勧告することを求めた事案である。

そのような措置を求める理由として、請求人は次のとおり主張している。

事務所費について、X議員の事務所はどのように調べても存在を確認できず、確認できるのは自宅のみであるとし、実態のない事務所費を政務活動費から支出していることは、使途運用指針「5使途に関する指針 (9)事務所費」の「①事務所とは、政務活動の拠点として利用されている場所で、次の要件をいずれも備えていることとする。・事務所としての形態を有していること。・事務所としての機能（事務所スペース、応接スペース、備品等）を有していること。・事務所を賃借する場合は、議員個人が契約者となること。」との規定に違反すると主張している。

人件費については、X議員は給与について源泉徴収を行わず労働保険料を納付していないとし、国税庁のHPによれば、会社や個人が、人を雇って給与を支払ったり、税理士、弁護士、司法書士などに報酬を支払ったりする場合には、その支払の都度支払金額に応じた所得税及び復興特別所得税を差し引くことになっている。例外は「常時2人以下の手伝いさんなどのような家事使用人だけに給与を支払っている個人」であるが、政務活動費で雇用する補助職員は「お手伝いさんなどのような家事使用人」ではない。人を雇って給与を支払いながら源泉徴収を行わなかったことは所得税法第6、183、184、200、204、229、230条及び復興財源確保法第8、28条に違反しており、X議員による政務活動費からの給与支払いは違法な支出であると主張している。

また、パート・アルバイトを含めた労働者を1日でも雇っていれば、その事業主は労災保険と雇用保険の加入手続を行い、労働保険料を支払わなくてはならないと主張している。

さらに、使途運用指針「5使途に関する指針 (4)人件費」には「<備考>法令の定めのあるものについては、法令を遵守する」とあり、「雇用保険…ハローワーク」「労災保険…労働基準監督署」「源泉徴収…税務署」が挙げられており、X議員による政務活動費からの給与支払いは使途運用指針にも違反すると主張している。

政務活動費については、法第100条第14項、第15項及び第16項に規定されており、同条第14項に「普通地方公共団体は、条例の定めるところにより、その議会の議員の調査研究その他の活動に資するため必要な経費の一部として、その議会における会派又は議員に対し、政務活動費を交付することができる。この場合において、当該政務活動費

の交付の対象、額及び交付の方法並びに当該政務活動費を充てることができる経費の範囲は、条例で定めなければならない。」とあることから、市は、交付条例及び交付条例施行規則を制定し、これらの法令を根拠に、政務活動費の交付に係る支出事務を執行している。

さらに、さいたま市議会は、政務活動費の適正な支出と使途の透明性を確保するため、使途運用指針を作成しており、ここに「運用の基本指針」や「使途に関する指針」等が示されているところである。

政務調査費においては、「政務調査費の支出に使途制限違反があることが収支報告書等の記載から明らかにうかがわれるような場合を除き、監査委員を含め区の執行機関が、実際に行われた政務調査活動の具体的な目的や内容等に立ち入ってその使途制限適合性を審査することを予定していないと解される」（最高裁平成21年12月17日第一小法廷判決）、「議員の調査研究活動は多岐にわたり、個々の経費の支出がこれに必要かどうかについては議員の合理的判断に委ねられる部分がある」（最高裁平成22年3月23日第三小法廷判決）とされ、これらの判例は、政務活動費においても同様に該当すると解される。

このため、政務活動費の使途においては、会派及び議員の自主性、自律性が尊重されなければならないが、一方で政務活動費が市の公金であることから、使途における透明性の確保と説明責任が求められるといえる。

本請求の監査対象とした、令和2年度にX議員に交付された政務活動費のうち、事務所費として計上された93万5,499円及び人件費として計上された70万1,000円が違法又は不当な支出であるか、その結果、市長がX議員に対する返還請求権の行使を怠っていると認められるかを判断するに当たり、本件支出のうち人件費については請求人の主張する関係法令又は使途運用指針に違反しているとする請求人の主張が認められるか、その他支出については使途運用指針に違反しているとする請求人の主張が認められるか検討を行うこととする。

まず、事務所費について、X議員が実態のない事務所費を政務活動費から支出しているとの請求人の主張に対し、関係職員は、交付条例第12条第5項に規定される議長の調査権に基づく調査結果として、X議員から「政務活動費で計上している事務所については、公表先にしていない。」との回答を得ており、政務活動費において支出の対象となる事務所を公表先に指定することは定めもなく、議員本人に委ねられているとしている。また、X議員が政務活動費に計上している事務所については、使途運用指針「5使途に関する指針(9)事務所費」の要件を全て満たしており、それらを証する書類等が具備されていることを議会局及び調査機関で確認しているとしている。

使途運用指針上、事務所費として計上する事務所について、その所在地等の公表を義務付ける規定はなく、本件支出について、X議員は、使途運用指針の要件を満たす事務所に係る経費に政務活動費を充てていることが認められる。

したがって、本件支出は、使途運用指針に違反するということはできない。

次に、人件費については、X議員は給与について源泉徴収を行っておらず労働保険料を納付していないとの請求人の主張に対し、関係職員は、交付条例第12条第5項に規定される議長の調査権に基づく調査結果として、X議員から「使途運用指針にあるとおり、雇用契約書、雇用台帳、賃金台帳、勤務実態が分かる書類を保存している。また、生計を一にする親族又は3親等内の血族及び2親等内の姻族を補助職員として雇用していない。」との回答を得ており、人件費の計上については使途運用指針「5使途に関する指針 (4)人件費」の「②補助職員を雇用する場合は、雇用条件がわかる雇用契約書（参考様式8号等）、補助職員の氏名等が記載された雇用台帳（参考様式第7号等）、及び給与台帳（源泉徴収簿又は賃金台帳）並びに勤務実態が分かる書類（出勤簿等）を作成し、保存する」とあるとおり、X議員が当該書類を作成、保管していることを議会局及び調査機関で再度確認しているとしている。さらに、交付条例第10条関係別表中、人件費において「社会保険料等の経費」とあるが、社会保険料等の経費が政務活動費で支出されていなければ、使途運用指針の対象外となるのか。政務活動費の経費として計上されていないものは、使途運用指針の対象外となるのかとの監査委員の質疑に対し、関係職員は、政務活動費から支出されているもの以外は使途運用指針の対象外となるとしている。

また、使途運用指針「5使途に関する指針 (4)人件費」には「<備考>法令の定めのあるものについては、法令を遵守する」とあり、「雇用保険…ハローワーク」「労災保険…労働基準監督署」「源泉徴収…税務署」が挙げられており、X議員による政務活動費からの給与支払いは使途運用指針にも違反するとの請求人の主張、使途運用指針の人件費に「備考」があり、「法令の定めのあるものについては、法令を遵守する」として税金や社会保険関係があるが、「備考」の位置付けはとの監査委員の質疑に対しては、関係職員は、特別に定めている使途運用指針とは区別し、「備考」という表記とし、人件費として支出を行う際は、関連している項目と行政機関を、参考に近いかたちで記載しているとしている。

使途運用指針「5使途に関する指針 (4)人件費 考え方・取扱い」において、「①補助職員に係る交通費については、「共通事項」を参照すること。②補助職員を雇用する場合は、雇用条件がわかる雇用契約書（参考様式8号等）、補助職員の氏名等が記載された雇用台帳（参考様式7号等）、及び給与台帳（源泉徴収簿又は賃金台帳）並びに勤務実態が分かる書類（出勤簿等）を作成し、保存する。③配偶者や扶養親族等、生計を一にする親族又は3親等内の血族及び2親等内の姻族を補助職員として雇用することはできない。④補助職員が政務活動の補助以外の業務（政党活動、後援会活動等の事務）を兼務している場合には、政務活動に要した時間の実数で計上し、按分はしない。⑤視察研修時の介助同行費用は政務活動費で計上することができる。⑥政務活動員とは会派及び会派に所属する議員の政務活動のみを補助する補助職員である。補助職員がその勤務時間内において政務活動の補助以外の業務（政党活動、後援会活動等の事務）を兼務している場合には政務活動員として届け出ることができない。なお、政務活動員については、政務活動員届出書を議長に提出し、政務活動員証の交付を受けることとする。※ 政務活動員として届出ができる

るのは、議員数10名までは2名までとし、以後、議員が5名増えるごとに1名増員できる。※ 政務活動員に係る経費については、按分することなく計上することができる。」と規定され、続いて「<備考>法令の定めのあるものについては、法令を遵守する。（行政機関）雇用保険…ハローワーク 労災保険…労働基準監督署 最低賃金…労働基準監督署 源泉徴収…税務署 個人情報の保護…個人情報保護委員会」と記載されている。

一般的な国語辞典によれば、備考とは「参考のために付記すること。また、その事柄・記事。」との意味であり、本文に書くほどではないが、本文理解のために参考になることを書き添えたものであると理解できることから、使途運用指針における備考の位置付けは、政務活動費に限らず、人件費において考慮すべき手続事項を参考に記載したものであると解する。

本請求においては、補助職員に給与として支給した額を政務活動費として計上していることが認められており、市民の代表である議員において、補助職員を雇用する場合にあっては、源泉徴収その他の税関係法令及び労災保険、雇用保険その他の労働関係法令に基づく必要な手続を行うことは当然のことである。

しかし、使途運用指針において、人件費に係る経費の全てを政務活動費で計上しなければならないと規定されていない。また、経費として計上されず、政務活動費として支出されていない源泉徴収税額、労働保険料については使途運用指針の対象ではないこと、備考の位置付けが、政務活動費に限らず人件費において考慮すべき手続事項を参考に記載したものであり、当該手続は使途運用指針の要件とまでは認められないことから、源泉徴収税額、労働保険料が政務活動費に計上されていないことのみをもって、所得税法、復興財源確保法その他の関係法令及び使途運用指針に違反しているとまではいえないと解する。

その他、X議員の人件費に係る支出について、違法と認めるに足りる証拠はない。

したがって、本件支出は、所得税法、復興財源確保法その他の関係法令及び使途運用指針に違反するということはできない。

第6 結論

以上のことから総合的に判断した結果、監査委員は、次のとおり結論に至った。

令和2年度にX議員に交付された政務活動費のうち、事務所費として計上された93万5,499円及び人件費として計上された70万1,000円について、違法又は不当な支出とはいえず、その結果、市長がX議員に対する返還請求権の行使を怠っているとは認められない。請求人の主張は認めることができず、よって、本請求には理由がないものと判断する。

住民監査請求に係る監査結果

令和3年12月20日付け監査監第1262号で受け付けた職員措置請求書（以下「請求書」という。）について、地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第242条第5項の規定により、監査を行ったので、その結果を次のとおり通知します。

なお、監査の実施に当たり、さいたま市議会議員のうちから選任された傳田ひろみ監査委員及び神坂達成監査委員については、法第199条の2の規定により除斥しました。

第1 請求の要旨

監査に当たり、請求人が提出した請求書及びその事実証明書から、請求人が主張する要旨を次のように解した。

令和2年度に●●●●議員（以下「X議員」という。）に交付された政務活動費のうち53万6,586円（※1）は、政務活動費の使途運用指針（以下「使途運用指針」という。）に違反して使用されたものです。そこで53万6,586円（※1）をさいたま市に返還するよう、清水勇人市長はX議員に要求することを、監査委員が勧告することを求めます。

- 1 (1) X議員は令和2年度上半期に給与としての人物費を計上し、計21万8,400円を政務活動費から支出した。（第1号証）
- (2) また、X議員は令和2年度下半期に給与としての人物費を計上し、計21万8,400円を政務活動費から支出した。（第2号証）
- (3) X議員は給与について源泉徴収を行わず労働保険料を納付していない。
- (4) 国税庁のHPによれば、会社や個人が、人を雇って給与を支払ったり、税理士、弁護士、司法書士などに報酬を支払ったりする場合には、その支払の都度支払金額に応じた所得税及び復興特別所得税を差し引くことになっている。例外は「常時2人以下の手伝いさんなどのような家事使用人だけに給与を支払っている個人」であるが、政務活動費で雇用する補助職員は「お手伝いさんなどのような家事使用人」ではない。（第3号証）
- (5) 人を雇って給与を支払いながら源泉徴収を行わなかったことは所得税法第6、183、184、200、204、229、230条及び復興財源確保法第8、28条に違反しており、X議員による政務活動費からの給与支払いは違法な支出である。
- (6) また、パート・アルバイトを含めた労働者を1日でも雇っていれば、その事業主は労災保険と雇用保険の加入手続を行い、労働保険料を支払わなくてはならない。（第4号証）

- (7) 使途運用指針（※2）「5使途に関する指針 (4)人件費」には「<備考>法令の定めのあるものについては、法令を遵守する」とあり、「雇用保険…ハローワーク」「労災保険…労働基準監督署」「源泉徴収…税務署」が挙げられており、X議員による政務活動費からの給与支払いは使途運用指針（※2）にも違反する。（第5号証）
- (8) したがって、X議員が支払った給与計43万6,800円をさいたま市に返還するよう勧告することを求めます。

- 2(1) X議員は令和3年3月31日に「市議会活動報告ポスティング」として9万9,786円を、広報広聴活動費として政務活動費として支出した。（第6号証）
- (2) 使途運用指針「5使途に関する指針 (3)広報広聴活動費」では「広報紙の発行、発送料等の領収書には、ただし書欄に発行物若しくは発送したものとの名称と作成部数を記入してもらう。ただし書が不十分である場合、「領収書等貼付用紙」（参考様式1号）の余白又は別紙に名称や作成部数を記載し、請求書や納品書など何を作成したのか内容が分かるものを保管しておく。」と規定されている。（第7号証）
- しかし、X議員が提出した領収書にはいずれも広報紙の名称は記入されておらず、「領収書等貼付用紙」（参考様式1号）の余白又は別紙にも広報紙の名称は記載されていない。
- (3) したがって、(1)で述べたX議員の市政レポートに関する支出は使途運用指針の違反であり、令和2年度にX議員が政務活動費から広報広聴活動費として支出した9万9,786円をさいたま市に返還するよう勧告することを求めます。

上記のとおり法第242条第1項の規定により別紙事実証明書を添え、必要な措置を請求します。併せて、請求人による意見陳述の機会を求める。

- ※1 請求書上、「53万6,568円」と表記されているが、「53万6,586円」の誤りであると解した。
- ※2 請求書上、「運用指針」と表記されているが、「使途運用指針」の誤りであると解した。

別紙事実証明書（第1号証～第7号証）は、省略
追加提出された証拠（令和4年1月24日提出）は、省略

第2 請求の受理

本請求について、法第242条第1項及び第2項の要件審査を実施したところ、要件を具备しているものと認め、令和3年12月23日付けで本請求の受理を決定した。

第3 監査の実施

1 対象事項

請求人が提出した請求書及び事実証明書等から判断して、令和2年度にX議員に交付された政務活動費のうち、請求人が本請求において主張する、人件費として計上された43万6,800円及び広報広聴活動費として計上された9万9,786円が違法又は不当な支出であるか、その結果、さいたま市長（以下「市長」という。）がX議員に対する返還請求権の行使を怠っていると認められるかを監査対象とした。

2 対象所管

議会局総務部秘書総務課

3 監査方法

次の方法により監査を行った。

(1) 法第242条第7項の規定により、令和4年1月25日に請求人の陳述を聴取した。

請求人4名が出席した。令和4年1月24日に追加提出された証拠があった。

なお、令和3年12月20日付けで受け付け、令和3年12月23日付けで受理を決定した監査監第1238号から1286号までの同一請求人からの住民監査請求について、一括して行った。

(2) 令和4年1月25日に関係職員の陳述を聴取した。

「2 対象所管」から、秘書総務課長、秘書総務課長補佐及び総務係長の計3名が出席した。

なお、令和3年12月20日付けで受け付け、令和3年12月23日付けで受理を決定した監査監第1238号から1286号までの同一請求人からの住民監査請求について、一括して行った。

(3) 「第4 事実」に掲げる事項等について、事実関係の調査を実施した。

第4 事実

調査の結果、以下の事実が認められた。

1 関係法令の内容

(1) 所得税法（昭和40年法律第33号）

第6条 第28条第1項(給与所得)に規定する給与等の支払をする者その他第四編第一章から第六章まで(源泉徴収)に規定する支払をする者は、この法律により、その支払に係る金額につき源泉徴収をする義務がある。

第183条 居住者に対し国内において第28条第1項(給与所得)に規定する給与等(以下この章において「給与等」という。)の支払をする者は、その支払の際、その給与等について所得税を徴収し、その徴収の日の属する月の翌月十日までに、これを国に納付しなければならない。

2 法人の法人税法第2条第十五号(定義)に規定する役員に対する賞与については、支払の確定した日から一年を経過した日までにその支払がされない場合には、そ

の一年を経過した日においてその支払があつたものとみなして、前項の規定を適用する。

第184条 常時二人以下の家事使用人のみに対し給与等の支払をする者は、前条の規定にかかわらず、その給与等について所得税を徴収して納付することを要しない。

第200条 常時二人以下の家事使用人のみに対し第28条第1項(給与所得)に規定する給与等の支払をする者は、前条の規定にかかわらず、その支払う退職手当等について所得税を徴収して納付することを要しない。

第204条 居住者に対し国内において次に掲げる報酬若しくは料金、契約金又は賞金の支払をする者は、その支払の際、その報酬若しくは料金、契約金又は賞金について所得税を徴収し、その徴収の日の属する月の翌月十日までに、これを国に納付しなければならない。

- 一 原稿、さし絵、作曲、レコード吹込み又はデザインの報酬、放送謝金、著作権(著作隣接権を含む。)又は工業所有権の使用料及び講演料並びにこれらに類するもので政令で定める報酬又は料金
 - 二 弁護士(外国法事務弁護士を含む。)、司法書士、土地家屋調査士、公認会計士、税理士、社会保険労務士、弁理士、海事代理士、測量士、建築士、不動産鑑定士、技術士その他これらに類する者で政令で定めるものの業務に関する報酬又は料金
 - 三 社会保険診療報酬支払基金法(昭和23年法律第129号)の規定により支払われる診療報酬
 - 四 職業野球の選手、職業拳けん闘家、競馬の騎手、モデル、外交員、集金人、電力量計の検針人その他これらに類する者で政令で定めるものの業務に関する報酬又は料金
 - 五 映画、演劇その他政令で定める芸能又はラジオ放送若しくはテレビジョン放送に係る出演若しくは演出(指揮、監督その他政令で定めるものを含む。)又は企画の報酬又は料金その他政令で定める芸能人の役務の提供を内容とする事業に係る当該役務の提供に関する報酬又は料金(これらのうち不特定多数の者から受けるものを除く。)
 - 六 キャバレー、ナイトクラブ、バーその他これらに類する施設でフロアにおいて客にダンスをさせ又は客に接待をして遊興若しくは飲食をさせるものにおいて客に侍してその接待をすることを業務とするホステスその他の者(以下この条において「ホステス等」という。)のその業務に関する報酬又は料金
 - 七 役務の提供を約することにより一時に取得する契約金で政令で定めるもの
 - 八 広告宣伝のための賞金又は馬主が受ける競馬の賞金で政令で定めるもの
- 2 前項の規定は、次に掲げるものについては、適用しない。
- 一 前項に規定する報酬若しくは料金、契約金又は賞金のうち、第28条第1項(給与所得)に規定する給与等(次号において「給与等」という。)又は第30条

第1項(退職所得)に規定する退職手当等に該当するもの

- 二 前項第一号から第五号まで並びに第七号及び第八号に掲げる報酬若しくは料金、契約金又は賞金のうち、第183条第1項(給与所得に係る源泉徴収義務)の規定により給与等につき所得税を徴収して納付すべき個人以外の個人から支払われるもの
- 三 前項第六号に掲げる報酬又は料金のうち、同号に規定する施設の経営者(以下この条において「バー等の経営者」という。)以外の者から支払われるもの(バー等の経営者を通じて支払われるものを除く。)
- 3 第1項第六号に掲げる報酬又は料金のうちに、客からバー等の経営者を通じてホステス等に支払われるものがある場合には、当該報酬又は料金については、当該バー等の経営者を当該報酬又は料金に係る同項に規定する支払をする者とみなす、当該報酬又は料金をホステス等に交付した時にその支払があつたものとみなして、同項の規定を適用する。

第229条 居住者又は非居住者は、国内において新たに不動産所得、事業所得又は山林所得を生ずべき事業を開始し、又は当該事業に係る事務所、事業所その他これらに準ずるものを設け、若しくはこれらを移転し若しくは廃止した場合には、財務省令で定めるところにより、その旨その他必要な事項を記載した届出書を、その事実があつた日から一月以内に、税務署長に提出しなければならない。

第230条 国内において給与等の支払事務を取り扱う事務所、事業所その他これらに準ずるものを設け、又はこれらを移転し若しくは廃止した者は、その事実につき前条の届出書を提出すべき場合を除き、財務省令で定めるところにより、その旨その他必要な事項を記載した届出書を、その事実があつた日から一月以内に、税務署長に提出しなければならない。

(2) 東日本大震災からの復興のための施策を実施するために必要な財源の確保に関する特別措置法(平成23年法律第117号。以下「復興財源確保法」という。)

第8条 所得税法第5条の規定その他の所得税に関する法令の規定により所得税を納める義務がある居住者、非居住者、内国法人又は外国法人は、基準所得額につき、この法律により、復興特別所得税を納める義務がある。

2 所得税法第6条の規定その他の所得税に関する法令の規定により所得税を徴収して納付する義務がある者は、その徴収して納付する所得税の額につき、この法律により、源泉徴収をする義務がある。

第28条 所得税法第四編第一章から第六章まで並びに租税特別措置法第3条の3第3項、第6条第2項(同条第13項において準用する場合を含む。)、第8条の3第3項、第9条の2第2項、第9条の3の2第1項、第37条の11の4第1項、第37条の14の2第8項、第41条の9第3項、第41条の12第3項、第41条の12の2第2項から第4項まで及び第41条の22第1項の規定により所得税を徴収して納付すべき者は、その徴収(平成25年1月1日から令和19

年12月31日までの間に行うべきものに限る。)の際、復興特別所得税を併せて徴収し、当該所得税の法定納期限(国税通則法第2条第八号に規定する法定納期限をいう。第30条第1項において同じ。)までに、当該復興特別所得税を当該所得税に併せて国に納付しなければならない。

- 2 前項の規定により徴収すべき復興特別所得税の額は、同項に規定する規定その他の所得税に関する法令の規定により徴収して納付すべき所得税の額(第33条第1項の規定により読み替えて適用される租税特別措置法第9条の3の2第3項の規定により控除された金額がある場合には、同項の規定による控除をしないで計算した所得税の額)に百分の二・一の税率を乗じて計算した金額とする。
- 3 前2項の場合において、第33条第1項の規定により読み替えて適用される租税特別措置法第9条の3の2第3項各号に定める金額のうち同条第1項に規定する上場株式等の配当等に係る所得税の額から同条第3項の規定による控除をしてもなお控除しきれない金額があるときは、当該金額は、第1項の規定により当該所得税と併せて徴収して納付すべき当該上場株式等の配当等に係る復興特別所得税の額を限度として当該復興特別所得税の額から控除するものとする。
- 4 前項の規定の適用がある場合における第13条、第17条及び前条の規定の適用については、第13条中「計算した金額」とあるのは「計算した金額(所得税法第170条の規定及び第28条第3項の規定の適用がある場合には、同項の規定により控除された金額を控除した金額)」と、第17条第1項第三号中「金額。」とあるのは「金額とし、租税特別措置法第9条の3の2第1項に規定する上場株式等の配当等の交付を受けた場合には、当該上場株式等の配当等(同法第8条の5第1項の規定の適用を受けたものを除く。)に係る第28条第3項の規定により控除された金額に相当する金額及び第33条第1項の規定により読み替えて適用される同法第9条の3の2第3項の規定により控除された同項各号に定める金額に相当する金額のうち復興特別所得税の額に対応する部分の金額として政令で定める金額を加算した金額とする。」と、前条中「計算した金額」とあるのは「計算した金額(次条第3項の規定の適用がある場合には、同項の規定により控除された金額を控除した金額)」とする。
- 5 次の各号に掲げる規定により所得税の還付をすべき者は、その還付(当該各号に掲げる規定の区分に応じ当該各号に定める還付に限る。)の際、当該還付をする所得税の額に百分の二・一を乗じて計算した金額に相当する復興特別所得税を、当該所得税に併せて当該所得税の還付を受ける者に対して還付しなければならない。
 - 一 租税特別措置法第37条の11の4第3項又は第37条の11の6第7項の規定これらの規定により平成25年1月1日から令和19年12月31日までの間に行うべき還付
 - 二 租税特別措置法第41条の12第5項又は第6項の規定これらの規定により平成25年1月1日から令和19年12月31日までの間に発行された同条第

7 項に規定する割引債について行うべき還付

- 6 租税特別措置法第37条の11の6第7項の規定により、同法第9条の3の2第1項の規定により既に徴収した所得税の還付をすべき者は、前項の規定にかかわらず、その還付(同法第37条の11の6第7項の規定により令和2年1月1日から令和19年12月31日までの間に行うべき還付に限る。)の際、当該所得税と併せて既に徴収した復興特別所得税の額が、同法第37条の11の6第6項の規定を適用して計算した同法第9条の3の2第1項の規定により徴収すべき所得税と併せて徴収すべき復興特別所得税の額を超える場合における当該超える部分の金額に相当する復興特別所得税を、当該還付をすべき所得税に併せて当該所得税の還付を受ける者に対して還付しなければならない。
- 7 所得税法第215条(租税特別措置法第41条の22第2項第一号の規定により読み替えて適用される場合を含む。)の規定により所得税の徴収が行われたものとみなされる場合には、当該所得税の額につき第1項の規定による復興特別所得税の徴収が行われたものとみなす。
- 8 所得税法第四編第七章の規定は、第1項の規定により徴収して納付すべき復興特別所得税について準用する。
- 9 前各項の規定により復興特別所得税及び所得税の徴収及び納付又は還付があった場合においては、その徴収及び納付又は還付をすべき金額の百二・一分の二・一に相当する額の復興特別所得税及び百二・一分の百に相当する額の所得税の徴収及び納付又は還付があったものとする。
- 10 第1項の規定による復興特別所得税及び所得税の徴収及び納付があった場合(当該所得税について第33条第1項の規定により読み替えて適用される租税特別措置法第9条の3の2第3項の規定の適用があった場合に限る。)又は第6項の規定による復興特別所得税及び所得税の還付があった場合においては、前項の規定にかかわらず、その徴収及び納付又は還付をした額を第1項又は第6項の規定により併せて徴収及び納付又は還付をすべき復興特別所得税の額及び所得税の額に按分した額に相当する復興特別所得税及び所得税の徴収及び納付又は還付があつたものとする。
- 11 第5項及び第6項の規定による還付の手続、前二項の規定により徴収及び納付又は還付があつたものとされた額に一円未満の端数がある場合のその処理の方法その他前各項の規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

- (3) 労働者災害補償保険法(昭和22年法律第50号)
第3条 この法律においては、労働者を使用する事業を適用事業とする。
- (4) 雇用保険法(昭和49年法律第116号)
第4条 この法律において「被保険者」とは、適用事業に雇用される労働者であつて、第6条各号に掲げる者以外のものをいう。
第5条 この法律においては、労働者が雇用される事業を適用事業とする。

2 適用事業についての保険関係の成立及び消滅については、労働保険の保険料の徴収等に関する法律(昭和44年法律第84号。以下「徴収法」という。)の定めるところによる。

第6条 次に掲げる者については、この法律は、適用しない。

一 一週間の所定労働時間が20時間未満である者(第37条の5第1項の規定による申出をして高年齢被保険者となる者及びこの法律を適用することとした場合において第43条第1項に規定する日雇労働被保険者に該当することとなる者を除く。)

二 同一の事業主の適用事業に継続して31日以上雇用されることが見込まれない者(前2月の各月において18日以上同一の事業主の適用事業に雇用された者及びこの法律を適用することとした場合において第42条に規定する日雇労働者であつて第43条第1項各号のいずれかに該当するものに該当することとなる者を除く。)

三 季節的に雇用される者であつて、第38条第1項各号のいずれかに該当するもの

四 学校教育法(昭和22年法律第26号)第1条、第124条又は第134条第1項の学校の学生又は生徒であつて、前三号に掲げる者に準ずるものとして厚生労働省令で定める者

五 船員法(昭和22年法律第100号)第1条に規定する船員(船員職業安定法(昭和23年法律第130号)第92条第1項の規定により船員法第2条第2項に規定する予備船員とみなされる者及び船員の雇用の促進に関する特別措置法(昭和52年法律第96号)第14条第1項の規定により船員法第2条第2項に規定する予備船員とみなされる者を含む。以下「船員」という。)であつて、漁船(政令で定めるものに限る。)に乗り組むため雇用される者(一年を通じて船員として適用事業に雇用される場合を除く。)

六 国、都道府県、市町村その他これらに準ずるもの事業に雇用される者のうち、離職した場合に、他の法令、条例、規則等に基づいて支給を受けるべき諸給与の内容が、求職者給付及び就職促進給付の内容を超えると認められる者であつて、厚生労働省令で定めるもの

(5) 労働保険の保険料の徴収等に関する法律(昭和44年法律第84号)

第2条 この法律において「労働保険」とは、労働者災害補償保険法(昭和22年法律第50号。以下「労災保険法」という。)による労働者災害補償保険(以下「労災保険」という。)及び雇用保険法(昭和49年法律第116号)による雇用保険(以下「雇用保険」という。)を総称する。

2 この法律において「賃金」とは、賃金、給料、手当、賞与その他名称のいかんを問わず、労働の対償として事業主が労働者に支払うもの(通貨以外のもので支払われるものであつて、厚生労働省令で定める範囲外のものを除く。)をいう。

3 賃金のうち通貨以外のもので支払われるものの評価に関し必要な事項は、厚生労働大臣が定める。

4 この法律において「保険年度」とは、4月1日から翌年3月31日までをいう。

第3条 労災保険法第3条第1項の適用事業の事業主については、その事業が開始された日に、その事業につき労災保険に係る労働保険の保険関係(以下「保険関係」という。)が成立する。

第4条 雇用保険法第5条第1項の適用事業の事業主については、その事業が開始された日に、その事業につき雇用保険に係る保険関係が成立する。

2 使途運用指針における政務活動費の概要

政務活動費は、法第100条第14項、第15項及び第16項の規定に基づき、さいたま市議会議員の調査研究その他の活動(以下「政務活動」という。)に資するため必要な経費の一部として交付されるもので、法、さいたま市議会政務活動費の交付に関する条例(平成25年さいたま市条例第1号。以下「交付条例」という。)及びさいたま市議会政務活動費の交付に関する条例施行規則(平成25年さいたま市規則第6号。以下「交付条例施行規則」という。)が根拠となっている。

さいたま市議会では、交付条例及び交付条例施行規則に基づき、使途運用指針を定めており、令和元年度改訂版においては、その主な概要は以下のとおりである。

(1) 交付対象(交付条例第2条)

ア 会派

2人以上の議員で構成される会派で、会派結成の届出が受理されたもの

イ 議員

月額として14万円の額を選択した会派に所属する議員及びいずれの会派にも所属しない議員(以下「交付対象議員」という。)

(2) 交付額(交付条例第4条及び第5条)

ア 会派

月額34万円又は月額14万円のうちから会派が選択した額×会派所属議員数

イ 交付対象議員

月額20万円

(3) 請求方法(交付条例第8条)

会派の代表者及び交付対象議員は、各半期の最初の月の7日までに、市長に対し当該半期分の政務活動費の交付を請求する。

(4) 運用の基本指針(使途運用指針「3 運用の基本指針」)

ア 政務活動費支出の原則

(ア) 政務活動が目的であること。

(イ) 政務活動の必要性があること。

(ウ) 政務活動に要した金額や態様等に妥当性があること。

- (エ) 適正な手続がなされていること。
- (オ) 支出についての説明ができるよう書類等が整備されていること。

イ 実費弁償の原則

政務活動は、会派又は議員の自発的な意思に基づき行われるものであり、政務活動費は、「社会通念上妥当な範囲のものであること」を前提に、原則として政務活動に要した費用の実費に充当する。

ウ 按分支出の原則

議員の活動は、議会活動、選挙活動、政党政治活動、後援会活動等と多様であり、各々の活動を明確に区分することは困難である。そのため、活動に要した費用の全額に政務活動費を充当することが明らかに不適切であると認められる場合は、活動の実態に応じて費用を按分することになる。

したがって、全ての活動のうち政務活動に要した時間や事務所における占有面積の割合等に応じて費用を按分する必要がある。（対外的に明確に説明できることが必要である。）

エ 説明責任

政務活動費を支出したときは、交付条例により、会派及び交付対象議員には、議長に対し収支報告書を提出し、また市長に対して実績報告書を提出することが義務付けられている。

政務活動には、会派全体で行う活動のほか、複数の議員及び議員個人による活動があるが、いずれの場合でも、会派及び交付対象議員は、政務活動費の使途に関して、透明性を確保する必要がある。交付条例施行規則においても、会計帳簿及び領収書等は収支報告書等を提出すべき期間の末日の翌日から起算して5年を経過する日まで保存することが義務付けられており、これを整備保存し、市民に対する説明責任を果たさなければならない。

なお、更なる透明性の向上を目的として、令和元年度（改選後）交付分より領収書等の写しをインターネットにおいて公開する。

(5) 共通事項（使途運用指針「4 共通事項」）

共通事項として、次の6項目について定めている。

- ・「領収書等について」
- ・「交通費等旅費について」
- ・「備品の取扱いについて」
- ・「年度をまたぐ支払いについて」
- ・「長期前払費用について」
- ・「親族への支払いについて」

このうち、「領収書等について」は、次のとおりとなっている。

ア 領収書等について

- (ア) 領収書等は、交付条例施行規則第3条第2項の規定により収支報告書及び領収

書等（以下「収支報告書等」という。）を提出すべき期間の末日の翌日から起算して5年を経過する日まで保存する必要がある。

- (イ) 領収書等は、「領収書等貼付用紙」（参考様式第1号）に貼付し保管する。
- (ウ) 領収書等を貼付した「領収書等貼付用紙」を集計し、それをもとに「集計表」（参考様式第2号）及び「支出明細書」（参考様式第3号）を作成する。（「支出明細書」は、領収書ナンバーごとに1件ずつ記載する。）
- (エ) 政務活動費を計上した場合の単位としての「1件」とは、支払った相手方からの領収書等の枚数を基本とする。したがって、原則として「領収書等貼付用紙」1枚につき領収書等を1件ずつ貼付する。
- (オ) 領収書等の宛名は、議員交付の場合には、「議員氏名（〇〇〇〇）」又は「会派名及び議員氏名（〇〇〇〇さいたま市議（会議員）団〇〇〇〇（議員氏名））」とする。
会派交付の場合には、「会派名（〇〇〇〇さいたま市議（会議員）団）」又は「会派名及び議員氏名（〇〇〇〇さいたま市議（会議員）団〇〇〇〇（議員氏名））」とする。
- (カ) 領収書には、宛名、日付、品名及び内訳等（単価、個数等）を明記してもらう。
領収書の形式が不十分である場合、成果物や購入した物が分かるものを保管しておく。
※「お品代」「会議費」「書籍代」「印刷代」等の記載では説明が不充分であることから、取引内容が明確に説明できるように、宛名、日付、品名及び内訳等を「領収書等貼付用紙」余白や別紙に補記することが必要である。
- (キ) レシートは、日付、内訳（品名・個数等）などの必要事項が記載されていれば領収書と同様に扱うものとする。なお、レシートに宛名が記載されていない場合、「領収書等貼付用紙」に宛名を記載することが必要である。
※感熱紙のレシートは、時間が経つと印字が消えてしまう場合があるため、コピーをして原本とともに保管しておくことが必要である。
- (ク) 領収書が発行されない場合や電子マネーによる支出等、領収書が存在しないものの、支出を証明する資料が存在し、かつ合理的な理由がある場合等については、「政務活動費支払証明書」（参考様式第5号）に支出の内容を記載することで領収書に代えることができる。
- (ケ) ATM（現金自動預け払い機）を利用し、振込みによる支払いを行った場合や銀行取引での支払いは、振込明細書や通帳の写しを領収書に代わるものとして貼付する。
- (コ) 費用を按分する場合は、按分表等により按分割合を算出する。
また、各使途項目における按分割合は、「領収書等貼付用紙」の按分率に記載する。
- (モ) ポイント還元サービスで付与されたポイントについては、原則として利用が認

められない。（家電量販店等、ポイント現金還元サービスを行っている店で購入した物品を政務活動費で計上する場合、購入時にはポイントカードや会員カード等は利用せず、現金で支払うこととする。）

支払時にやむを得ずポイントが付与された場合は、その金額を値引き分として現金換算し計上金額から現金換算ポイント分を差し引かなければならない。また、保有する現金ポイントで支払う又は他の支払い手段と併用して支払った場合には、その支出を政務活動費として計上することはできない。

(6) 使途に関する指針（使途運用指針「5 使途に関する指針」）

ここでは、具体的な使途項目の内容、主な計上例及び考え方を記載し、共通事項を参照のうえ、実際の計上に当たっての参考とするよう明記されている。

本件政務活動費に関する部分については、次のとおりとなっている。（一部抜粋）

ア 広報広聴活動費

内 容	議会活動、市政に関する政策、調査研究、要請陳情活動等を市民に周知する広報活動並びに市民からの要望、意見等を聴取するための広聴活動に要する経費
主 な 計上例	広報紙の印刷費、作成委託費、ホームページ作成・維持管理費、発送料、配付手数料、写真現像・焼付け代等、広報広聴活動に伴う交通費、会場使用料、機材借上料、駐車場料金
考 え 方 ・ 取 扱 い	<p>① 広報広聴活動に係る交通費については、「共通事項」を参照すること。</p> <p>② 広報紙には、発行元としてさいたま市議会名、会派名又は議員名及び連絡先を記載する。</p> <p>③ 広報紙の作成やホームページの運営が、会派及び議員の政務活動（議会活動及び市の政策等を市民に報告する場合や市民の意見を議会活動に反映することを含む）を目的としている場合には、作成や維持管理等に係る経費を政務活動費で計上することができる。</p> <p>なお、後援会活動及び政党活動等の記述や議員の経歴など議員個人に関する記述がある場合には、合計した掲載面積の割合等で按分する必要がある。（明確に区分できない場合も按分する必要がある。）</p> <p>④ 広報紙の掲載内容に会派の活動に関する記述と議員個人の活動に関する記述が混在する場合は、掲載面積の割合等で按分し、会派の活動に関する掲載費用は会派交付分から、また、議員個人の活動に関する掲載費用は議員交付分から計上する。ただし全額会派交付となっている場合は、この限りでない。</p> <p>なお、広報紙の掲載内容に国会議員や他の地方自治体議員に関</p>

	<p>する記事が掲載されている場合は、その議員のアピールと誤解を招くおそれがあるため、按分の判断は慎重に行う。</p> <p>*平成24年3月27日和歌山地裁の判決より</p> <p>和歌山市議会の会派及び議員が行う議会活動や政策等の広報活動に要する費用を和歌山県から交付される政務調査費の広報費から支出することは出来ないと解される。</p> <p>⑤ 広報紙やホームページには、「他会派(議員)の一般質問の内容」及び「定例会の議案」等の記述を掲載することができる。ただし、誹謗中傷等の内容については、政務活動費から計上できない。</p> <p>⑥ 政党的宣伝活動に供するポスター、パンフレット等や、後援会の広報紙、ビラ等の作成、印刷及び発送などに要する費用は、計上できない。</p> <p>⑦ 郵便を利用する場合には、原則として、料金別納郵便又は料金後納郵便を利用することとし、「領収書等貼付用紙」（参考様式1号）の余白又は別紙に用途を記載する。また、やむを得ず切手やはがきを購入する場合には、必要枚数のみを購入するものとし、「領収書等貼付用紙」（参考様式1号）の余白又は別紙に用途を記載したうえで、「切手等整理簿」（参考様式10号）を作成する。</p> <p>*参考</p> <p>切手等には換金性があり、大量に購入し保有する行為が資金を留保しているとの見方をされるおそれがある。また、政務活動費の支出における「実費弁償の原則」の観点からも、このような行為は不適切であると考えられる。</p> <p>⑧ 名刺印刷・作成代は、政務活動費から計上できない。（交際費的な経費との区分が困難なため）</p> <p>⑨ 広報紙の発行、発送料等の領収書には、ただし書欄に発行物若しくは発送したものの名称と作成部数を記入してもらう。ただし書が不十分である場合、「領収書等貼付用紙」（参考様式1号）の余白又は別紙に名称や作成部数を記載し、請求書や納品書など何を作成したのか内容が分かるものを保管しておく。なお、成果物も保管しておく。</p> <p>⑩ 広報広聴活動に係る交通費については、行き先、目的等を「領収書等貼付用紙」（参考様式第1号）の余白又は別紙に記載すること。</p> <p>⑪ 一般の業者が発行したフリーぺーパー等に掲載した記事が、会派及び議員の政務活動（議会活動及び市の政策等を市民に報告す</p>
--	---

	<p>る場合や市民の意見を議会活動に反映することを含む) を目的としている場合には、その掲載費用は政務活動費で計上することができる。</p> <p><参考></p> <p>平成29年に個人情報保護法が改正されました。名簿などの個人情報を取り扱う場合、その保有・利用・提供は法令を遵守する必要があります。</p>
--	---

イ 人件費

内 容	政務活動を補助する職員の雇用に要する経費
主 な 計上例	給料、賃金、交通費、各種手当、社会保険料、人材派遣委託料、社会保険労務士・税理士等に係る費用
考え方・ 取扱い	<p>① 補助職員に係る交通費については、「共通事項」を参照すること。</p> <p>② 補助職員を雇用する場合は、雇用条件がわかる雇用契約書（参考様式8号等）、補助職員の氏名等が記載された雇用台帳（参考様式7号等）、及び給与台帳（源泉徴収簿又は賃金台帳）並びに勤務実態が分かる書類（出勤簿等）を作成し、保存する。</p> <p>③ 配偶者や扶養親族等、生計を一にする親族又は3親等内の血族及び2親等内の姻族を補助職員として雇用することはできない。</p> <p>④ 補助職員が政務活動の補助以外の業務（政党活動、後援会活動等の事務）を兼務している場合には、政務活動に要した時間の実数で計上し、按分はしない。</p> <p>⑤ 視察研修時の介助同行費用は政務活動費で計上することができる。</p> <p>⑥ 政務活動員とは会派及び会派に所属する議員の政務活動のみを補助する補助職員である。補助職員がその勤務時間内において政務活動の補助以外の業務（政党活動、後援会活動等の事務）を兼務している場合には政務活動員として届け出ることができない。</p> <p>なお、政務活動員については、政務活動員届出書を議長に提出し、政務活動員証の交付を受けることとする。</p> <p>※ 政務活動員として届出ができるのは、議員数10名までは2名までとし、以後、議員が5名増えるごとに1名増員できる。</p> <p>※ 政務活動員に係る経費については、按分することなく計上することができます。</p>

	<p><備考></p> <p>法令の定めのあるものについては、法令を遵守する。</p> <p>(行政機関)</p> <p>雇用保険…ハローワーク</p> <p>労災保険…労働基準監督署</p> <p>最低賃金…労働基準監督署</p> <p>源泉徴収…税務署</p> <p>個人情報の保護…個人情報保護委員会</p>
--	---

3 請求人の陳述

請求人の陳述の要旨は、次のとおりである。

昨年も4人で同様の住民監査請求を行い、監査委員から色々意見がつき、正された部分もあるが、そうでないものも多いので今回改めてチェックしたところ、多数のおかしな点があり、今回の住民監査請求を出した。

その一つが、チラシや広報紙の印刷に関してであり、名称・部数を領収書に記載すると使途運用指針にある。今回提出したうち、下半期はわりと守っているが、上半期は守っていない。監査委員からの意見により、問題があったと直した気持ちが各会派・議員にあったかもしれないが、それであれば上半期も直すべきである。

もう1点、資料購入費に関して、使途運用指針では、自宅で新聞等を定期購読して政務活動費で購入する場合、議員であるなしに関わらず、最低1紙は新聞を必ず自宅で取るものだから、1紙除いて2紙目からを請求するとある。

しかし、多くの議員が、新聞の購読料の領収書をそのまま請求しており、1紙自宅で取っているという証明がない。

今回新たな資料として提出したものは、自宅で朝日新聞と埼玉新聞の2紙を購読しているが、実際請求しているのは補記している朝日新聞だけで、埼玉新聞は自費で購読している。

他の議員もこういうかたちでやれば、1紙は自宅で取り、他の新聞に関して請求し、使途運用指針に基づくとはっきりする。

何も私たちは無理なものを求めているわけではない。1紙目は自宅と証明し、2紙目とはっきりと証明すべきである。

住民監査請求結果を出す場合に、監査委員から意見を付けることがありうると思うが、前回も誤解を招くことがないようにと意見が出ていたが、誤解を招くことがないよう、市民にはっきりわかるかたちで領収書を出すべきだというのを強く言っていただきたいと思う。

それが明確でないと他の議員の資料購入費に関しては、使途運用指針に反している疑いがあると言わざるを得ない。

今回、監査請求した金額は昨年より増えている。その主たる要因として人件費の問題があった。

昨年はチェックしなかったが、源泉徴収と労働保険料については、会派で行っている政務活動費ではしっかりとやっているが、議員個人では、やっている議員とそうでない議員に分かれている。

会派支給分はやっているので、どういう注意をしておかないといけないか、会派に相談するであろうし把握していくおかしくない。これは悪質性が高いと考え監査請求した。

国会議員の文書通信費が昨年からクローズアップされ、コロナ禍で市民国民の生活が苦しいということもあり、より一層しっかりと使い方が問われている。

そうした中で議会のお金の使い方について、予算を審議してもらう市議会に対して市執行部が色々文句を言うのは難しい。チェック機能となるのは監査委員なので、昨今の税金をしっかりと適正に使うという風潮を重ね合わせて適切な答えをいただきたい。

3件について非常に悪質だと思った事例を強く述べたい。

議員3人が、群馬県川場村の道の駅を視察した。一人あたり3,000円視察料として請求している。

請求書の6号証で「視察代」として3,000円を株式会社田園プラザ川場に支払いしている。何の根拠で3,000円という数字が出たか調べたところ、7号証にあるように、道の駅のホームページで視察について書いてあった。「なお、参加者全員に1,000円分の田園プラザ商品券を差し上げます。」

3人は誰も1,000円の商品券を挙げていない。事前に3人で示し合わせ、商品券を貰ったことを内緒にしようと、非常に悪意に満ちた請求と考える。もしかすると事前に認めて返還しているかもしれないが、過剰請求の事例である。

議会事務局の委託契約でチェックしている人がいながらこのような事態になり、チェック体制の仕様書についても疑問に思うので、それについては今後考えようと思っている。

換金性があり、これはポイントと同様の扱いなので、強く意見を申し上げたい。

昨年同様、今回も事務所費について監査請求したが、法律的には正しいとしても、グレーゾーンの運用は直していただきたい。

4 関係職員の陳述

関係職員の陳述の要旨は、次のとおりである。

なお、本請求に係る内容以外は除外した。

平成12年の法の一部改正により制度化された政務調査費は、平成25年3月1日に

施行された法の一部改正により、その名称を政務活動費に改められた。

改正前の政務調査費は、議会における会派等への調査研究費等の助成を制度化し、情報公開を促進する観点から、その使途の透明性を確保することの重要性に鑑み、交付の対象、額及び交付の方法を条例で定めることとされており、さらに平成25年3月の法改正により、政務活動費を充てることができる経費の範囲については条例で定めること、議長は政務活動費の使途の透明性の確保に努めることとされている。

さいたま市においても、この法改正を受け、議員提出議案により従前の条例を全部改正し、現行の交付条例を制定し、交付条例施行規則を制定し、交付条例の運用上必要となる様式を整備している。

交付額については、交付条例第4条第1項、及び第5条第1項にあるように、会派支給分は月額34万円または月額14万円の一方を選択、月額14万円を選択した会派の議員及び、いずれの会派へも属さない議員への議員支給分は月額20万円となっている。

政務活動費の支出については、交付条例第10条には、市の事務及び地方行財政に関する調査研究、国、他の団体等に対して行う要請、陳情等のための活動その他の市民福祉の向上と市の発展のために行う活動に必要な経費で、別表に定めるものに充てなければならないとある。

交付条例第11条第2項には、政務活動費の交付を受けた交付対象議員は、政務活動費の経理を適正に行わなければならぬとある。

政務活動費は、会派及び議員の調査研究その他の活動に資するために必要な経費であることを要し、個々の経費の支出は、使途運用指針に準拠する必要がある。

しかしながら、その活動は多岐多様にわたり、支出の対象となった活動に調査研究その他の活動の実態があり、市政との関連性等の合理性を欠くことが明らかである場合以外は、政務活動か否かの判断は、会派及び議員に委ねられることによって、会派及び議員の自律的判断が尊重されるべきものと考える。

本市議会では、継続的に議会改革に取り組んできた経緯があり、政務活動費についても、収支報告書には、全ての領収書等の写しを添付することとし、さらに閲覧規程を制定、また、その使途をより明確にするため、配布の使途運用指針を作成し、その後も必要に応じて改訂しているところである。

加えて、使途運用指針に適合しているか、支出内容を調査するために議会局で契約した調査機関を導入するほか、令和元年5月分以降の領収書等の写しをインターネットで公開するなど、使途の一層の透明性と適正な支出を図ってきたところであるが、これまで以上に政務活動費の使途の適正化と透明性の確保に取組んでいくよう努めていく。

昨年度の住民監査請求に際し、監査委員から「市民に対する説明責任を十分果たすことができる、より透明性の高い制度運用のための取組を強く望むものである」と意見があつたことから、令和3年3月18日に各派代表者会議を開催し、使途運用指針を遵守し、交付条例及び交付条例施行規則に基づき、適正な取扱いを行うよう、改めて周知を行つたところである。

使途運用指針は改訂を重ねているため、令和2年度支出分については、令和元年度改訂の使途運用指針に準拠する必要がある。

議会局及び調査機関では、領収書等の確認時に関係書類により、使途運用指針に基づき支出されていることを確認している。

交付条例第16条第1項の規定において閲覧に供されるものは、交付条例第12条第1項に基づき議長に提出された収支報告書と、当該支出に係る領収書その他の当該支出の事実を証する書類の写しとなっている。

請求人の主張する事項に関しては、政務活動費の返還請求の必要の有無を判断するため、交付条例第12条第5項に規定される議長の調査権に基づき、対象議員に対して、当該政務活動費の使用の状況について調査を行ったので、その結果を含め意見を述べる。

なお、今回の住民監査請求は、昨年度に提出された住民監査請求と同種同様の内容や、令和3年7月に東京高裁において判決が出た訴訟で争われた内容と同種同様の内容が多数含まれていたことから、それらについては、それぞれ昨年度の内容と同様の陳述内容としている。

今回の意見陳述においては、定められた時間内において全ての案件を取り扱わなければならぬ事情等を鑑み、陳述における意見の詳細については、配付した陳述「別紙資料」をもって代えさせてもらいたい。

議会局及び調査機関では領収書等の提出を受けた際に、関係書類により使途運用指針に基づき支出されていることを確認しているが、今回の請求に係る部分については、議会局及び調査機関により、使途運用指針に基づき支出がなされていることを改めて確認している。

調査結果からも、使途運用指針に基づき適正に処理をしていると判断できることから、請求人の使途運用指針に反しているとする主張には、いずれも根拠がなく、請求人が求める措置は必要ないと考える。

※本請求に係る陳述「別紙資料」の要旨は、次のとおりである。

監査監第1262号、X議員の人事費の支出に関してであるが、請求人が主張する「X議員は、令和2年度上期に「給与」として計21万8,400円を、令和2年度下期に「給与」として計21万8,400円を支払ったとする領収書を人事費として提出している。」という件については、「X議員より「当該金額を人事費として計上したことは事実である。」との回答を受けている。

続いて、人事費の件について、X議員に確認したところ、「使途運用指針にあるとおり、雇用契約書、雇用台帳、源泉徴収簿、勤務実態が分かる書類を保存している。また、生計を一にする親族又は3親等内の血族及び2親等内の姻族を補助職員として雇用していない。」との回答を受けている。

人事費の計上については使途運用指針19ページの(4)人事費の考え方・取扱いに基づいた書類の整備がされていることを議会局、調査機関で再度確認していることからも、

X議員の人事費の計上については使途運用指針上問題ないと考える。

次に、X議員の広報広聴活動費の支出に関してであるが、請求人が主張する「令和3年3月31日に「市議会活動報告ポスティング」として9万9,786円を支払ったとする領収書を広報広聴活動費として提出している。」という件については、X議員より「当該金額を広報広聴活動費として計上したことは事実である。」との回答を受けている。

続いて、請求人からの「使途運用指針の「5 使途に関する指針 (3)広報広聴活動費」に「広報紙の発行、発送料等の領収書には、ただし書欄に発行物若しくは発送したものとの名称と作成部数を記入してもらう。ただし書が不十分である場合、「領収書等貼付用紙」（参考様式1号）の余白又は別紙に名称や作成部数を記載し、請求書や納品書など何を作成したのか内容が分かるものを保管しておく。」と規定されている。しかし、X議員が提出した領収書には、いずれも広報紙の名称は記入されておらず、「領収書等貼付用紙」（参考様式1号）の余白又は別紙にも広報紙の名称は記載されていない。したがって、X議員の市政レポートに関する支出は使途運用指針の違反である。」との主張について、X議員に確認したところ、「当該領収書（領収書等貼付用紙）には、広報紙の名称が記入（記載）されていないが、別紙として確認できる請求書や成果物等を保管している。」との回答を受けている。なお、議会局、調査機関で請求書や成果物等を再度確認している。

また、使途運用指針の18ページ⑨にあるとおり、「ただし書が不十分である場合、「領収書等貼付用紙」（参考様式1号）の余白又は別紙に名称や作成部数を記載し、請求書や納品書など何を作成したのか内容が分かるものを保管しておく。」と使途運用指針に示されており、必ずしも領収書や領収書等貼付用紙の余白に記入、記載することに限定されないことから、別紙等が具備され支出の内訳が明確な場合、請求人が主張するように、領収書や領収書等貼付用紙の余白に広報紙の名称の記入、記載がないことをもって直ちに使途運用指針の内容に反しているとは考えていない。

【議会局において、原本及び関係書類を改めて確認している。】

5 関係職員の陳述に対する請求人の意見

請求人の意見の要旨は、次のとおりである。

なお、本請求に係る内容以外は除外した。

人事費の源泉徴収・労働保険について、「使途運用指針にするとおり、雇用契約書、雇用台帳、源泉徴収簿、勤務実態が分かる書類を保存している。また、生計を一にする親族又は3親等内の血族及び2親等内の姻族を補助職員として雇用していない。」とあり使途運用指針上問題がないと書いてあるが、書類が揃っているから問題がないではなく、労働保険料等を払っているかを確認していないことになる。

法律できちんと義務付けられている。それを守っているか、確認されてないし触れていない。法令に違反しているのに支出を認めて問題ないとするの納得できない。

人件費の件で、書類が存在していると言っているが、それぞれ国の機関に相談したほうがいいのかなと思ってしまう。議会局が確認しているのだから、国の機関が調査を行っても問題ないか。

6 関係職員の陳述に対する監査委員の質疑

関係職員の陳述に対する監査委員の質疑の要旨は、次のとおりである。

なお、本請求に係る内容以外は除外した。

(1) 今回の住民監査請求を受けて、対象会派、対象議員に対して調査を行った旨の説明があつたが、調査の日程、どこで調査をしたかといったことはまとめてあるかとの質問に対し、次のとおり回答を得た。

(秘書総務課長回答)

原本・関係書類の確認行つた日付、職員の一覧を表にしたもののが残っている。

議員控室において、職員が二人一組で、議員と対面で原本・関係書類の確認を行つた。一部の議員にはオンラインで実施した。

(2) 使途運用指針の人事費に「備考」があり、「法令の定めのあるものについては、法令を遵守する」として税金や社会保険関係があるが、「備考」の位置付けはとの質問に対し、次のとおり回答を得た。

(秘書総務課長回答)

特別に定めている使途運用指針とは区別し、「備考」という表記にしている。

人件費として支出を行う際は、関連している項目と行政機関を、参考に近いかたちで記載している。

(3) 交付条例第10条関係別表中、人件費において「社会保険料等の経費」とあるが、社会保険料等の経費が政務活動費で支出されていなければ、使途運用指針の対象外となるのか。政務活動費から支出されていないものは、使途運用指針の対象外となるのかとの質問に対し、次のとおり回答を得た。

(秘書総務課長回答)

政務活動費から支出されているもの以外は使途運用指針の対象外となる。

(4) 昨年度の監査委員からの意見「政務活動費の使途が使途運用指針に違反しているとの疑惑を抱かれる余地があり、事実として住民監査請求に至った事例が多数あることから、今後においては、市民に対する説明責任を十分果たすことができるよう、より透明性の高い制度運用のための取組を強く望むものである」について、各派代表者会議で使途運用指針の適正な取り扱いについて周知をしたと聞いたが、具体的にはとの質問に対し、次のとおり回答を得た。

(秘書総務課長回答)

令和3年3月18日に各派代表者会議を通じて監査結果を報告し、また、監査委員の意見についても協議を行った。

新聞購読料の質問書の提出、領収書等貼付用紙への補記の徹底などを行うこととし、会派を通じて各議員に周知した。

7 法第199条第8項の規定による調査事項

法第199条第8項の規定により、次のとおり関係職員に対して調査を実施した。

なお、令和3年12月20日付けで受け付け、令和3年12月23日付けで受理を決定した監査監第1238号から1286号までの同一請求人からの政務活動費に係る住民監査請求について、一括した内容となっているものも含む。

(1) 議員の活動の中で政務活動費以外で支出した内容の報告、例えば人件費のうち政務活動費外で支出した内容については、市に報告しなければならないものかとの質問に対し、次のとおり回答を得た。

(回答)

報告する必要はない。

(2) 領収書等のインターネットでの公開の趣旨から鑑み、実績報告の審査において、その要件とされるものにおいては、公開するのが適当と考えるが、インターネットで公開する領収書等の範囲について聞きたいとの質問に対し、次のとおり回答を得た。

(回答)

交付条例第16条第1項において、「何人も、議長に対し、議長の定めるところにより、第12条の規定により提出された収支報告書等の閲覧を請求することができる。」と規定されている。また、同条例第12条第1項及び第2項には「政務活動費の交付を受けた会派の代表者及び交付対象議員は、規則で定めるところにより、政務活動費に係る収入及び支出の報告書（以下「収支報告書」という。）を作成し、これに当該支出に係る領収書その他の当該支出の事実を証する書類（以下「領収書等」という。）の写しを添付して、議長に提出しなければならない。2 前項の収支報告書及び領収書等の写し（以下「収支報告書等」という。）は、政務活動費の交付を受けた各半期の末日の翌日から起算して1月以内に提出しなければならない。」と規定されている。

インターネットで公開する範囲についても、条例により定められた閲覧と同一物を公開している。

(3) 新聞を購読し、政務活動費として経費を計上している場合、収支報告や実績報告がなされたときに、新聞の配達先「自宅」「事務所」の別の確認を行っているのか。

また、新聞を購読しているのが自宅であった場合、1紙目の領収書の確認は行っているのか。印刷物等の作成や配布に係る領収書に、名称や作成部数が記載されていな

い場合、収支報告書提出時に「内容が分かるもの」を確認しているのかとの質問に対し、次のとおり回答を得た。

(回答)

今回の監査対象となっている議員に対して、購読場所を改めて確認を行ったところである。

また、自宅兼事務所で購読している1紙目の購読内容について資料等の提出は求めていない。広報紙等に係る名称や作成部数が領収書に記載されていない場合において、別紙や請求書等を確認している。

(4) 人件費において「雇用契約書」「雇用台帳」「給与台帳（源泉徴収簿又は賃金台帳）」並びに勤務実態が分かる書類（出勤簿等）を保存していると、議員からは回答を得ていると聞くが、各書類の原本若しくは写しを確認し、その内容までを確認しているのか、それとも議員から「保存している」の回答をもって「書類が整備されていることを確認した」としているのか。また、今回住民監査請求された内容のうち、労災保険については事業者負担として全ての事業所で納付義務があるが、各議員の労災保険料納付状況について、確認したのか。議長の調査権により確認できるのかとの質問に対し、次のとおり回答を得た。

(回答)

源泉所得税及び雇用保険料については、源泉徴収簿又は賃金台帳を議会局及び調査機関において、目視で確認している。

また、交付条例第12条第5項に基づく議長調査は、収支報告書に計上された支出に係る領収書等を調査の対象としているため、計上されていない労災保険料は議長調査の対象外と考える。

(5) 使途運用指針の「4 共通事項 (1)領収書等について ⑪ポイント還元サービス」におけるポイント還元サービスの対象「差引」すべきものの考え方について、「ポイント還元サービスで付与されたポイントについては、原則として利用が認められません。」「支払い時にやむを得ずポイントが付与された場合は、その金額を値引き分として現金換算し計上金額から現金換算ポイント分を差し引かなければなりません。」とある。使途運用指針における「ポイント還元サービス」にかかる規定設計時に、今回の現地でしか使用ができない商品券のような内容については、特段想定や考慮はしていないかったのかとの質問に対し、次のとおり回答を得た。

(回答)

使途運用指針の「4 共通事項 (1)領収書等について⑪」は、「「ポイント還元サービス」で付与されたポイントについては、原則として利用が認められません」とあるとおり、支払った領収書についての取扱い・考え方であり、付与されたポイントを使用した政務活動費の計上を禁止した「支出」に関する規程である。

法第100条第14項において、「(略) 当該政務活動費の交付の対象、額及び交付の方法並びに当該政務活動費を充てることができる経費の範囲は、条例で定めなけ

ればならない。」と規定されており、交付条例においても、法の趣旨にのっとり、交付の対象、額、交付の方法及び政務活動費を充てることが出来る経費の範囲などが定められている。

のことから、使途運用指針はどのような活動に「支出」できるかを定めるものであり、原則として「収入」については規定しない。

- (6) 郵送料について、議員から「郵便区内特別郵便に該当しなかった」との回答であるが、同一区内の郵便物が100通未満であったということでよいかとの質問に対し、次のとおり回答を得た。

(回答)

議員に対し、改めて確認したところ、「同一区内の郵便物は100通未満である」との回答を得ている。

第5 監査委員の判断

以上のような事実確認に基づき、監査委員は、次のように判断した。

本請求は、市長が令和2年度にX議員に交付した政務活動費のうち、人件費として計上された43万6,800円及び広報広聴活動費として計上された9万9,786円は、使途運用指針に違反して支出されたものであるとして、53万6,586円をさいたま市に返還するよう、市長はX議員に要求することを、監査委員が勧告することを求めた事案である。

そのような措置を求める理由として、請求人は次のとおり主張している。

人件費について、X議員は給与について源泉徴収を行わず労働保険料を納付していないし、国税庁のHPによれば、会社や個人が、人を雇って給与を支払ったり、税理士、弁護士、司法書士などに報酬を支払ったりする場合には、その支払の都度支払金額に応じた所得税及び復興特別所得税を差し引くことになっている。例外は「常時2人以下の手伝いさんなどのような家事使用人だけに給与を支払っている個人」であるが、政務活動費で雇用する補助職員は「お手伝いさんなどのような家事使用人」ではない。人を雇って給与を支払いながら源泉徴収を行わなかったことは所得税法第6、183、184、200、204、229、230条及び復興財源確保法第8、28条に違反しており、X議員による政務活動費からの給与支払いは違法な支出であると主張している。

また、パート・アルバイトを含めた労働者を1日でも雇っていれば、その事業主は労災保険と雇用保険の加入手続を行い、労働保険料を支払わなくてはならないと主張している。

さらに、使途運用指針「5使途に関する指針 (4)人件費」には「<備考>法令の定めのあるものについては、法令を遵守する」とあり、「雇用保険…ハローワーク」「労災保険…労働基準監督署」「源泉徴収…税務署」が挙げられており、X議員による政務活動費からの給与支払いは使途運用指針にも違反すると主張している。

広報広聴活動費については、X議員が提出した領収書にはいずれも広報紙の名称は記入されておらず、領収書等貼付用紙の余白又は別紙にも広報紙の名称は記載されていないとし、使途運用指針「5 使途に関する指針 (3)広報広聴活動費」の「広報紙の発行、発送料等の領収書には、ただし書欄に発行物若しくは発送したものとの名称と作成部数を記入してもらう。ただし書が不十分である場合、「領収書等貼付用紙」（参考様式1号）の余白又は別紙に名称や作成部数を記載し、請求書や納品書など何を作成したのか内容が分かるものを保管しておく。」との規定に違反すると主張している。

政務活動費については、法第100条第14項、第15項及び第16項に規定されており、同条第14項に「普通地方公共団体は、条例の定めるところにより、その議会の議員の調査研究その他の活動に資するため必要な経費の一部として、その議会における会派又は議員に対し、政務活動費を交付することができる。この場合において、当該政務活動費の交付の対象、額及び交付の方法並びに当該政務活動費を充てることができる経費の範囲は、条例で定めなければならない。」とあることから、市は、交付条例及び交付条例施行規則を制定し、これらの法令を根拠に、政務活動費の交付に係る支出事務を執行している。

さらに、さいたま市議会は、政務活動費の適正な支出と使途の透明性を確保するため、使途運用指針を作成しており、ここに「運用の基本指針」や「使途に関する指針」等が示されているところである。

政務調査費においては、「政務調査費の支出に使途制限違反があることが収支報告書等の記載から明らかにうかがわれるような場合を除き、監査委員を含め区の執行機関が、実際に行われた政務調査活動の具体的な目的や内容等に立ち入ってその使途制限適合性を審査することを予定していないと解される」（最高裁平成21年12月17日第一小法廷判決）、「議員の調査研究活動は多岐にわたり、個々の経費の支出がこれに必要かどうかについては議員の合理的判断に委ねられる部分がある」（最高裁平成22年3月23日第三小法廷判決）とされ、これらの判例は、政務活動費においても同様に該当すると解される。

このため、政務活動費の使途においては、会派及び議員の自主性、自律性が尊重されなければならないが、一方で政務活動費が市の公金であることから、使途における透明性の確保と説明責任が求められるといえる。

本請求の監査対象とした、令和2年度にX議員に交付された政務活動費のうち、人件費として計上された43万6,800円及び広報広聴活動費として計上された9万9,786円が違法又は不当な支出であるか、その結果、市長がX議員に対する返還請求権の行使を怠っていると認められるかを判断するに当たり、本件支出のうち人件費については請求人の主張する関係法令又は使途運用指針に違反しているとする請求人の主張が認められるか、その他支出については使途運用指針に違反しているとする請求人の主張が認められるか検討を行うこととする。

まず、人件費について、X議員は給与について源泉徴収を行っておらず労働保険料を納

付していないとの請求人の主張に対し、関係職員は、交付条例第12条第5項に規定される議長の調査権に基づく調査結果として、X議員から「使途運用指針にあるとおり、雇用契約書、雇用台帳、源泉徴収簿、勤務実態が分かる書類を保存している。また、生計を一にする親族又は3親等内の血族及び2親等内の姻族を補助職員として雇用していない。」との回答を得ており、人件費の計上については使途運用指針「5使途に関する指針 (4)人件費」の「②補助職員を雇用する場合は、雇用条件がわかる雇用契約書（参考様式8号等）、補助職員の氏名等が記載された雇用台帳（参考様式第7号等）、及び給与台帳（源泉徴収簿又は賃金台帳）並びに勤務実態が分かる書類（出勤簿等）を作成し、保存する」とあるとおり、X議員が当該書類を作成、保管していることを議会局及び調査機関で再度確認しているとしている。さらに、交付条例第10条関係別表中、人件費において「社会保険料等の経費」とあるが、社会保険料等の経費が政務活動費で支出されていなければ、使途運用指針の対象外となるのか。政務活動費の経費として計上されていないものは、使途運用指針の対象外となるのかとの監査委員の質疑に対し、関係職員は、政務活動費から支出されているもの以外は使途運用指針の対象外となるとしている。

また、使途運用指針「5使途に関する指針 (4)人件費」には「<備考>法令の定めのあるものについては、法令を遵守する」とあり、「雇用保険…ハローワーク」「労災保険…労働基準監督署」「源泉徴収…税務署」が挙げられており、X議員による政務活動費からの給与支払いは使途運用指針にも違反するとの請求人の主張、使途運用指針の人件費に「備考」があり、「法令の定めのあるものについては、法令を遵守する」として税金や社会保険関係があるが、「備考」の位置付けはとの監査委員の質疑に対しては、関係職員は、特別に定めている使途運用指針とは区別し、「備考」という表記とし、人件費として支出を行う際は、関連している項目と行政機関を、参考に近いかたちで記載しているとしている。

使途運用指針「5使途に関する指針 (4)人件費 考え方・取扱い」において、「①補助職員に係る交通費については、「共通事項」を参照すること。②補助職員を雇用する場合は、雇用条件がわかる雇用契約書（参考様式8号等）、補助職員の氏名等が記載された雇用台帳（参考様式7号等）、及び給与台帳（源泉徴収簿又は賃金台帳）並びに勤務実態が分かる書類（出勤簿等）を作成し、保存する。③配偶者や扶養親族等、生計を一にする親族又は3親等内の血族及び2親等内の姻族を補助職員として雇用することはできない。④補助職員が政務活動の補助以外の業務（政党活動、後援会活動等の事務）を兼務している場合には、政務活動に要した時間の実数で計上し、按分はしない。⑤視察研修時の介助同行費用は政務活動費で計上することができる。⑥政務活動員とは会派及び会派に所属する議員の政務活動のみを補助する補助職員である。補助職員がその勤務時間内において政務活動の補助以外の業務（政党活動、後援会活動等の事務）を兼務している場合には政務活動員として届け出ることができない。なお、政務活動員については、政務活動員届出書を議長に提出し、政務活動員証の交付を受けることとする。※ 政務活動員として届出ができるのは、議員数10名までは2名までとし、以後、議員が5名増えるごとに1名増員できる」とある。

る。※ 政務活動員に係る経費については、按分することなく計上することができる。」と規定され、続いて「<備考>法令の定めのあるものについては、法令を遵守する。（行政機関）雇用保険…ハローワーク 労災保険…労働基準監督署 最低賃金…労働基準監督署源泉徴収…税務署 個人情報の保護…個人情報保護委員会」と記載されている。

一般的な国語辞典によれば、備考とは「参考のために付記すること。また、その事柄・記事。」との意味であり、本文に書くほどではないが、本文理解のために参考になることを書き添えたものであると理解できることから、使途運用指針における備考の位置付けは、政務活動費に限らず、人件費において考慮すべき手続事項を参考に記載したものであると解する。

本請求においては、補助職員に給与として支給した額を政務活動費として計上していることが認められており、市民の代表である議員において、補助職員を雇用する場合にあっては、源泉徴収その他の税関係法令及び労災保険、雇用保険その他の労働関係法令に基づく必要な手続を行うことは当然のことである。

しかし、使途運用指針において、人件費に係る経費の全てを政務活動費で計上しなければならないと規定されていない。また、経費として計上されず、政務活動費として支出されていない源泉徴収税額、労働保険料については使途運用指針の対象ではないこと、備考の位置付けが、政務活動費に限らず人件費において考慮すべき手続事項を参考に記載したものであり、当該手続は使途運用指針の要件とまでは認められないことから、源泉徴収税額、労働保険料が政務活動費に計上されていないことをもって、所得税法、復興財源確保法その他の関係法令及び使途運用指針に違反しているとまではいえないと解する。

その他、X議員の人件費に係る支出について、違法と認めるに足りる証拠はない。

したがって、本件支出は、所得税法、復興財源確保法その他の関係法令及び使途運用指針に違反するということはできない。

次に、広報広聴活動費については、X議員が提出した領収書にはいずれも広報紙の名称は記入されておらず、領収書等貼付用紙の余白又は別紙にも広報紙の名称は記載されていないとの請求人の主張に対し、関係職員は、交付条例第12条第5項に規定される議長の調査権に基づく調査結果として、X議員から「当該領収書（領収書等貼付用紙）には、広報紙の名称が記入（記載）されていないが、別紙として確認できる請求書や成果物等を保管している。」との回答を得ており、また、使途運用指針において、必ずしも領収書や領収書等貼付用紙の余白に記入、記載することに限定されないとしている。さらに、議会局及び調査機関で請求書や成果物等を再度確認しているとしている。

使途運用指針「5 使途に関する指針 (3)広報広聴活動費」においては、「ただし書が不十分である場合、「領収書等貼付用紙」（参考様式1号）の余白又は別紙に名称や作成部数を記載し、請求書や納品書など何を作成したのか内容が分かるものを保管しておく。」と規定されており、発行物又は発送したものの名称や作成部数の記載は必ずしも領収書又は

領収書等貼付用紙の余白に限定されていない。別紙等が具備され、支出の内訳が明確な場合には、直ちに使途運用指針に違反しているとまではいえないと解する。

本件については、領収書又は領収書等貼付用紙の余白には広報紙の名称は記載されていないものの、別紙として確認できる請求書や成果物等が保管されていると認めることができる。

したがって、本件支出は、使途運用指針に違反するということはできない。

第6 結論

以上のことから総合的に判断した結果、監査委員は、次のとおり結論に至った。

令和2年度にX議員に交付された政務活動費のうち、人件費として計上された43万6,800円及び広報広聴活動費として計上された9万9,786円について、違法又は不当な支出とはいえず、その結果、市長がX議員に対する返還請求権の行使を怠っているとは認められない。請求人の主張は認めることができず、よって、本請求には理由がないものと判断する。